

令和2年太宰府市議会第4回（10月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
10月13日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑・討論・採決

令和2年太宰府市議会第5回（11月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月27日(金)	午 後 1 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑・討論・採決

令和2年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月2日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月3日(木)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
12月4日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
12月5日(土)				
12月6日(日)				
12月7日(月)				
12月8日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月9日(水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
12月11日(金)				
12月12日(土)				
12月13日(日)				
12月14日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月15日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月16日(水)				
12月17日(木)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
12月18日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	新型コロナウイルス対策議会連絡協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和2年第4回（10月）臨時会目次

◎ 第1日（10月13日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	1
開会	2
閉会	4

令和2年第5回（11月）臨時会目次

◎ 第1日（11月27日開会）

1. 議事日程	7
2. 出席議員	7
3. 欠席議員	7
4. 会議録署名議員	7
5. 出席説明員	7
6. 出席事務局職員	7
開会	8
閉会	12

令和2年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（12月2日開会）

1. 議事日程	15
2. 出席議員	15
3. 欠席議員	16
4. 会議録署名議員	16
5. 出席説明員	16
6. 出席事務局職員	16
開会	17
散会	23

◎ 第2日（12月4日再開）

1. 議事日程	25
2. 出席議員	25
3. 欠席議員	25
4. 出席説明員	25
5. 出席事務局職員	26
再開	27
散会	31

◎ 第3日（12月14日再開）

1. 議事日程	33
2. 出席議員	35
3. 欠席議員	35
4. 出席説明員	35
5. 出席事務局職員	35
再開	37
散会	108

◎ 第4日（12月15日再開）

1. 議事日程	109
2. 出席議員	111
3. 欠席議員	111
4. 出席説明員	111
5. 出席事務局職員	112
再開	113
散会	175

◎ 第5日（12月18日再開）

1. 議事日程	177
2. 出席議員	177
3. 欠席議員	178
4. 出席説明員	178
5. 出席事務局職員	178
再開	179
閉会	198

◎ 審議結果

1. 審議結果	199
2. 諸般の報告	201

1 議事日程

〔令和2年太宰府市議会第4回（10月）臨時会〕

令和2年10月13日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第12号 専決処分報告について（発掘現場での強風によるフェンスの転倒事故の損害賠償の額の決定）
日程第4 議案第54号 反訴の提起について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員 | 2番 宮原 伸一 議員 |
| 3番 船越 隆之 議員 | 4番 徳永 洋介 議員 |
| 5番 笠利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入江 寿 議員 | 8番 木村 彰人 議員 |
| 9番 小畠 真由美 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 原田 久美子 議員 | 12番 神武 綾 議員 |
| 13番 長谷川 公成 議員 | 14番 藤井 雅之 議員 |
| 15番 門田 直樹 議員 | 16番 橋本 健 議員 |
| 17番 村山 弘行 議員 | 18番 陶山 良尚 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | |
|--------------|-------------|
| 15番 門田 直樹 議員 | 16番 橋本 健 議員 |
|--------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 市長 楠田 大蔵 | 副市長 清水 圭輔 |
| 教育長 樋田 京子 | 総務部長 山浦 剛志 |
| 総務部理事 五味 俊太郎 | 都市整備部長 高原 清 |
| 教育部長 菊武 良一 | 教育部理事 堀 浩二 |
| 管財課長 柴田 義則 | 建設課長 中山 和彦 |
| 文化財課長 友添 浩一 | |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（3名）

- | | |
|--------------|----------|
| 議会事務局長 阿部 宏亮 | 書記 岡本 和夫 |
| 書記 平田 良富 | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第4回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

15番、門田直樹議員

16番、橋本 健議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第3、報告第12号「専決処分報告について（発掘現場での強風によるフェンスの転倒事故の損害賠償の額の決定）」及び日程第4、議案第54号「反訴の提起について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年太宰府市議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、専決処分報告1件、訴訟案件1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第12号及び議案第54号を一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第12号「専決処分の報告について（発掘現場での強風によるフェンスの転倒事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市が実施した発掘現場内のフェンスの転倒による事故の損害賠償の額を定めたものであります。

事故の概要としましては、令和2年8月10日、太宰府市観世音寺三丁目で行っていた市の発掘調査現場のフェンスが、台風5号接近による強風で隣地へ倒れ、そこに停車していた車両が破損しました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和2年9月28日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分ですので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、市加入の保険に本事案が該当せず、その全額を本市一般会計の文化財調査費より相手方にお支払いいたしました。

次に、議案第54号「反訴の提起について」ご説明申し上げます。

本件は、本市が所有する水路について所有権があるとの主張による所有権移転登記請求の訴えに対し、本市としましては、訴えの対象である水路と当該水路に接続する下流の水路に被告となるべき者が本市に無断で設置したと思われる境界標が設置されていますので、被告となるべき者に対し境界標の撤去を求める反訴を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時25分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第12号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで報告第12号の質疑を終結し、報告を終わります。

議案第54号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

議案第54号について質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「反訴の提起について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第4回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年2月15日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 門 田 直 樹

会議録署名議員 橋 本 健

## 1 議 事 日 程

[令和2年太宰府市議会第5回(11月)臨時会]

令和2年11月27日

午後1時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第13号 専決処分<sup>の</sup>報告について(市が管理する公園内の遊具による事故の損害賠償の額の決定)  
日程第4 議案第55号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

## 2 出席議員は次のとおりである(17名)

- |     |      |    |     |       |    |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 2番  | 宮原伸一 | 議員 | 3番  | 船越隆之  | 議員 |
| 4番  | 徳永洋介 | 議員 | 5番  | 笠利毅   | 議員 |
| 6番  | 堺剛   | 議員 | 7番  | 入江寿   | 議員 |
| 8番  | 木村彰人 | 議員 | 9番  | 小嶋真由美 | 議員 |
| 10番 | 上疆   | 議員 | 11番 | 原田久美子 | 議員 |
| 12番 | 神武綾  | 議員 | 13番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 14番 | 藤井雅之 | 議員 | 15番 | 門田直樹  | 議員 |
| 16番 | 橋本健  | 議員 | 17番 | 村山弘行  | 議員 |
| 18番 | 陶山良尚 | 議員 |     |       |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである(1名)

- 1番 柳原莊一郎 議員

## 4 会議録署名議員

- 17番 村山弘行 議員                      2番 宮原伸一 議員

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(7名)

- |        |      |                     |      |
|--------|------|---------------------|------|
| 市長     | 楠田大蔵 | 副市長                 | 清水圭輔 |
| 教育長    | 樋田京子 | 総務部長                | 山浦剛志 |
| 都市整備部長 | 高原清  | 総務課長併<br>選挙管理委員会書記長 | 川谷豊  |
| 建設課長   | 中山和彦 |                     |      |

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(4名)

- |        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮  | 書記 | 岡本和大 |
| 書記     | 井手梨紗子 | 書記 | 平田良富 |

開会 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第5回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

17番、村山弘行議員

2番、宮原伸一議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第13号 専決処分の報告について（市が管理する公園内の遊具による事故の損害賠償の額の決定）

○議長（陶山良尚議員） 日程第3、報告第13号「専決処分の報告について（市が管理する公園内の遊具による事故の損害賠償の額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、こんにちは。

本日、令和2年太宰府市議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、専決処分報告1件、条例改正1件の議案のご審議をお願い

申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第13号「専決処分の報告について（市が管理する公園内の遊具による事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市が管理する公園内の遊具による事故の損害賠償の額を定めたものであります。

事故の概要といたしましては、令和元年5月5日、被害者が太宰府梅林アスレチックスポーツ公園内のワイドスライダー（滑り台）で遊んでいたところ、その隙間に指を挟み骨折する事故が発生いたしました。改めまして、お見舞いを申し上げます。その後、相手方と協議を行い、治療費、看護料などの費用を賠償することで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和2年10月15日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、その全額を本市が加入しております市民総合賠償補償保険にて、11月20日、相手方にお支払いが済んでおります。

以上、簡単ではありますが、専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。自席へどうぞ。

これから報告第13号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで報告第13号の質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第55号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第4、議案第55号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第55号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、本年10月7日の人事院勧告に伴い、特別職、市議会議員、特定任期付職員及び一般職の期末手当の改定が行われることとなっております。

内容といたしましては、期末手当の0.05月分の引下げとなっております。本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に

従いまして改正するものであります。

以上、新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。自席へどうぞ。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議案第55号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第55号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 議案第55号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染における様々な影響を考えれば、今回の人事院勧告の判断は理解することができます。しかし、多くの課題も見えてきました。

各地の保健所は、新型肺炎SARSなどの感染防止や発生時の対応、病原性大腸菌のO157などの防止をする職員検査や立入調査など重要性を増しています。しかし、全国の保健所は、平成6年度の847か所から現在469か所に減っています。これまでの小さな政府の考え方を変える時期に来ているのではないのでしょうか。

保健所同様、本市の市役所職員の方も、新型コロナウイルス感染対策に多くの時間外勤務を市民のために行ってこられました。現在の時間外勤務手当の算出方式は国家公務員に準拠していますが、地方公務員の場合、労働基準法が適用されるはずですが、労働基準法方式を採用した場合、勤務1時間当たりの単価が改善されることとなります。春日市では今年度より労働基準法方式を採用し、適法な状態になっています。コロナ禍の中、奮闘する職員に少しでも報いるよう、早急な検討を市長にお願いし、賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第55号につきましては賛成の立場で討論させていただきますが、今回の議案第55号の内容を見ますと、特別職、一般職、議員などの期末手当の引下げが一つの議案として提案されてきております。議員、特別職の引下げについては私は賛成という考えがありますが、職員の皆さんの引下げの部分については若干疑問等も残っているのは事実であります。その中での賛否の判断を、今回下すことといたしました。

市職員の皆さんは、この年度を見ても新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応や夏の大雨や台風発生時、市民の皆さんの生命、財産を守るために日夜たゆまぬ対応をされてきたと思います。そして、今回の人事院勧告を見ても、47都道府県と20政令市の地方公務員のボーナス、期末勤勉手当に関する人事院勧告のうち43都道府県と全政令市で引下げを求められましたが、岩手、高知、宮崎、沖縄の4県は据置きとなり、改定自体を見送っております。全国一律という考え方の人事院勧告の在り方そのものが今問われているような内容であると考えますが、既に職員団体、組合との合意をされているということも伺っております。その点に鑑みまして、今回の議案につきましては、同会派の神武議員とともに賛成を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午後1時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第5回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第5回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年2月15日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 村 山 弘 行

会議録署名議員 宮 原 伸 一

## 1 議事日程（初日）

〔令和2年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和2年12月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                        |
| 日程第2  | 会期の決定                                             |
| 日程第3  | 諸般の報告                                             |
| 日程第4  | 議案第56号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて              |
| 日程第5  | 議案第57号 財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末（第2期））について        |
| 日程第6  | 議案第58号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について                     |
| 日程第7  | 議案第59号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第8  | 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第9  | 議案第61号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第10 | 議案第62号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第11 | 議案第63号 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について                |
| 日程第12 | 議案第64号 福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について                 |
| 日程第14 | 議案第66号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について         |
| 日程第15 | 議案第67号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について           |
| 日程第16 | 議案第68号 令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について               |
| 日程第17 | 議案第69号 令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について              |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 柳原 莊一郎 議員 | 2番  | 宮原 伸一 議員 |
| 3番  | 舩越 隆之 議員  | 4番  | 徳永 洋介 議員 |
| 5番  | 笠利 毅 議員   | 6番  | 堺 剛 議員   |
| 7番  | 入江 寿 議員   | 8番  | 木村 彰人 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員   |
| 11番 | 原田 久美子 議員 | 12番 | 神武 綾 議員  |
| 13番 | 長谷川 公成 議員 | 14番 | 藤井 雅之 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 議員  | 16番 | 橋本 健 議員  |
| 17番 | 村山 弘行 議員  | 18番 | 陶山 良尚 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

1番 柳原 莊一郎 議員

3番 船越 隆之 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

|                    |        |                                    |       |
|--------------------|--------|------------------------------------|-------|
| 市長                 | 楠田 大蔵  | 副市長                                | 清水 圭輔 |
| 教育長                | 樋田 京子  | 総務部長                               | 山浦 剛志 |
| 総務部理事              | 五味 俊太郎 | 市民生活部長                             | 濱本 泰裕 |
| 都市整備部長             | 高原 清   | 公営企業担当部長<br>兼上下水道課長                | 百田 繁俊 |
| 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 | 吉開 恭一  | 観光経済部理事<br>(V字回復担当)                | 東谷 正文 |
| 健康福祉部長             | 友田 浩   | 健康福祉部理事<br>兼高齢者支援課長<br>兼包括支援センター所長 | 田中 縁  |
| 教育部長               | 菊武 良一  | 教育部理事                              | 堀 浩二  |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |        |    |       |
|--------|--------|----|-------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮  | 書記 | 岡本 和夫 |
| 書記     | 井手 梨紗子 | 書記 | 平田 良富 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

1番、柳原荘一郎議員

3番、船越 隆之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（陶山良尚議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第6まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第4、議案第56号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第6、議案第58号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年の瀬を控え大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年も残すところ一月を切りました。令和ブームに沸いた昨年とは打って変わり、今年は何と申しましても新型コロナウイルスの対応に追われた一年でありました。議員各位のご理解、ご協力をいただきましたおかげで、3月議会以降毎月のように議会が開催され、総額15億円を超える本市独自の対策をタイムリーかつ効果的に行うことができました。しかも、国や県からの交付金に加え、身を切る改革や昨年、本年のふるさと納税増分など約3億円を独自捻出することで、基金を取り崩すことなくここまでまいることができております。

現在、いわゆる第3波が全国的に拡大しており、本市においても断続的に陽性者が判明し、クラスターの発生もありました。改めて緊張感を持って対応に万全を期す必要があります。特に、これからの年末年始は名所旧跡を擁する本市において最も多くの方々を訪れる時期であり、市民の皆様のためにもこれまで以上に感染拡大防止に力を注がなければなりません。本議会における新たな提案にご理解賜りますとともに、引き続きマスクの着用や手洗い、3密の回避などの新しい生活様式の実践にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、9月議会以降も民間活力を生かしながらコロナ禍を乗り越え、未来のV字回復につなげるべく、西日本鉄道株式会社様や九州電力株式会社様との包括協定を締結いたしました。これまでも協力を重ねてきた両社であります。連携をさらに緊密強化し、コロナ対策はもちろん観光資源や製品の開発などを通じ、共に未曾有の脅威に立ち向かってまいります。

また、今年中止を余儀なくされました全国史跡整備市町村協議会総会太宰府大会ですが、例外的に来年改めて本市にて開催するという決定を取り付けることに成功いたしました。福岡県では実に半世紀ぶりの開催であり、来年は本市の誇る特別史跡大宰府跡、水城跡が史跡指定100年を迎える節目の年でもありますので、無事開催できるよう準備を重ねてまいります。

また、昨年ふるさと納税が約4倍、2億円余り増加するなど着実に歳入が増加し、機動的にコロナ対応を進めてきたことなどが認められるうれしいニュースも飛び込んでまいりました。

日経BP社のシティブランド・ランキング―住みよい街2020―で全国20位に、ブランド総合研究所の全国市区町村魅力度調査で42位に本市がそれぞれランキングされたのであります。ブ

ランド総研の魅力度調査では、令和発祥の都として躍進した昨年に続き2年連続でトップ50に入り、今年のトップ50入りは県内で福岡市と本市のみという大変光栄なものであります。また、日経B P住みよい街ランキングは、それまでのランク外から一昨年299位、昨年95位、そして今年20位と着実にステップアップをしてきたと言えます。詳細を分析しますと、自治体の運営部門における多様な地域参加の機会でも1位、行政からの情報発信の充実も6位といずれも最上位を記録しております。これまでも力を入れてまいりました取組が特に認められ、このような評価をいただくこととなりましたことは大きな励みであり、今後もさらなる高みを目指し努力を重ねてまいります。

コロナ禍は今なお続き、まだまだ課題もございますが、今年の締めくくりをしっかりと行い、史跡指定100年の節目を迎えます来年をさらによい年にすべく頑張っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件1件、財産取得2件、条例改正5件、条例制定1件、補正予算5件、合わせて14件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号から議案第58号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第56号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

現職の桑野裕文氏が本年12月24日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものであります。

桑野裕文氏の任期は、平成28年12月25日付で本市の教育委員会委員として任命以来、1期4年間となります。この間、教育委員として多岐にわたる高い見識と熱意あふれるご指導、ご理解のもと、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後とも、その知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと思いますと考えております。

略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第57号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末（第2期））について」をご説明申し上げます。

内容は、GIGAスクール構想における児童・生徒1人1台端末の整備を目的に、870台の教育用タブレット端末を購入するものであります。

入札の状況につきましては、令和2年10月30日に一般競争入札を行いましたところ、3社が応札し、株式会社レイメイ藤井福岡営業部が3,478万2,600円で落札をし、11月9日に消費税を加えた3,826万860円で仮契約を締結したところであります。

次に、議案第58号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」をご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件であります。

この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により毎年着実に進んできております。

今回買収いたします土地につきましては、10筆、面積2万5,445㎡、買収金額4,987万2,200円であります。

詳細につきましては、財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）予定地をご参照ください。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第17まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第7、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第59号から議案第69号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

令和2年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な改正内容といたしましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するため、現に所有している者（相続人など）の申告の制度化に伴う規定の整備などであります。

次に、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

歴史と文化の環境税は、本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、平成15年5月23日に条例の施行を行いました。導入後、これまで5回の適用期間の延長を行い、現在18年を経過しようとしており、その間の収入は約11億1,000万円に上り、今では本市にとって魅力あるまちづくりのための大変貴重な財源となっております。

来年5月に条例の適用期限を迎えるに当たり、今後の適用などについて検討するため、本年8月から4回にわたり太宰府市税制審議会を開催いたしました。審議会では様々な意見が出さ

れておりましたが、10月22日の第4回審議会におきまして、歴史と文化の環境税を現状のまま3年間継続することが望ましいとの答申をいただきました。

本市といたしましても、この答申を十分に尊重し、本税の適用期間をさらに3年延長するものであります。

次に、議案第61号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年1月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正の内容といたしましては、個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替が行われることに伴い、国民健康保険税の負担水準に関しても不利益が生じないよう、軽減判定基準の見直しを行うものであります。

次に、議案第62号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法等の改正に伴う延滞金などに関する規定の改正に準じて、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、平成28年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律を受け、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、本市の責務を明確にし、部落差別の解消に努め、もって部落差別のない社会を実現することを目的に制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号「福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法等の改正に伴う延滞金などに関する規定の改正に準じて、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億336万4,000円を追加し、予算総額を347億2,711万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、年末年始の本市への来訪者へマスクを配布する費用を計上させていただいております。なお、財源には本市独自の財源であります歴史と文化の環境税を活用いたします。

さらに、本年度より新設されました県の宿泊税交付金を活用いたしまして、年末年始の本市来訪者向けのみならず、今後のイベントなど様々な状況下で新型コロナウイルス感染防止対策に努めるためのサーモグラフィーを購入する費用や、特別史跡大宰府跡の客館跡に無料W i - F i を整備する費用、過去の客館跡のイメージを観光客に分かりやすく提供するため、客館跡の展望デッキに陶板で整備する費用を計上させていただいております。

また、小・中学校の学習支援のため、現在児童・生徒1人1台のタブレットパソコン、ネットワーク環境整備を推進しておりますが、登校不安や分散登校など様々な状況下において児童・生徒が同等に教育を受けることができるよう貸出用W i - F i ルーターを整備し、学びの保障をさらに推進してまいりたいと考えております。

その他といたしましては、昨年度やむなく中止いたしました新元号「令和」考案者とされる中西進先生をお招きしての令和イベントを改めて開催するための費用、また同様に本年度延期となりました東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが来年度実施予定であり、本市もそのルートに選ばれていることから、改めてその関係費用を計上させていただいております。

このほかには、人事院勧告に基づく職員給与の改定や人事異動により調整を行う人件費、新年度に向け小・中学校において特別支援学級や通級指導教室などを増設するために要する費用、今夏の豪雨により発生いたしました農地災害の復旧に要する費用、昨年度の各種福祉事業における国及び県の補助金が確定したことによる精算交付金や精算返還金などを計上させていただいております。

あわせて、繰越明許費の追加を1件、債務負担行為の追加を5件、変更を2件計上させていただいております。

次に、議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに2億2,910万5,000円を追加し、予算総額を74億3,881万7,000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴うもののほか、歳入につきましては、令和元年度決算におきまして確定しました2億2,929万8,000円の剰余金を前年度繰越金に計上するものであります。

歳出につきましては、令和元年度に交付を受けました保険給付費など交付金の超過交付に係る償還金8,099万7,000円及び同額を剰余金から差し引いた残余分1億4,830万1,000円について、国民健康保険事業特別会計財政調整基金への積立てとして計上させていただいております。

次に、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年4月、7月の人事異動及び人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴

うもので、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,054万8,000円を追加し、予算総額を54億2,022万7,000円にお願いするものであります。

歳出といたしましては、職員給与費1,054万8,000円の増を計上しております。

歳入といたしましては、歳出の職員給与費相当分として、一般会計繰入金1,054万8,000円の増を計上しております。

次に、議案第68号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年4月、7月の人事異動及び人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴うもので、職員給与費について458万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入を2,063万3,000円増額し、総額18億7,981万4,000円とし、収益的支出を2,003万8,000円増額し、総額14億5,371万円とするものであります。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響で手洗い回数や在宅時間が増加したことなどに伴い、下水の排水量が増えたことで下水道使用料収入が増加したためであります。

支出につきましては、下水の排水量の増に連動して、下水処理に係る流域下水道維持管理負担金を増加するものであります。

また、市内の道路補修工事の増加に伴い、マンホール等の補修箇所が増加したため修繕費を増額するものであります。

さらに、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴い、職員給与費について45万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は12月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔令和2年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和2年12月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第56号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第57号 財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末（第2期））について
- 日程第3 議案第58号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第4 議案第59号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第64号 福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 議案第66号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第67号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第68号 令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第69号 令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹  | 議員 | 16番 | 橋本 健  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 陶山 良尚 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

|                                |           |                                                           |         |
|--------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------|---------|
| 市 長                            | 楠 田 大 蔵   | 副 市 長                                                     | 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長                          | 樋 田 京 子   | 総 務 部 長                                                   | 山 浦 剛 志 |
| 総 務 部 理 事                      | 五 味 俊 太 郎 | 市 民 生 活 部 長                                               | 濱 本 泰 裕 |
| 都 市 整 備 部 長                    | 高 原 清     | 公 営 企 業 担 当 部 長<br>兼 上 下 水 道 課 長                          | 百 田 繁 俊 |
| 観 光 経 済 部 長<br>兼 国 際 ・ 交 流 課 長 | 吉 開 恭 一   | 観 光 経 済 部 理 事<br>(V 字 回 復 担 当)                            | 東 谷 正 文 |
| 健 康 福 祉 部 長                    | 友 田 浩     | 健 康 福 祉 部 理 事<br>兼 高 齢 者 支 援 課 長<br>兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 | 田 中 縁   |
| 教 育 部 長                        | 菊 武 良 一   | 教 育 部 理 事                                                 | 堀 浩 二   |
| 保 育 児 童 課 長                    | 大 石 敬 介   |                                                           |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |           |     |         |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮   | 書 記 | 岡 本 和 大 |
| 書 記    | 井 手 梨 紗 子 | 書 記 | 平 田 良 富 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第56号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、議案第56号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第57号 財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末（第2期））について

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、議案第57号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末（第2期））について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第58号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第3、議案第58号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 議案第58号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」に反対の立場で討論を行います。

執行部の説明によると、毎年5,000万円をかけているこの緑地保護地区の土地取得は、今のペースで続ければあと30年かかる。しかも、地番に従っての取得ということなので、その購入判断は機械的であり、30年の間には調整が可能ではないでしょうか。

例年どおりのこの財産取得は、急ぐものではないと考えられます。待っている方がいるという事情もあるようですが、来年は中止を含めての検討があり得るということです。ここを今年取得しなければ計画達成が困難になるというような、現時点での必要性の説明がありません。コロナ禍の中で例年どおりに財産取得を今年も行う全市民的な必要性があるとは考えにくいと思います。

今年、身を切る改革によって1億円の歳出削減が図られています。その半額に当たる5,000万円に上る今回の財産取得は不要不急と考えるべきだと私たち会派では判断し、木村彰人議員とともにこの議案には反対いたします。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第58号を可決することに賛成の方は起立願います。  
（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。  
よって、議案第58号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第9まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第4、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第64号「福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第59号から議案第64号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第59号から議案第63号までは環境厚生常任委員会に付託します。議案第64号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第14まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第10、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」から日

程第14、議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第65号について通告がありますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）」の中、第3表の債務負担行為補正、保育業務委託料、南保育所分について伺います。

公設民営である南保育所は、市として委託事業者に対して、保育行政を補完することからも事業者に対しての要望、また事業者に対しての保障もしなければならないというふうに考えます。その観点から3点伺います。

1点目は、現在の事業者と3年前に随意契約を結んでいますが、この業務、随意契約に至った根拠について伺います。

2点目です。委託期間のこの3年間の業務の評価と改善要望についてやり取りがあれば、その内容について伺います。

3点目です。南保育所も老朽化が進んでいます。市立保育所であるごじょう保育所の建て替えは済みました。南保育所の施設の修繕、それから改修について、保育の保障のため、また子どもの安全を確保するところから必要ではないかというふうに考えますが、法人からの意見、要望が上がってきていないのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） おはようございます。

補正予算書5ページの第3表債務負担行為補正、保育業務委託料（南保育所）についてのご質問にお答えをいたします。

南保育所の保育業務委託に至った根拠についてでございますが、保育所の民間委託につきましては、昭和63年3月に策定をされました第1次行政改革大綱及びその後における第2次、第3次の行政改革大綱の推進項目でもございまして、また市議会におきましても行政改革早期実施についての要望に対する決議や、市の行政改革推進委員会からの保育所の合理的な運営を図るようにとのご提言を受けまして、平成21年度から南保育所の保育業務の業務委託を開始をいたしております。

行政運営を進めていく上で、最少の経費で最大の効果を上げることは行政の責務でありまして、保育所の運営につきましても第3次の行政改革大綱の推進項目として民間の持つ活力や柔軟性、専門性、効率などを生かしていく必要があることから、業務委託によります公設民営で運営をいたしております。

なお、委託先法人の選定につきましては、市が作成する要綱に基づきまして受託法人を募集し、申込みがあった法人のヒアリングを行った後、法人選考委員会におきまして決定をしております。

次に、2点目のこの3年間の業務評価と改善要望についてでございますが、過去3年間における福岡県の保育所指導監査におきまして、問題となる指摘事項はないということで確認をいたしております。また、現在の委託法人は南保育所の保育方針、保育目標をよく理解していただき、保育業務に熱心に取り組んでいただいております。保護者や地域との関わりを積極的に行うなど、市が実施する事業に法人としても積極的に協力をしていただいております。特に改善を要望するところはありません。

最後に、施設の老朽化に対する法人からの意見についてでございますが、委託法人からも施設の建て替えに関するご意見はいただいているところでございますが、今後公共施設等総合管理計画の中で市全体として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで議案第65号についての質疑を終わります。

議案第66号から議案第69号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第65号は各常任委員会に分割付託します。議案第66号及び議案第67号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第68号及び議案第69号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程 (3日目)

[令和2年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

令和2年12月14日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 長谷川 公 成<br>(13) | <p>1. 中学校教育について</p> <p>(1) 市内外の就学について<br/>来年度から市内4中学校の制服が統一されるのを機に通学<br/>校の選択が自由にできないか、また区域外就学は原則禁止だ<br/>が実態調査をおこなっているのか見解を伺う。</p> <p>(2) 通級指導教室について<br/>中学生になると本教室に通う生徒が減少していると感じ<br/>る。中学校こそ早急に通級指導教室の設置が必要と考えるが<br/>見解を伺う。</p> <p>(3) コミュニティ・スクールについて<br/>中学校と地域の連携が全く機能してないと感じるが、取り<br/>組み状況と見解を伺う。</p>                                                                           |
| 2  | 徳 永 洋 介<br>(4)  | <p>1. 本市の踏切・道路整備計画について</p> <p>(1) 本市の踏切数と踏切事故件数について伺う。</p> <p>(2) 踏切・道路整備の現状と今後の計画について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3  | 木 村 彰 人<br>(8)  | <p>1. 新型コロナウイルス感染症の第3波に備えた感染防止対策について<br/>これから感染リスクが高まる冬季を迎えるが、すでに北日本をは<br/>じめとする地域で感染者が急増しており、感染拡大の第3波が懸念<br/>される。<br/>そこで、新型コロナウイルス感染症の第3波に備えた感染防止対策に関し<br/>て、2点伺う。</p> <p>(1) 天満宮参道等の観光エリアにおける感染防止対策について</p> <p>(2) PCR検査など県が実施する感染防止対策の実効性を高め<br/>るための本市の取り組みについて</p> <p>2. 景気悪化に伴う、今年度の事業費の見直しについて<br/>新型コロナウイルスによる景気の悪化で、大幅な税収等の減少が<br/>予想されることから、今年度の事業費の見直しに関して、2点伺<br/>う。</p> |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | <p>(1) 歳入の減収見込みについて</p> <p>(2) 歳入減の補填対応と、事業費の見直し内容について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 | 橋本 健<br>(16)  | <p>1. 中学校完全給食について</p> <p>市長は「中学校給食は近隣連携も含めた最適な方式を協議し実現を目指します。」と選挙公約で述べられた。そして、平成29年9月議会において中学校完全給食の実施を求める請願を全会一致で採択した経緯がある。公約宣言後3年経つが、中学校給食問題は中断したままであり何の経過報告もなく今日に至っている。そこで次の3点伺う。</p> <p>(1) 中学校給食は内部で協議されているのか</p> <p>(2) ランチサービスの現状と問題点</p> <p>(3) 中学校完全給食の方針について</p>                                                                                                                  |
| 5 | 神武 綾<br>(12)  | <p>1. 子どもの成長発達支援の充実について</p> <p>子ども発達相談室（きらきらルーム）の利用者が増加している。相談・支援体制、医療や施設連携の充実が必要と考える。</p> <p>(1) ルームの相談体制・環境の現状と今後について</p> <p>(2) 保育所・幼稚園・療育施設・児童発達支援センター等の連携について</p> <p>2. 総合戦略推進委員会（まちづくりビジョン会議）について</p> <p>コロナ感染拡大によって市政・市民生活に影響が及ぶなか、来年度以降策定予定の総合計画に反映される「総合戦略推進委員会（まちづくりビジョン会議）」の議論・成果について伺う。</p> <p>(1) 施策・事業への反映基準について</p> <p>(2) 委員からの個別提案の取り扱いについて</p> <p>(3) 今後の委員会の方向性について</p> |
| 6 | 藤井 雅之<br>(14) | <p>1. 国民健康保険税及び事業について</p> <p>太宰府市の国民健康保険税及び事業について次の2点を伺う。</p> <p>(1) 多子世帯への均等割り課税の減免制度創設について</p> <p>(2) 2021年度の国民健康保険税と事業の見込みについて</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 7 | 堺 剛<br>(6)    | <p>1. 第5次総合計画等や関連する諸施策計画について</p> <p>(1) 執行期間が令和3年3月で終了する総合計画を受けて、次期総合計画までの間、空白期間が発生する。その間の本市の支柱的な計画をどのように図られるのか市の見解を伺う。</p> <p>(2) 本市に於いて必要な立地適正化計画や総合交通計画等との整合性をどのように図られるのか市の見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                   |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                         |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 | 原 田 久美子<br>(11) | <p>1. 開発道路について</p> <p>石坂2丁目24は開発業者にて20軒ほど家が建てられている。市道との間にガードレールがあり、住民の方から「通れるようにできないのか。何のためにガードレールを置き、通行できないのか。」と声がある。</p> <p>また、その住宅街を先まで行くと、ポールが3本と注意ポールが2本立っており、道路が寸断している。</p> <p>今後の計画も含め住民に説明が必要と考えるが、市の見解を伺う。</p> |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員  | 2番 宮原 伸一 議員  |
| 3番 舩越 隆之 議員   | 4番 徳永 洋介 議員  |
| 5番 笠利 毅 議員    | 6番 堺 剛 議員    |
| 7番 入江 寿 議員    | 8番 木村 彰人 議員  |
| 9番 小島 真由美 議員  | 10番 上 疆 議員   |
| 11番 原田 久美子 議員 | 12番 神武 綾 議員  |
| 13番 長谷川 公成 議員 | 14番 藤井 雅之 議員 |
| 15番 門田 直樹 議員  | 16番 橋本 健 議員  |
| 17番 村山 弘行 議員  | 18番 陶山 良尚 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|                                         |                                 |
|-----------------------------------------|---------------------------------|
| 市長 楠田 大蔵                                | 副市長 清水 圭輔                       |
| 教育長 樋田 京子                               | 総務部長 山浦 剛志                      |
| 総務部理事 五味 俊太郎                            | 市民生活部長 濱本 泰裕                    |
| 都市整備部長 高原 清                             | 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 吉開 恭一        |
| 観光経済部理事<br>(V字回復担当) 東谷 正文               | 健康福祉部長 友田 浩                     |
| 健康福祉部理事<br>兼高齢者支援課長<br>兼包括支援センター所長 田中 縁 | 教育部長 菊武 良一                      |
| 教育部理事 堀 浩二                              | 経営企画課長 佐藤 政吾                    |
| 納税課長 大谷 賢治                              | 国保年金課長 高原 寿子                    |
| 元気づくり課長 安西 美香                           | 元気づくり課<br>子育て支援センター所長 白田 美香     |
| 都市計画課長 竹崎 雄一郎                           | 建設課長 中山 和彦                      |
| 建設課用地担当課長兼<br>県事業整備担当課長 伊藤 剛            | 観光推進課長兼<br>地域活性化複合施設本宰府館長 池田 哲也 |
| 学校教育課長 鳥飼 太                             |                                 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿部 宏 亮  
書 記 井手 梨紗子

書 記 岡本 和 大  
書 記 平田 良 富

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

議事に入ります前に皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問時におきましては、密集回避のため、本会議場内の議員出席数を10名とさせていただきます。他の議員の皆様は議員控室のモニターにて視聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日8人、明日15日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

ここで、議員8名退場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時02分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔13番 長谷川公成議員 議員発言席にて起立〕

○13番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました本市中学校教育について、3項目質問させていただきます。

まずは、市内外の就学について。

現在本市においては、小学校入学時からそのまま指定された校区の小・中学校に進学するというのが通例となっております。しかし、小学生時に特に友達との人間関係に悩む児童がいるという事実もあり、そのまま校区の中学校に進むことで、その後不登校になるという事例を目の当たりにしてきました。保護者としては、高校進学等、我が子の将来のことを考え、校区の中学校に通えないのであれば、市内の他の中学校でもいいので通学してくれればという思いがあります。しかしながら、制服の違いや住所変更等、容易ではないというのが現状です。

そこで、来年度から市内4中学校の制服が統一されるのを機に、市内の通学校の選択が自由

にできないか、また区域外の就学は認められていない場合、禁止ですが、実態調査を行っているのか、お伺いいたします。

2項目めは、通級指導教室について。

中学生になると、制服の違い等や生徒の思春期時期とも重なり、また保護者の送迎等の負担もあり、他の中学校の通級指導教室に通う子どもが小学生時よりも減少していると感じております。現在、小学校は7校中6校が通級指導教室を設置されており、中学校は3校設置されております。他自治体と比べると、本市の通級指導教室は確かに多く設置されているとは思いますが、生徒の心理的負担や保護者の送迎負担を軽減させ、生徒の将来を第一に考慮するのであれば、全中学校に通級指導教室を設置すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、コミュニティ・スクールについて。

中学校の行事に来賓として案内をいただき、出席した際に、必ずコミュニティ・スクールのことを言われますが、正直なところ常に疑問を感じております。私自身、中学校と地域の連携が全く機能していないと感じますが、現在の取組状況と見解をお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 中学校教育についてご回答いたします。

まず1項目め、通学校の選択が自由にできないか、区域外就学の実態調査を行っているかについてお答えします。

本市では、太宰府市立学校の通学区域に関する規則にのっとり、各学校の通学区域を定めておりますが、同規則では、保護者の申立てによりやむを得ない事由があるときは、その指定した学校を変更することができるとしており、一定の条件を満たす場合、児童・生徒が居住する校区外の小・中学校に通学することを許可しています。また、変更の許可基準や手続についても別途示しております。例えば、年度途中の転出、転居については、最終学年の小学校6年生、中学校3年生は卒業まで、そのほかの学年は当該学期末まで転出、転居前の学校に在籍することを許可しています。そのほか、希望する部活動がない場合、いじめ、不登校や心身的理由等による場合でございます。いじめ、不登校や心身的理由等による場合は、学校や保護者、専門機関、市教育委員会などが児童・生徒個人に応じた教育的な配慮として、学校の変更が適切であるかどうか協議を行います。

ご質問の学校選択制につきましては、どの学校も選択できる自由選択制、隣接する学校や特定の学校のみ選択できる一部選択制など様々な制度があります。学校選択制のメリットとしましては、児童・生徒の個性や実態に応じて学校を選べることが挙げられます。一方、デメリットとしては、児童・生徒と地域、学校と地域のつながりの希薄化や登下校の安全確保、一部の学校に希望が集中した場合の教室不足などが挙げられます。教育委員会としては、メリット・デメリットを十分に考慮した上で、通学校の選択について今後の方向性を検討していく必要があると考えております。

次に、市教育委員会の許可なしに市外から通学している児童・生徒の実態調査についてです

が、市教育委員会は、区域外就学の許可基準に基づいて許可している児童・生徒以外については把握しておりません。もし許可なしに通学している実態が判明した場合は、保護者に是正の要求をいたします。

次に、2項目めの全中学校での通級指導教室の設置についてお答えします。

通級指導教室は、通常学級に在籍している障がいのある児童・生徒の特性に応じて、生活や学習上の困難を改善または克服することを目的とし、本市におきましては、現在、小学校6校、中学校3校の計9校、13学級に設置しております。さらに、その教育的意義やニーズの増加を踏まえ、令和3年度、新たに太宰府南小学校に新設する予定でございます。

また、中学生の通級指導教室につきましては、ご指摘いただきました他の中学校へ通う生徒の心理的負担や時間的負担を考慮することが必要であると考えておりますが、通級指導教室の設置に当たっては、教室の確保や指導する教職員の確保が必要になりますので、ニーズや施設の状況等の把握を行いながら、全中学校の設置に向けて努力をしております。

次に、3項目めの中学校と地域の連携についてお答えします。

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための機関であります学校運営協議会を設置した学校であり、本市においては、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しているところです。各学校の学校運営協議会では、例えば学校運営の基本方針や学校の教育活動、行事の運営など、学校運営に関する協議が行われています。

中学校と地域との連携が機能していないのではないかと感じるとのご指摘ですが、学校の教育活動は、地域との連携を含めて児童・生徒、学校、家庭、地域の実態等に応じて各学校が計画、実施をしているため、各学校で取組が異なります。その中で、地域との連携に学校間の差があることは認識しております。

文部科学省は、学校と家庭、地域等の連携について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有することや、地域と連携、協働しながら目指すべき学校教育を実現することが大切であるとしています。本市においても、今後はさらにコミュニティ・スクール推進の研修会において、学校と地域との連携が盛んな事例について協議を行ったり、地域とのパイプ役である地域コーディネーターやコミュニティ・スクール担当教員の情報交換会を実施して、学校と地域との連携の在り方について協議する場を設定したりすることで、学校と地域との連携を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきますが、まずは1項目めからです。

中学校は来年度から制服が変わるんですが、今までは、今現時点もそうですけれども、4中学校全て制服が違うもんですから、例えば小学校のときに不登校に陥って、それから中学校に

行くと。保護者としましては、新しい生活が始まると。また、小学校から変わる中学校は大事な時期です、思春期の。ひよっとしたら気持ちも変わって、中学校に通ってくれるんじゃないかという思いで制服採寸行って、購入するわけです。正直言うと、制服もそんなに安いもんじゃありませんね。制服を買ったはいいいけれども、入学式直後、私もいろいろ子どもに、児童・生徒に声をかけて、毎日ではないですけども、状況把握しているつもりであるんですが、大体6月ぐらいになると、また不登校に陥るというところで、じゃあ確かに本市の教育支援センターもあります、例えば部活もしたいと。普通にそこの地元の中学校では通学できないけれども、ほかの中学校だったら行けるんじゃないかとか、例えばその中学校でやりたい部活もひよっとしたらあるかもしれない。かといって、現在ではなかなか制服が違うというところで、また買い直しとか、それもお金もかかりますし、なかなか現状厳しいと私は見ているところなんです。ですので、来年度からそういった制服が中学校1年生だけですけども変われば、途中で不登校になっても、市内の他の中学校へ通学できるよと。そういった手を差し伸べる思いやりというか、優しさというか、そういうのがあれば、ネクタイが今度違うだけですから、そんなに費用もかからないというところで、正直言うとちょっと期待しているところではあるんです。ですので、そこを前向きに検討していただけないかというところでこの質問をさせていただいているんですが。

今ご答弁の中で、一定の条件を満たす場合というところで質問させていただきたいんですが、一定の条件というのは教育委員会のほうで。一定の条件が全て満たないといけないのか、それとも何項目かあるうちの一つでもその一定の条件をクリアすれば他の中学校へ通えるのか、そこら辺を教えてください。お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今の条件の件ですけども、先ほども述べさせていただきましたが、例えば最終学年であったりとかそういうことです。ほかにも先ほど部活動の件も触れましたけれども、いじめとか不登校、あとはDV等の家庭の事情等がある場合、認めているところがございまして。こちらについてはもちろん全て満たすということではなくて、それぞれの状況がありましたら、個に応じて検討いたしまして、可能であれば許可をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 何項目かあると思うんですが、いじめというふうの特化すると、いじめだけになってしまうんですけども、実はいじめではなく、それでも何かちょっと雰囲気になじめないとか、実はいじめには遭っていないかもしれないけれども、何かそういったことで、要するに友人関係で学校に行けないと、不登校になるという児童・生徒さんもいらっしゃるわけで、そういうのは現時点で許可されているんですか。ご答弁お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） それぞれの状況に応じて、もちろん事情が違いますので、最終的にはもちろん学校に通う、もしくはそれぞれの進路を実現していくことを目標に教育を行っていくべきだと思います。ですので、今こちらに許可基準というもの、これは実際に形にあるものですが、いじめ、不登校や心身的理由などによりというふうに設けております。ですから、すぐ替わることができるということではなかなかないんですけども、その子に応じて最適だと判断できるかどうかということだと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

もう一つは、今部活動というふうにおっしゃられたんですけども、実は部活動にはないけれども、社会体育的な形で一つの中学校で行われている場合、そこでそういった活動したいということで、指定の中学校ではない、選択制であればどこでも行っていいよと。本市に住所があれば選択ができるんですけども、やはり社会体育等で通学している子がもしいた場合、住所を今現時点では変更しないといけないと、その中学校区内に。そういったことが実際過去にもあったと思います。いや、実際あっているんです、過去にも。ですから、そういったところを考慮していただいて、市内の中学校どこでも通えるように、これが私の要望なんですけれども、今後検討課題だと思いますけれども、どうでしょうか、前向きに検討して下さるといえるか、これ条件というか、それを変えるのに厳しい条件みたいなあるんですか。それとも、市の教育委員会でもう変えることができるというのであれば、もう前向きにぜひとも検討していただきたいと思うんですが、そこら辺の規則というか、文科省がそういうことを勝手にしたら駄目よとか言うのであれば厳しいとは思いますが、そこら辺の私たち理由が分からないもんですから、よかったら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 社会体育につきましては、申し訳ございません、ここではどういう形になっているかというのは資料を持ち合わせておりませんので。

先ほど回答の中でも述べさせていただきましたが、一部の学校がすごく大規模になっているという問題もございます。ですので、完全にどこでもいいよというところには慎重に検討していく必要があるとは考えております。今伺ったご意見も参考にしながら、今後の学校の校区についての検討も行います。

以上でございます。

校区というのは、選択するということですね。

よろしく申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 確かに一部って、学業院中学校と、それはもう太宰府東中学校のニーズを比べたら、それはもう全然違う、クラス数も違いますし、大きさに言うと約3倍近くあ

るんじゃないかな、生徒数からいっても。確かにそこらはよく分かります。

では、考え方なんですけれども、じゃあ例えば小規模校、人数の少ない学校に、例えば特殊という言い方はおかしいですけれども、そういった部活動を今後も、学校の判断ではあると思うんですけれども、そういうのを推進してもいいんじゃないかなと私なんか思っているんです。これは提案というか要望なんで、ご答弁はいいんですが。

それでは、次の区域外就学の件についてお伺いしたいんですが、まず現時点で、私、知らなかったんですけれども、中学校においては家庭訪問等が行われていないんですね。ですから、区域外就学、確かに本市に住所があれば、確かにその中学校区内に通学ができると思うんですが、家庭訪問が現時点で中学校であってない。私も中学校の娘がいるもんですから、そういった場合に生活実態の把握できていないような気がするんです。ですから、これを明らかにするためには、今後家庭訪問等を行うべきではないかなと思うんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 昔は中学校家庭訪問どこでもやっておりましたけれども、現在授業時数の確保であったりだとか、ご家庭にお邪魔するというご家庭の負担にもなり得るといようなこともございまして、現在家庭訪問が非常に少なくなっている状況でございます。

今ご指摘ありました家庭の状況の把握ということにつきましては、確かに家庭訪問等が有効な手だてであるかなと思いますが、今申しましたとおり、なかなか学校の授業時数確保というところで難しいところでもございます。ただし、例えば長期欠席のお子さんであったりとか、生徒指導等々で保護者の方と必要な状況がございましたら、学校から積極的に家庭訪問は行っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 確かに不登校というか長期欠席の場合は教師の方が来られます。経験ありますから存じ上げておりますが。家庭訪問をしないと、例えば毎日のように車で送迎をしてもらおうと。はっきり言ってそれが正しいのかどうかということなんです、私が疑問に思うのは。ですので、ある程度生活実態を把握していないと、言い方はおかしいかもしれないですけれども、じゃあ市内に例えば一つの居住スペースを確保して、でも実際通学しているのは市外からというふうになると、何か私の中では不公平感があるんじゃないかなというふうに思うわけです。ですので、今後、もう時間もないので、これも要望にとどめますが、家庭訪問ができないのであれば、きちっと家庭の生活実態を調査しないと、私は何か違うんじゃないかなというふうに思うので、ぜひとも進めていただきたいと思います。これは要望にとどめますので、お願いしておきます。

では、これで1項目めは終わります。

2項目めの通級指導教室についてですが、現在は検査の状況、幼稚園、保育園に関してはそ

んなには全員が全員やっているとは把握していないんですが、何かしらの拍子に保護者が幼稚園に通っているとき、園に通園している先生からちょっと様子見たほうがいいですよとか言われることがあるらしいんです。私は、検査を子ども、実際我が子が受けたかどうかというのは正直言って把握していないんですが、そういった検査実施の状況を教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの幼稚園、保育園の件でございますけれども、それぞれ幼稚園の先生、保育園の先生と保護者の方がお話をされたり、保育園の先生がちょっと検査が必要かなということを感じられたときには、専門の病院等で検査を受けられるようなことがあると思います。その状況につきまして、こちらのほうに情報もいただくこともございますし、就学時健診、これはもう小学校1年生に入るお子さん全員に実施しておりますが、そのときに相談の窓口を設けておまして、こういうふうな相談がありましたらお声がけくださいというコーナーを設けております。そちらのほうで対応をしております。

そのほかの学年につきましても、同じように保護者の方にお勧めするような、受けてみませんかというようなこともございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） この検査、小学校に入れば、学校から受けてみませんか、恐らく全児童・生徒に配付していると思います。ただし、正直なところ、自分の子どもが果たしてどうなんだろうかと思っても、なかなか検査まで受けようというふうに、受けさせようというふうに至っていないような感じがするんです。現時点で市全体をなかなか把握するの大変だと思うんですが、これは何%ぐらい実施してあるか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 正確な数字は定かじゃないんですが、毎年うちの教育委員会のほうでそういう相談を受け付けております件数が、小・中学校合わせて大体50件ほどでございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） この検査なんですけれども、全く認識不足で大変申し訳ないんですけども、たしか私、小学校のとき、知能指数テストみたいなのを体育館で椅子の上で受けていたんです。そういった検査とは全く違うんですね。時間もかかるし、個人面談もしながらというふうな感じというふう聞いたんですが、そこら辺の詳細を教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 検査ですけれども、検査の内容、どういうことを検査していくのかということで、例えば言語だとか、視覚だとか、作業速度、もしくは先ほど言われましたIQ等を総合的に診断できるようなキットを使っております。ですので、ただ筆記で終わるということではなくて、対面で大体1時間から1時間半ぐらいかかるような検査になっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） なかなかもう時間もかかりますし、先生たちにも確か1対1でやるんじゃないくて、数名でいろいろ面談もしたり、そういうのも聞いたことあるんで、なかなか全児童・生徒に、本当は要望としては行っていただきたいというのはあるんですけども、現時点では厳しいのかなというふうに思います。

この検査なんですけれども、検査費用の負担が出てくると思いますが、この検査費用の負担は各家庭なのか、それとも無料なのか、ちょっと教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、検査に当たる方なんですけれども、市雇いの臨床心理士の方であったり、その方だけでは件数的に難しいときには市外の方にもお願いしております。市外の方の場合、報酬を支払っておりますけれども、そちらについては市が負担をしております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） じゃあ、費用に関しては原則無料ということですね。はい、ありがとうございます。

今回のご答弁でもありましたとおり、今議会で太宰府南小学校の通級指導教室設置されるようになっております。これでもう小学校全校に通級指導教室が設置されるということで、大変もううれしく、本当感謝しております。あと一校、中学校がまだ設置されていないんで、ぜひともこれも前向きに検討していただいて、早期の設置をお願いします。

最後のコミュニティ・スクールに関してですが、これも私、結構20年近くは地域のことをいろいろさせていただいているんですが、確かに議員としては卒業式や入学式や別な例えば合唱コンクール等と呼ばれることはあるんですが、体育祭もそうですけれども、別な地域の役員として、何か中学校にこういうのがありますから来てくださいなんて言われたこと一回もないわけです。ただ年に2回ぐらい、今年度はもちろんコロナの関係で開催はされなかったんですけども、例えばあれは保護者主催になるのかな、地区集会や、それと防災、それも実際手紙もらったことがないんで分からないんですが、自治会長さんからちょっと来てくれということで、子どもたちの前で何か話してくれというぐらいな感じで、防災教室かな、防災授業か何か中学校であっていますよね。そういったもんは自治会を通して行ったりはするんですけども、中学校は実際行ったことがないということで、コミュニティ・スクールって一体何をやっているんだろうかと、正直言って疑問に思うことが多々あるわけです。確かにご答弁の中でありましたように、中学校によたらいろいろ動きも違うし、考え方も違うんで、そういうのを一概に全然やっていないということではないんでしょうけれども、私がいる地元の中学校からそういったので呼ばれることは過去にないもんですから、ですから、どうなっているんだろうかということで、ご答弁の中から質問を1点ぐらいさせていただきたいんですが、コミュニティ・スクール担当教員というのを、私、実際どの教員の方がなっているかも存じ上げないし、

あと地域コーディネーターの方とも接することがない。あと、学校運営協議会、こういった方ともなかなか協議する場もないし、実際どういう方がなられてあるかというのは私の中では存じ上げないということで、なかなか中学校を例えば応援したいと思っても、手伝いたいと思っても、こういった協議とかなないと、まして呼ばれないとなかなか行けないと思うんで、そういったところをもっと本当に密にしていくんなら、積極的に動きたいというのはあるんです。

それとあと、今の保護者がかなり積極的に何か子どもたちのためにできないかということで、気持ちはあるけれども、勝手に中学校に行ってやるわけにもいかないから、実際そういった声を聞きます、何か子どもたちのためにできないかということで。例えば、地域の中学校の周辺の通学路等がありますね。結局通学路に、これはお願いしているところなんですけれども、草がぼうぼう生えていて、歩道が要するに草で子どもたちが歩けないと。道路の真ん中のほうに寄って結局通学しているんです。例えば、車と接触するんじゃないかということで、地域の方が非常に心配されている現状があります。ですから、そういうのを例えば子どもたちと一緒にできないかとか、確かにコロナが落ち着くまではできないと思うんですけれども、そういった草刈り等、まずは、ともに通学路をきれいにしましょうとか、ごみ拾いでも何でもいいと思うんです。ですから、そういうところから一歩前進できないかなというふうに常日頃から思っているわけです。ですので、もうちょっとコミュニティ・スクールに関しては、もっと働きかけをお願いしたいというところなんですけれども、最後にこのご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まずは学校に積極的に関わりたいという方々のお声をありがとうございます。本当にそういったことで学校、子どもたちの教育が成り立っているのかなというのは日々感じているところではございます。

ただ、なかなか学校に関われないということで、先ほど申しましたが、地域コーディネーターの方だとか、コミュニティ・スクール担当、地域コーディネーターの方は学校応援協議会の中に入らせていただいています。例えば、自治会長の方だとか、PTA役員のOBさんだとかがなられていて、そちらが地域とのパイプ役にという話は先ほどさせていただきましたが、今のご指摘を参考にさせてもらって、こういうご意見があるということを経後の取組に生かしていけるような研修会等での働きかけを行っていきたいと思います。

それと、今年はできなかったんですけれども、コミュニティ・スクール推進ということで教育の日というものを本市では設けております。こちらについてはホームページでも例年出しておりますが、学校の教育活動をご覧いただくような場もございますので、そういったところもアピールしていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 分かりました。来年度、コロナの関係でどうなるか分かりませんけ

れども、私はぜひとも期待したいと、そのように思っていますので、よろしくお願いします。

ちょっと時間も過ぎたんですが、今回中学校、教育についてということで、本当中学校給食も取り入れたかったんですけども、午後からかな、同会派の橋本議員のほうで中学校給食はやるということになっていますので、そちらに今回お願いしています。

市長、中学校給食、橋本議員のほうから積極的な質問がありますので、ぜひともご答弁のほどよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 議員発言席にて起立〕

○4番（徳永洋介議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今年6月11日朝、太宰府市の踏切で列車とバイクが衝突する事故があり、男性1人が死亡しました。警察によりますと、午前6時45分頃、太宰府市吉松にあるJR鹿児島本線の踏切で、倒れたバイクを起こそうとしていたと見られる男性が下りの特急列車と上りの快速列車に相次いではねられました。はねられたのは成人男性で、その場で死亡が確認されました。そのほかにも、2017年3月13日午後7時45分頃、JR鹿児島本線水城―都府楼南駅間にある踏切で男性がはねられ、死亡しています。

そこで、1項目めは、本市の踏切数と踏切事故件数について伺います。

国土交通省の踏切改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に、昭和36年に制定されました。踏切道改良促進法の一部改正概要では、改良すべき踏切道の指定期限が平成27年度から令和2年度に5年間延長され、改良の方法が合意されなくても国土交通大臣が指定することができるようになりました。また、改良方法を検討するための協議会制度の創設を図り、検討プロセスの見える化を図り、鉄道事業者と道路管理者のみならず、地域の関係者も含め地域一体となって協議するための協議会制度が創設されると記されています。

本市においては、踏切による渋滞や踏切事故をなくすために踏切の改良方法を検討し、検討プロセスの見える化を図る必要があると考えます。

そこで、2項目めは、現在行われている踏切、道路整備についてと今後の踏切、道路整備計

画について伺います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 本市の踏切、道路整備計画についてご回答いたします。

まず、1項目めの本市の踏切数と踏切事故件数について伺うについてでございますが、本市の踏切数は合計28か所となっております。内訳といたしまして、西日本鉄道の天神大牟田線、こちらが9か所、太宰府線が12か所、JR九州の鹿児島本線の7か所となっております。

また、踏切事故件数につきましては、人身死亡事故の件数報告によりますと、JR九州の踏切では、過去10年間で、今回の日焼踏切のほか2017年に市の上踏切で1件あり、合計2件となっております。日焼踏切に限っては、過去30年間で調べましたところ、2004年にも1件の死亡事故が発生しております。また、西日本鉄道では、過去10年間で都府楼前7号踏切におきまして1件の死亡事故が発生しております。

次に、2項目めの踏切、道路整備の現状と今後の計画について伺うについてですが、踏切道改良促進法の法指定踏切の改良事業といたしまして、JR九州鹿児島本線の市の上踏切の踏切拡幅及び周辺道路整備を平成28年度から実施しており、今年度中には完了する予定となっております。

また、同じく法指定を受けております西日本鉄道の下大利12号、14号踏切につきましては、令和2年1月21日に開催されました国、県、警察などの関係者による地方踏切道改良協議会におきまして、抜本的な踏切改良が難しいことから、踏切を通過する車両を軽減するため、太宰府市道水城駅・口無線と関屋・向佐野線を迂回路として活用してもらうよう整備する改良計画を作成することになり、今後、国土交通省へ計画書を提出することとしております。

現在のところ、ほかに踏切や接続する道路の整備計画はございませんが、大型開発への対応や懸案であります渋滞対策など、時代に適合した道路整備計画の必要性もあり、令和元年9月議会において、議員ご指摘の吉松地区の踏切道の改良も念頭に置きながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

1項目め、踏切数が28か所と。今国と連携しながらやっているのが2か所あると思うんですけども、歩道、車道がある踏切があつて、または片側だけが歩道があつたり、離合が難しい踏切、歩道だけの踏切、様々あると思うんですけども、今現時点で市が考えて、改良が必要だと思っている踏切があれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご指摘ありましたとおり、市内には、踏切28か所のうち歩道があるところ、それから離合が難しいような踏切数は幾つかございます。ちなみにですが、歩道がある踏切数でございますが、両側歩道が計4か所、片側歩道が計3か所、離合が難しい踏切が計6か所ほどございます。

今ご質問がありました市が考える危険な踏切でございますが、先ほど回答をさせていただきました市の上踏切、こちらのほうを今現在改良中でございます。さらに、法指定の踏切、下大利12号と14号踏切につきまして、先ほどご回答申し上げましたとおり、迂回路を現在整備をするようにしておりますので、そういった法指定踏切、この3か所については率先して対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、議員のほうからも以前の議会のほうでもご質問、ご指摘等もありました吉松地区の土居踏切等につきましても、今後検討は必要かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

2項目めに入るんですけども、先ほど説明受けた、現在行われている市の上踏切ですか、もうすぐ完了予定ということで、予算的には、急な質問であれなんですけれども、総額予算的にはどれぐらいかかるものかを分かっていたら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 市の上踏切の改良に伴う予算でございますが、全体事業費といたしましては、その踏切の改良以外、こちらのほうも例えばシルバー人材センターの移転とかこういったところも含めまして、総予算が約3億1,500万円少々になっております。そのうち踏切だけの改良工事、こちらにつきましては約8,000万円ほどということになっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 市の単独では難しいと思うんですけども、そういう場合、国の交付金は何割ぐらいになるんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらのほうの工事等につきましては、国の社会資本整備総合交付金のほうを活用させていただいております。補助率が55%ということになっております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） シルバー人材センター近くの、市の上踏切、今道路の法は整備ができていると思うんですけども、踏切のほうはまだ狭いままだと思うんですけども、そのときのルールというのは道路の幅に合わせて踏切ができるのか。ちょっとすみません、勉強不足で、教えていただければ。また、今後、その踏切はいつ広がるのか、分かっていたらお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 市の上踏切の工事の進捗につきましては、まず現道の踏切の幅でございますが、こちらが3.9mしかございません。狭いところになっております。こちらを車道

を6.5m、歩道を2.5m、9mに拡幅するようにしております。令和元年度に踏切舗装版の製品製作、信号通信の設計等を行いまして、本年の9月に遮断機、警報器等のスラグ、基礎等、そちらの設置工事等に着手し、本年12月5日から軌道内の拡幅工事に着手をしているような状況でございます。

工事の完了でございますが、本年度、令和3年2月あるいは遅くとも3月までには完成をさせるということで、現在JR九州さんのほうで工事を進められているような状況でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） かなり整備されて、非常にいいことだと思います。

国土交通省の中で立体交差について述べられています。安全の面では電車の高架化です。大野城市、春日市が西鉄も完成が間近だと思うんですけども、本市においてはそういう高架化の検討とかそういったことがあったのであれば教えていただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 高架事業でございますが、先ほどの法指定踏切の話の中で、下大利12号、14号踏切、天神の大牟田線でございますが、こちらの改良につきましては、もう抜本的にはやっぱり高架しかないだろうということでございます、抜本的な改良につきましては、これにつきましては、先ほど言いました国等が主催しました関係者の協議会のほうでもそういう話が出ておりましたが、しかしながら高架を連続立体交差等を行うということになれば、莫大な費用と時間が必要になってきますので、そこは難しいということで、協議会の中でも話が出ているような状況でございました。したがって、まずは迂回路を整備するというようなことで計画がなったということで聞いております。

その高架化の検討ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、時間と莫大な費用がかかるということから、現時点では難しいということで考えております。

ちなみに、議員先ほど話がありました西鉄大牟田線の現在行われている春日、大野城の連続立体交差事業等でございますが、こちらにつきましては計画予備調査、そういったものから入れると35年以上の年月がかかっているような状況ということも聞いております。また、総事業費も800億円というようなことも聞いております。やはり時間と費用が必要になってきますので、現時点では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 莫大な予算と時間はかかると思うんですけども、ただ西鉄太宰府一五条間、太宰府一二日市間、やはりあそこを通ると、高架、お金もかかるでしょうけれども、年数もかかるでしょうけれども、将来的には太宰府市を考えたときに検討する必要はないかなあと個人的に思います。

それで、質問のところでも言いましたように、踏切の歩道整備、その中で地域の方も関係団体を創設して見える化を図るようというふうに国土交通省にも言っているんですけども、そういう協議会は今まで市であったんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） その協議会というのが、先ほど申しましたけれども、国のほうが主体となりまして、法指定の踏切の協議会が開催をされております。こちらは国土交通省の九州地方整備局、それから運輸局、それから県、太宰府市、鉄道事業者、警察といった関係団体等関係者のほうが入りまして、この地方踏切道改良協議会というものを開催をしております。

市として、それとはまた別に地域の市民の方も含めての協議会ということは行ってはおりません。こちらのほうの法のほうでも指定があっているこの協議会の設置につきましては、先ほど申しあげました国、県、それから警察や鉄道事業者等の関係者を構成者として設立ということでも書いてありますので、現在のところ地域の方を含めた協議会というのは設立はしておりません。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） バイク事故があった日焼踏切、協議会などで説明は受けているんですけども、今の整備の進行状況が分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） J R九州のこの鹿児島本線の日焼踏切で起きました死亡事故につきましては、本当大変痛ましい事故だというふうに私も考えております。その後、事故後でございますが、太宰府市、それから筑紫野警察署、それからJ R九州、こちらのほうの3者で令和2年6月16日に現地で担当者みんな集まって、現地調査でそれぞれで協議をしたということがございます。その際でございますが、筑紫野警察署のほうからは、歩行者だけの通行の踏切にしたいということで話がありました。それまでは小型特殊車両——農業用の車両です——こちらの通行も可能ということになっておりましたが、そのような筑紫野警察署からの歩行者だけの踏切ということの話がありまして、現在、市のほうでその踏切の両側入り口に自転車やバイク等がそのまますっと入らないようなガードパイプ、それを新たに追加して設置をしております。今後、J R九州さんのほうで1月中に踏切内の改良工事をされるということで聞いております。それらの後に警察のほうで先ほど言いました歩行者専用の踏切ということで、車両は通行できないということで標識等も設置をされるということでお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） バイク事故があつて、非常に残念な事故だったと思うんですけども、やはり地域の方も、僕は歩いてはいなかったんですけども、あの事故があつて行ってみたん

ですけれども、その地域の方がよく通られるのは、やっぱり雨が降った後、滑ると。実際、踏切、ほかの踏切はコンクリートとか滑らないような状態ですけれども、あそこはもう枕木で、雨が降ったらかなり滑るんですよ。実際雨上がりに僕も行って歩いてみたんですけれども、かなり危ない状態。1月にはということですが、ぜひその整備のほうはしっかりお願いしたいと思います。

先ほど地域を含めた協議会ができていないということですが、できれば地域の方を含めたところで、物すごい予算がかかるので、国と協力しなければできないというのは分かるんですけれども、まず安全を確保するためにできること、一方通行にするとか、離合ができない場合、離合できる農業用水路を埋めるとか、地域の方の声を聞いて、市単独でもできるような改良工事を市がリーダーシップを取ってやっていただきたい。僕は40年間吉松に住んでいるんですけれども、踏切自体何も変わっていないんです。ただ変わったのは車の量が増えたこと、踏切を渡る人の人数が増えたこと、どんどん増えているんです。僕は、9月の去年の議会でも言いましたけれども、40年住んでいたら、土居の踏切とかもう渡らないようにしているんです。怖い目に何回も遭っているから。あの踏切内でもう止まった状態で動けない。そのときJRの踏切の音が鳴って、遮断機が下りると、物すごくパニックって危ない状態、いつ事故が起きてもおかしくない現状が続いているんです。たまたま今起きていないだけで、いつあってもおかしくないと思うんです。JRの踏切に関しては、地域の方の意見も含めて、関係団体の鉄道、JRにも来ていただいて、市のほうも考えていただいて、早急に、なかなか検討してやろうとなって、国から指定を受けないとなかなかできない部分があるので、市単独で人の命を守るために何らかの具体的な政策ができるように、できれば地域の方も含めた市独自の協議会をつくっていただけないかなあと思うんですが、検討していただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 市独自の協議会ということでございますが、協議会の現在設立、設置等を行っておりませんが、先ほど申し上げましたこの日焼踏切事故も含めまして、市といたしましては、地域の方々のほうにもいろいろなご意見をお伺いして対応はさせていただいている実情がございます。今議員おっしゃられた踏切内の枕木が滑るということでございますが、そのような情報、要望等も地元の方からも市としても聞いておりましたので、JR九州さんのほうには、この踏切内が滑るので、ここを改良してほしいということを市のほうからも要望を強くしているところでございます。1月に踏切内の工事が完了するというところでございますので、そちらが改善されることを期待している状況でございます。今後とも市といたしましても、地元の方々のご意見等も伺いながら、安全・安心な踏切だけでなく、道路等の整備等も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 事故が起きた後の整備事業なんですよ。事故の起きる前にやれていた

んじゃないかなと。あそこの踏切だけでない、ほかにもそういったことがあるんじゃないかなあと思うんです。国から指定を受けるまで待つんじゃないかと、もうちょっと市のほうでリーダーシップ取っていただいて、できること、莫大な予算かけてきちっとやるのではなくって、人の命を守るためにやれることを、もう一度最後に市のほうで中心となった協議会をつくっていただけることを市長にもお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 議員発言席にて起立〕

○8番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

まず、1件目の新型コロナウイルス感染症の第3波に備えた感染防止対策についてです。

大都市を中心に全国で新型コロナウイルス感染症の第3波が押し寄せる中、福岡県内でも感染者がじわりと増え始めています。先般、本市においても、市内の医療機関で感染者のクラスターが発生しました。これから感染リスクがより高まる冬季を迎えるに当たり、第3波に備えた感染防止対策が必要です。

一方、政府が推し進めるGo To キャンペーンなどの経済喚起対策については、福岡県と本市と同じ圏域にある福岡市は、制限などの見直しを行う段階ではないとしています。本市における観光客の減少は大きく、地域経済を回復させるためには感染拡大のリスクを負いながらも観光客を増やす取組が必要です。感染症対策と経済喚起対策の両構えで臨まざるを得ない難しい対応が求められています。

そこで、2点伺います。

1点目、天満宮参道等の観光エリアにおける感染防止対策についてです。

正月三が日に例年200万人が参拝するという太宰府天満宮ですが、天満宮は初詣期間を3月末までとした分散参拝を呼びかけているものの、年末年始に県域を越えた多くの旅行者が来訪することが予想されます。感染防止を図りつつ、しっかりと地元経済を活性化させることができれば、ウイズコロナ時代の新たな観光のスタイルを天満宮参道における今回の取組の中でつくり上げることができるのではないかと考えますが、ご見解をお伺いします。

2点目、PCR検査など県が実施する感染防止対策の実効性を高めるための本市の取組についてです。

11月に入って、福岡県は、コロナ対策を続々と打ち出しています。例えば、高齢者施設や障

がい者施設の職員を対象に希望者の無料PCR検査を実施する方針を固めました。また、感染拡大の第3波に備えて、市町村の保健師を県に派遣してコロナ対応に従事させる協定を県市長会、町村会と結んでいます。これらの感染防止対策の実効性を高めるには本市が果たすべき役割は大きいのですが、具体的にどのような連携と支援を行うのでしょうか。

次に、2件目の景気悪化に伴う今年度の事業費の見直しについてです。

新型コロナウイルスによる景気の悪化で大幅な税収の減少が予想されます。これまでは感染症対策事業を実施するために財政のやりくりを行ってきましたが、これからは今年度の市政運営そのものの財源不足に対処するべく、歳出全般にわたって削減を行う、まさに身を切る改革に取り組まなくてはなりません。

そこで、2点お伺いします。

1点目、歳入の減収見込みについてです。

まず、自主財源における市税について、コロナの影響で市税の納付が困難なケースが増えると思定されますが、市税収入にどれほどの減収が見込まれるのでしょうか。そして、歳入全体の減収額は幾らになるのでしょうか。

2点目、歳入減の補填対応と事業費の見直し内容についてです。

まず、事業の見直しによってどれだけの歳出を抑えることができるのでしょうか。また、それでもなお不足する額は幾らで、それをどのように補填措置するのでしょうか。

以上、2件お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 1件目の新型コロナウイルス感染症の第3波に備えた感染防止対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの天満宮参道等の観光エリアにおける感染防止対策についてですが、議員ご指摘のとおり、現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波が広がっており、本市でもクラスターが発生するなど予断を許さない状況にあります。一昨日には県による福岡コロナ警報が再び発令されたことを受け、今朝、本市対策本部幹事会を急遽開催し、情報共有などに努めたところです。

一方、観光客の入り込み状況につきましては、4月、5月の壊滅的な状況から徐々に回復し、11月は前年比で約5割程度まで持ち直し、土日になりますと、平年の7割から8割まで回復しているという報告もあり、にぎわいが徐々に戻ってきています。

これまでも本市では、商工会や観光協会などを通じて内閣府が取りまとめた業種別のガイドラインを紹介し、事業者に対してガイドラインに基づく取組を進めるよう要請をしております。また、福岡県の感染防止宣言ステッカーの取得促進とともに、本市独自の対策として、感染防止対策に努める企業や個人事業主に太宰府市事業者等感染防止対策支援金やコロナ減ステッカーを交付し、遠方より来られた方の体調が悪くなった際に相談いただけるよう、太宰府館及び太宰府観光案内所に相談窓口を設置してまいりました。さらに、感染防止対策アイデア

コンテストにより、事業者の独自の取組やアイデアなどを募り、よい事例があれば他の事業者や市民の参考となるよう広く紹介していくこととしております。

今後の年末年始コロナ対策につきましては、まずはコロナ禍での混雑を防止するためにも分散参拝を呼びかけることが重要と考えております。既に太宰府天満宮様などとも歩調を合わせ、記者会見や市のホームページ、LINE等により、年末から3月にかけての長い期間でのお参りにお越しいただくよう周知をしているところです。それでもなお多くの方がお越しいただくことを想定し、まずは市民の方々への感染防止を第一義とし、訪れる方も住まう方も共に助け合い、安心感を醸成していく取組を進めることが重要だと考え、「Beautiful Harmony コロナ対策事業」と銘打って、観光地周辺での取組を進めます。

まず、マスク配布事業ですが、年末年始に太宰府にお越しいただいた方でマスクを忘れてたり、紛失した方などを対象に、個包装のマスクを駐車センターほか各駐車場や太宰府館、太宰府天満宮の観光案内所、西鉄太宰府駅前で配付いたします。その財源も、観光客の方からご負担をお願いしております歴史と文化の環境税や商工会、観光協会、太宰府天満宮、九州国立博物館と本市で構成します太宰府ブランド創造協議会予算から捻出し、本市への寄附分も活用させていただきます。

次に、訪れる方々の体調管理のために、西鉄太宰府駅改札前をはじめ、主なマスクの配付場所にサーモグラフィを設置いたします。発熱状況等をセルフチェックしていただき、感染防止の注意喚起を図ります。

さらに、先日包括連結協定を締結いたしました西日本鉄道株式会社様にご協力いただき、例年は三が日だけの正月特別ダイヤの運行を来年は1月9日から11日についても同様の正月特別ダイヤで運行していただき、分散参拝を促します。

また、福岡県の初詣における感染防止対策の留意事項に基づく市の対応といたしまして、混雑防止に関してはライブカメラによる渋滞状況の配信や駐車場満空情報の配信を本市ホームページによりリアルタイムに行い、分散参拝を促します。あわせて、境内での飲食や食べ歩きを控えて、持ち帰りを推奨し、大声を発声しないよう注意喚起するなどの周知も同じく市のホームページなどで行うとともに、参道各所に接触確認アプリ（Cococa）のQRコードを掲示し、ダウンロードを推奨することとしております。

なお、例年12月30日、31日に観世音寺戒壇院で開催していますライトアップ事業につきましては、感染拡大防止のため、やむを得ず中止することといたしました。

これらの事業を実施することにより、太宰府を訪れる方も住まう方も共に安心感を醸成していくことが可能となり、ウイズコロナ時代の新たな観光のスタイルを先取りすることができると考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 次に、2項目目のPCR検査など県が実施する感染防止対策の実効

性を高めるための本市の取組についてご回答いたします。

発熱等の症状がある場合の相談や検査を受ける方法といたしましては、現状で3つの方法がございます。

1つ目は、保健所が行う行政検査です。この対象者は、主に陽性患者の濃厚接触者で、保健所の調査の中で陽性者との濃厚接触があったと判断された場合に検査の対象となります。

2つ目は、福岡県の指定を受けた診療・検査医療機関における検査です。令和2年10月30日に、県は、かかりつけ医等の身近な医療機関におきまして適切に診療・検査を受けられるよう、1,000以上の医療機関を診療・検査医療機関として指定し、検査体制を整えております。発熱等の症状がある場合には、まずお近くの医療機関に電話相談をしていただきまして、その医療機関が指定を受けた医療機関であれば、そのまま受診の予約を行うことが可能です。

医療機関名の公開を了承している診療・検査医療機関につきましては、県のホームページ上で一覧が公開されております。本市におきましては、12月9日現在で3つの医療機関が公表されております。

続きまして、3つ目は、筑紫医師会PCR検査センターにおける検査です。発熱等の症状が出た場合、まずかかりつけ医に相談、受診されますと、診察の結果、必要に応じて医師から予約を取っていただき、予約日に検査センターに出向いてPCR検査を受けていただきます。検査はドライブスルー方式になっております。検査の結果、陽性となった場合は、その後の治療や健康管理については保健所が引継ぎ、適切な医療機関での治療や軽症者ホテルでの療養など対応を行ってまいります。

この検査センターの設置につきましては、春先の患者の増加を受けまして、保健所、筑紫医師会と筑紫地区5市の調整会議の中で協議を進めまして、本市といたしましても設置の必要性を強く求めまして、設置の運びとなりました。また、検査を受ける方の自己負担についても、無料となるように5市で支援をしております。

また、9月には、本市の発案で季節性インフルエンザの流行と新型コロナの流行の重複による重篤化や医療現場の混乱を避けるために、県に先んじまして高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化の施策を筑紫地区に提案をいたしまして、9月議会におきまして補正予算を計上いたし、ご承認いただいたところでございます。その後、県においてもインフルエンザの無償化が提案、確定されたことで、10月から県の予算で高齢者のインフルエンザ予防接種を推進していくことができっております。

保健師の派遣につきましては、令和2年6月に県の要請を受け、1名の保健師を軽症者ホテルでの業務に既に派遣をいたしております。

このような県と本市との積極的な連携等の積み重ねがありまして、11月24日には県と福岡県市長会、県町村会が新型コロナウイルス感染症対応に関する協定を締結いたしました。今後も保健所や宿泊療養施設での保健師の人員確保が県のみでは困難な場合には、要請があれば体制を整えまして、速やかに必要な人員を派遣し、協力をしてまいります。

そのほか、妊産婦への支援としまして、11月9日より開始されました県の新規事業であります新型コロナウイルスに感染した妊婦への寄り添い型支援や不安を抱える妊婦への新型コロナウイルス感染症検査について、本市の母子健康手帳交付などの機会を通じまして県からのチラシの配布等を行い、啓発に努めております。

本市といたしましては、これまでも積極的に県への協力や予防対策の提案を行ってまいりましたが、今後につきましても効率的で円滑な感染防止対策を推進していくために、福岡県インフルエンザ等対策行動計画の中に定められております県としての役割、市としての役割を果たし、連携を深め、引き続き筑紫地区5市との情報共有、情報交換を行い、必要な対策を講じてまいります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。回答が非常に長くて、市長、執行部もこの問題については非常に重たく受け止めていらっしゃるかと理解いたします。ウイズコロナ時代の新たな観光のスタイルを私たち議会も一緒になって作り上げていきたいという気持ちで、これからご質問、ご提案させていただきたいと思っております。

まず、1項目めの天満宮参道の観光エリアにおける感染防止対策についてですが、ご回答によりますと、まず福岡県の感染防止宣言ステッカー、それと本市のコロナ減ステッカーを交付しというところで啓発、啓蒙を行っているということですが、こういうのを作ってきました。これです。ピンクのほうは本市が作りましたコロナ減ステッカー、青いほうは、これが福岡県の新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーです。ここに置いておきます。県のほうは、これ業種別のガイドラインに沿ったところで、しっかりコロナ対策を行っている事業者さんにステッカーを交付しております。ちなみに、市のほうのステッカーについては、福岡県の感染防止ステッカーを取得したところについては漏れなくつく形、そういう形で配付しているということなんですけれども、ちなみにこの県のステッカー、なかなか事業者さんに普及促進ができていないという声も聞くんですが、現段階で本市におけるこの県のステッカーと市のステッカーの浸透状況、配付状況はどうでしょうか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 県のステッカーでございますけれども、細かい数字というのは今のところは把握できておりませんが、約300件ほどの市内の業者様が申請されていらっしゃるということでございます。それから、本市の分については、200件弱の申請がっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） まず、本市のほうの200件を注目したいんですけども、ちなみにこのコロナ減ステッカー、事業としては事業者感染症対策実施支援事業ということで3,150万円がついております。3万円支給されますので、本市の事業者1,000が対象になるというところ

なんですけれども、今のところ200事業者というところでなかなかこれ浸透していないと思う
なんですけれども、ここら辺の原因は何でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 原因につきましてでございますけれども、この制度設計をいたしま
したときは、県のステッカー事業がございまして、その上にさらに市のほうからも支援をして
いくというふうな、そういうふうな考えで制度設計をしておりました。当初県のほうが事業を
進められておったわけですけれども、その支給方法について、県議会様のほうから方法につい
て再度検討すべきじゃないかということで、一時申請等を止められたような経緯もございま
した。ですから、私どものほうもその関係で当初の申請が少なかったような状況でございます。
ただ、最近になりまして県のほうも、ラジオですとか、それからマスコミ等を使って周知を図
られているような状況がございまして、徐々に私どものほうの申請も併せて伸びてきているよ
うな状況でございます。

それから、私どもといたしましては、県のほうが2月末まで申請期間を延ばされた経緯もあ
りまして、同じような対応をするべきであるということで、私どもも当初12月までというこ
とで考えておりましたけれども、2月まで延長することといたしました。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） このステッカーについては、これはコロナ対策をしっかりと取っていら
しゃる事業者、お店の安全の印というところで、私、思うんですけれども、ちなみにこれ本市
のステッカーの場合は、原則県のステッカーに連動する形で配付できるわけですけれども、今
のところ配付数に差があるところが非常に気になるところです。できれば県と市のステッカー
がこういう形で仲よくそろって貼られるというのが非常に理想だと思うんですけれども、今回
の質問については、天満宮参道というところで、そこら辺をもっと注目して見ていきたいと思
うんですけれども、ちなみにこれ天満宮参道の門前町のマップを手に入れました。これに書い
てあるお店が91店舗あります。今回正月三が日及び3月までの太宰府天満宮におけるコロナ対
策ということですので、このステッカーどのくらい貼ってあるか、普及しているかというのを
私なりにちょっと見てきたところなんですけれども、あまり貼ってあるお店が見られなかつ
た。ざっと7店舗ぐらいしか見られなかった。もしくは、本市のステッカーはないだけれど
も県のステッカーが貼ってあると。原則は、県のステッカーが貼ってあるということは、同時
に市のステッカーも貼れるという条件なんだけれども、こういう形で一緒に貼ってある店舗、
意外と少ない。今回年末年始、非常に気になるこの参道周辺ですけれども、この事業者に対
する取組、まずはこのステッカーの徹底をしたいところだと思うんですけれども、これについ
てはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 先ほど議員のほうから、ステッカーを貼付している店舗が非常に少
ないというふうなご報告がございました。実際私どものほうで参道というふうに特定している

わけではないんですが、その周辺のお店の申請件数を確認いたしましたところ、約60店舗ほどの申請がっております。基本的には県のほうのステッカーを貼ってあるところは私どものほうのステッカーも貼っていただけますので、今県のほうの申請をされている事業者さんについては、私どものほうからダイレクトメールを送りまして、一緒に貼っていただくような形での取組をしておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今回の私の1項めの質問です。これ天満宮参道の観光エリアにおける感染防止対策ですので、今のところまだ市のステッカーが200、これをどんどん増やしていかなくちゃいけないんですけれども、まずはこの天満宮参道等の観光エリアについては、特にこの年末、もう時間ないです。まずはここをこ入れしなくちゃいけないと思うんですけれども、集中してこの門前町、まだ貼られていないところ、実は貼っていないところでも対策はしているところいっぱいあるんです。そこら辺をしっかり確認したところで、このステッカーを貼っていただく。まずは年末年始対策、この門前町を徹底しなくちゃいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 議員がおっしゃるように、今の状況で私どもも満足しているわけではございません。県のステッカーと市のステッカーと一緒に貼っていただけるようなそういう状況をたくさん増やしていきたいなというふうに思っているところです。私どものほうでは、この状況を見まして、まずは観光協会のほうを通じて個別のお店のほうに現在回っていただいているようなところがございます。年末までにはそういったことで今よりもさらに貼付されているお店を増やしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ぜひ年末に一生懸命動いていただいて、正月三が日に間に合うように、さらに3月末までの分散参拝に向けて、この天満宮周辺は非常に徹底して安全なところだよということをPRするためにも、このステッカーと一緒に貼っていただけるように活動をお願いしたいと思います。

次に、ご回答にありましたマスク配付事業についてお伺いします。

これについては我々議員の間でもいろいろ疑問がありました。また、私の周りの市民の方からも質問されたことなんですけれども、まずこの初詣に来られた方、マスクを忘れた方とかにマスクを配付すること、どのような効果があるのかということなんです。マスクの供給が十分な状況で、あえてマスクを配付する意義は何でしょうか。私も聞きたいところなんですけれども、私、聞かれましたんで、これしっかり押さえていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 初詣につきましては、特に混雑が予想されることなどを踏まえまし

て、基本的な感染防止対策として、マスクの着用や手指消毒などの徹底が国や県からの方針として示されており、本市でも当然マスクの着用は呼びかけますけれども、それでも忘れていたり、紛失されたりで着用されていない方が予想されます。感染防止の観点やマスクを着用していない方と周囲の方々の安心感の創出やトラブルの未然防止、観光地としてのお客様をお迎えする姿勢など、こういったものを検討という評価と、このあたりを効果を期待しておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） なかなかこういうコロナの状況でマスクを忘れるというのは非常に想像しにくいところなんですけれども、もう一つ、これ市民の方から聞かれたことで、初詣は天満宮の行事ですよ。市の負担でマスクを配付すること自体に問題はないのかと。憲法第20条第3項の政教分離、そういうところで大丈夫かというところを聞かれました。これについては、このマスク事業を進めるに当たって、何か議論はなかったんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点は我々もちろん議論してまいりましたけれども、政教分離とは全く関係のないことだろうと思っています。初詣が天満宮の行事であるという考え方自体が私は違うと思っております、あくまでそれぞれ参拝をされる方がそれぞれの思いを抱いて、自由に太宰府天満宮なり、全国のいろいろな神社なり、それぞれの地元の小さなお社に行かれる方もおられるでしょう。そうした方々の自由な思いの中で参拝をされることは決して私は止めるべきことではないと思っていますし、そうしたことはそれぞれの判断でされることだろうと思っています。

そうした中で、結果として太宰府市は、太宰府天満宮様はじめ様々な名所旧跡がありますから、大変多くの方に訪れていただく。特に年始の初詣シーズンが一番まさに多くの方が来られるときであります。今までは天満宮さんに来られるお客様なので、市は基本的には天満宮さんにお任せしていればいいのかとか、交通規制なども天満宮さんが中心で警察と協議をすればいいのではないか、そういう考え方が市にも私もあったような気がしておりますが、私としましては、市長として責任ある立場として、多くの方が市に来ていただく、これは市にとっても大変ありがたいことであるし、そうした方が来る際にどのような対応をするかは市が主体的に取り上げるべきであろうと、そう常々考えてまいりました。そうした中で、昨年も初詣の方々にふるさと納税の宣伝をするなり、いろいろな行動を取ってきたわけでありまして。例えば、トイレを臨時的に設置するなど、そうしたこともこれまでもやってまいりました。渋滞の情報をお伝えをするなどもしてきたところであります。

今回は特に新型コロナウイルス対策という観点から、多くの方が訪れる中で、市民の方のまずは安全を守っていく、市民の方の健康、安心・安全を保持していくことが大変重要であろうと。多くの方が訪れる際に、市民の方に仮に新型コロナウイルス感染症が蔓延するようなことが決してあってはならない。そうした思いの中でどのような対応を取れるか、我々も真剣に考

えてきた中で、天満宮さんの考え方なども含めまして、観光協会さんなり、商工会さんなどの考え方も含めまして、我々としておもてなしをしっかりとしていくことも重要であろうと。マスクをしていない方が仮におられれば、そうした方々に対して市民の方は過剰に反応をされるでしょうし、満員の電車の状態が起こった中でマスクが仮に汚れてしまうとか、そうした中で必要な方も出てくる可能性もあると。そうした最善の策を取る中で、市民の方に安心をまずは確保していただく。そして、当然訪れる方にも歴文税というものはもともと観光客の方からお金をいただいて運営をしている税でありますから、訪れていただく方にも何らかのおもてなしをしていくことも本来の趣旨に合った使い方でもあると思っておりますし、ブランド創造協会もそうであります。そうしたことも考えて、マスクを配付する、サーモグラフィーを設置する、渋滞の状況をお知らせをする、我々で取り得る全ての策を取っていこうという中で一つのアイデアであるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） マスクの配付については、ちょっとまとめたいと思えます。

参道のこれが4か所でマスクを配付するということですがけれども、それよりも、またこっちに戻ります。しっかり対策を取っていらっしゃる門前町の事業者さん、店舗の方に、それこそ91店舗ありますから、1万枚として100枚ずつ配ってもいいでしょう。そこに配置して、それこそ店舗の方に使っていただく。そこでなお余ったものについては、それこそマスクを仮に忘れた方とか、汚した方に配付するというほうが非常に効率的だと思います。

次に、渋滞対策、混雑防止に関してご回答ありました。ライブカメラによる渋滞状況の配信や駐車場満空情報の配信ということですがけれども、これ前年度に比べてライブカメラが増えていと思うんですけれども、去年と今年の状況の違いは何でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ライブカメラにつきましては、正月対策ということも含めまして、現在10か所の18台、整備をすることとしております。

ライブカメラ等を設置することによりまして、太宰府に来ていただく来訪者の方々に状況を情報発信するというのが一番の目的でございますが、ちなみにアクセス数でございますが、平成31年度のお正月、令和元年度のお正月につきましては、ライブカメラ、それから駐車場の満空情報のアクセス数につきましては、33万件ほどあるような状況となっております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） それなりに効果があると、利用実態もあるということですがけれども、これはそもそも疑問に思ったのが、その渋滞情報、駐車場満空情報も来場者に対しては非常にいい情報になると思うんですが、そもそも参道の混雑状況を、人の混雑ですね、それをライブ中継することはしないんですか。これは私のアイデアじゃなくて、ほかの神社、天満宮よりももっといっぱい初詣客が来るような神社で行われていること、混雑状況の人の状況を配信して、特に今年の正月はそれを見て判断して来てくださいというんですけれども、車の状況だけじゃ

なくて、まずは参道の人の混雑状況をサーモグラフィーじゃなくてライブカメラを設置して配信するという事は非常に有効だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今現在設置をしておりますライブカメラにつきましては、歴史と文化の環境税等も活用しながら、太宰府市を訪れていただいております皆様、駐車場の利用税、こちらのほうを有効に活用しているような状況でございます。したがって、先ほど申し上げました混雑状況や、それから駐車場の状況等をその利用者の方々に情報として発信する。納税者の方々にお返しするという意味でこのようなライブカメラ等を設置しているような状況でございますので、この参道等へのライブカメラを歴史と文化の環境税でどうのこうのというのは、また運営協議会等に諮りながら検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） もう年末年始まであまり時間がないんですけれども、これ検討したところで設置できるという見込みが非常に薄いと思いますが、それこそ歴史と文化の環境税を使うのであれば駐車場関係しか使えないということなんですけれども、それでは普通の市の一般財源を使って天満宮参道に設置して、今回、非常にそこら辺有効だと思うんですけれども、その効果は私はあると思います。あまり効果あるんじゃないかというような反応が返ってこないんですけれども、そこら辺はどうですか。必要と思いませんか。

○議長（陶山良尚議員） その前に市長に申し上げます。

答弁は簡潔にお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 簡潔といいますか、できる限りの私の誠意を尽くして答弁をしているつもりであります。今回のそうしたライブカメラの設置でありますけれども、まずは渋滞情報等について今まで設置してきたところであります。私もまだ全て確認し切れていませんけれども、当然天満宮さんの敷地の中での混雑状況などは天満宮さんのほうで何らかのそうした情報発信をされるともお聞きをしておりますし、当然そうした対応を取られるものだと認識はしております。

参道自体が市の道路である部分であれば、どのように状況を把握をしていくかということはお指摘のように重要なことですので、そうしたことについてはできる限りで対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今回3点提案しました。このステッカーを門前町でしっかり徹底してほしいということと、マスクの配付を見直してほしいということ、それとカメラ、駐車場、渋滞状況だけでなく、参道の人混みの状況も発信してほしいということを3点お願いしました。

が、なかなかいいお答えを得られなかったという形で非常に残念です。今回の提案を十分に、まだ時間がありますから、ご検討いただき、ウイズコロナ時代の新たな観光スタイルを本市から発信していただきたいと思うんですけれども、このままじゃあ新しい観光スタイルになっていないと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、PCR検査などを県が実施する感染防止対策の実効性を高めるための本市の取組についてですけれども、長いお答えがあったわけですから、中で県と市の役割分担というのが非常に分からなかったところなんですけれども、専らコロナ対策については直接的な対策は県が行うわけですから、そこら辺、市が行うべきものは何かと。逆に市が活動することで県の活動を実効性があるものにするんじゃないかというところでお聞きしたんですけれども、お答えの中に福岡県インフルエンザ等対策行動計画の中で定められた県としての役割、市としての役割ということがありました。そこに定められている市としての役割をできれば簡潔にお答えいただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 行動計画の中に定められている分につきましては、市の役割というのは住民への予防接種の実施とか、要援護者への支援という形になりますので、今回のコロナの分につきましては、様々な支援を行っていくということになるというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、なかなか直接的な動きが見えないので、我々非常に不安なところなんですけれども、ちなみに市内の医療機関で発生したクラスターについては、県としてどのような役割分担を持って、特に市が動いている部分についてどのように活用されているかについてお答えください。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 本市でのクラスターが発生した医療機関とか、患者さん、濃厚接触者の対応についてなんですけれども、医療機関や個人への対応というのは県の保健所が役割を行ってまして、市としてそこに何か協力をするという事はできていないというか、できない状況です。一応保健所の管理の下に行われておりますので、市の法の立場といたしましては、現在行っている対策といたしましては、感染防止のための医療ガウンなどの物資の提供でありますとか、市民からのご相談、問合せ等に関しまして医師会へ連絡を取りまして、かかりつけ医の調整の状況とか、現在の診療状況など、提供できる範囲の情報を確認、調整しながら市民の皆様にお伝えしているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ちょっと情報をお伝えしたいと思います。

新型コロナ県内感染者数の人数が毎日毎日更新されとるんですけれども、まず第1位、福岡県ではやっぱり福岡市が多いです。3,658人です。これは12月13日時点ですけれども。2位が

北九州市873人、3位が久留米市155人ですが、筑紫地区5市を合計すると、何と371人、これは堂々たる第3位なんです。第3位ってあまり喜ばしいことではないです。と考えると、狭い地域で、県下でも3番目に感染者数が多い筑紫管内です。そこら辺、本市だけではなくて、しっかりこの管内としてこの人数を捉えなければいけないと思うわけですが、今のところ直接的な支援という形はできないということ、物資的なものを供給するとかにとどまっておりますけれども、今までもこの筑紫地区管内の5市協議会の中で県の保健所に対してはいろいろな提案を行い、その提案によって実現したこともありますけれども、今回保健師の派遣というのが県のほうから来る予定でした。この保健師の派遣、確かに県下の保健所の保健師数は少ないです。そこで、その基礎自治体である市町村から保健師を派遣するのは有効かとは思いますが、ここもう一つ踏み込んで、ただ市の保健師を派遣するだけじゃなくて、逆に保健所が担っている業務で本市関係でできることを逆に担うというような提案をこの5市協議会の中でしっかり練り上げていただいて、県のほうに伝えるということをしていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの件も含めまして木村議員から私からしますといわれなきいろいろなご批判もいただいておりますので、しっかりとした長めの答弁をせざるを得ないと考えておりました、私なりに考え方を述べたいと思います。

保健所との連携、県との連携、筑紫地区の連携、先ほど筑紫地区が堂々たる3位と言われましたけれども、合わせましたら人口43万人ほどおられますから、久留米市よりも多いんですよ。ですから、筑紫地区を合わせて3位だということは、人口比からしてもおかしい。糟屋郡の中でもかなりの人数おられますけれども、人口比からしても筑紫地区はかなりの人数ですから、陽性判明者が多くなるのは当然ではないでしょうか。福岡市、我々筑紫地区を合わせますと、どれぐらいですか、三、四倍ですけれども、その数よりは福岡市のほうが多いわけですから、決して筑紫地区が多いとも私は思っておりませんし、太宰府市はましてや人口比からすると決して多くはないとまず思っておりますので、そこは明確にお答えをさせていただきます。

その上で、筑紫地区の中にご存じのように春日市長が県の市長会長としておられます。春日市長とは私もふだんから密に連携を取らせていただきながら、私なりの市としての考え方をお伝えをしております。保健師を派遣する、そうした考え方もむしろ春日市長、県の市長会長に私なりに提案をし、そして筑紫地区の中でもいろいろなご意見、ご存じのように様々な考え方がございますから、なかなかまとまらないこともありますけれども、本市としては積極的にあらゆる県なり、筑紫地区なり、そうした取組に積極的にこれまでも取り組んでまいりましたし、積極的な提案をしてまいりました。5月の時点だったと思いますけれども、市としての県への取りまとめ、筑紫地区県市長会の取りまとめの際も、かなり我々としてはボリュームのある提案もしてまいりましたし、これまでもしてきたところでありますので、決して木村議員の懸念は当たらないと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ちょっとまとめます。これからも厳しさの増すコロナ情勢ですけれども、しっかり本市としても県を支えながら、逆にもうちょっと突っ込んだ支援というのを提案だけじゃなくて実働としてできるような形でやっていかなければいけないと思います。それをお願いします。

次、お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） それでは、2件目の景気悪化に伴う今年度の事業費の見直しについて回答を申し上げます。

まず、1項目めの歳入の減収見込みについてですが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、世界規模で経済活動は縮小し、国際観光都市である本市におきましても観光客が激減するなど、地域経済が大きなダメージを受けていることは十分に承知をしております。

そのような状況の中で、まず新型コロナウイルスの影響による市税への収納率の低下につきましては、大幅な低下というところでは現在のところ生じておりません。そういった中では、市税の収入に対する影響は少ないと考えておりますが、一方で市税の猶予につきましては適用案件もありまして、一定程度の影響があるというふうに推測をしております。さらに、その他の項目も含めた市の歳入全体に与える影響といたしましても、その他の項目も含め一定程度の減収はあるだろうということで推測をしているところです。

今年度もまだ4か月を残しておりまして、新型コロナウイルス感染症は再度拡大傾向にあるなど予断を許さない状況が続いておりますので、今後も動向を注意深く見守り、先手先手で必要な対応をまいりたいと考えております。

なお、既に経営方針や予算編成方針などを通じて経済活性化、財政健全化、新しい生活様式の3つの柱で新型コロナウイルスの影響を常々意識をしながら市政運営に当たるよう、職員一同心がけているところであります。

次に、2項目めの歳入減の補填対応と事業費の見直し内容についてですが、まずさきの6月議会におきまして1億円規模の事業見直しを行い、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための財源捻出を行いました。さらに、新型コロナウイルス対策の実施に当たっても、状況変化に対応できるよう財政調整資金からの支出を可能な限り抑えるとともに、予備費の積み増しも行っておりますので、これらの活用も念頭に置きながら、必要に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。まず、国においては、一般会計の税収が当初想定を8兆円程度下回ると。福岡県においては416億円の減収となるということで、本市は大丈夫なのかというところでご質問したところなんですけれども、今年度、令和2年度についてはさほど影響がないというところなんですけれども、非常に国、県と本市、大分状況

が違うんですけれども、これはどうしてそれほど状況が違うのか、簡潔にお答えください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現時点で令和2年度のコロナウイルス感染症により市税収入に大きな影響を及ぼす税項目といたしましては、法人市民税や入湯税、歴史と文化の環境税などが考えられますけれども、これらの税が市税全体に占める割合が低いために、市税全体の収入額に及ぼす影響も他の団体に比べて少ないものと考えております。

なお、先行きが見通せない状況であると思っておりますので、今後とも税収の動きには最大限の注意を払っていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら、今年度についてはさほど心配することはないというふうに受け止めます。

それでは、いよいよ来年度の話です。令和3年度については非常に税収が減少するというふうな話も聞いておりますけれども、令和3年度の市税収入の減少はどのくらいになるのか、想定していますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在令和3年度の予算編成を行っている最中ですが、はっきりとした減収額を算出するには至っておりませんが、個人市民税や法人市民税においては、景気の変化により一定程度の減額が生じるものと思っており、今後慎重に精査していきたいと考えております。

また、固定資産税と都市計画税につきましても、令和3年度が3年に1度の評価替えの年になっており、評価替えの年は調定額が減少する傾向にあります。また、国の税制改正も予定されているとのことでありまして、そのことも含めて今後慎重に精査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 令和3年度の予算を審議するに当たっては、その歳入というところを注目しますと、令和2年度、今年度の繰越額がどういうふうになるのかというのは非常に興味あるところですが、決算については通常9月議会に上がってきますが、今回そういう状況じゃありません。今年度の決算について、ざっくりした概算でも構いませんから、どれだけ次年度に持ち越せるのかというお話を聞きたいわけです。これについてはいつ頃我々議員に対してお示しいただけるのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） お答えします。

6月議会での減額補正以降も新型コロナウイルスの影響により執行できなかったもの、ただしなかったものといったものがあります。それらについては今後決算見込みを行う中で集約をしてまいりたいと思っております。

具体的にいつ頃お示しできるのかというのは、今いろいろな作業も続いている中ですので、現時点ではお答えできませんけれども、まとめ次第、必要に応じてお知らせができるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 令和3年度の予算については、もう粛々と審査が進んでいると思いますけれども、ちなみにこの令和3年度の予算編成に当たっての予算編成方針というのがまず出されていると思います。コロナの状況でまだまだ先が見通せない状況を踏まえたところで、非常に難しいところだと思うんですけども、この予算編成方針をご説明ください。例えば、各課の歳出額に上限額とかを設けるとか、そういうしっかりした構えの下に予算査定を行っているのか、よろしくをお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご懸念は十分承知をしておりますが、何分これから分かってくるものがほとんどでありますので、そのような答えになることはご容赦をいただきたいと思っております。

そうした中で、経営方針、また予算編成方針は既に発出をいたしております。この中で、当然昨年度策定しましたまちづくりビジョンをベースにすること、その上で経済活性化、財政健全化、新たな生活様式という3つの視点を組み合わせながら、新型コロナウイルスの影響によるそうした影響もしっかりと加味しながら、柔軟に対応していくということを常々職員間でも共有をしているところであります。

そうした中で、基金につきましても、結果としましておかげさまで今回今年度の時点では取崩しをなく進めていくことができしておりますし、予備費などもございます。そうしたものもしっかりと活用しながら、どのような事態がまいりましても柔軟かつ迅速に対応できるようにやっていくという方針で今予算の編成を進めているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これから難しい財政運営、かじ取りが大変だと思うんですけども、我々議会としても、まず情報がいただきたいということです。今年度の予算の執行状況についてもそうですし、来年度の予算についてもじっと待っているわけにはいかない。なるべく早く情報をいただいて、しっかり審議させていただいたところでよりよいものにしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番橋本健議員の一般質問を許可します。

[16番 橋本健議員 議員発言席にて起立]

○16番(橋本 健議員) 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の中学校完全給食について質問させていただきます。

文部科学省は、平成29年3月、栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育、チーム学校で取り組む食育推進のサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクション、すなわちPDCAを公表しました。その初めの部分が気になりましたので紹介をさせていただきます。

国民を取り巻く社会環境、生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、家庭の貧困などの課題、アレルギー疾患等の様々な疾病等への対応、偏った栄養摂取など食生活の乱れ、肥満、痩身傾向など、様々な課題が顕在化しているということが指摘されており、健全な食習慣が必要であると書き記しています。

さて、中学生といえば13歳から15歳、背丈が伸び、大きくなるこの時期に、主食、おかず、ミルクから成る完全給食は、バランスの取れた栄養摂取によって心と体の成長に欠かせない貴重な食事ではないでしょうか。

平成30年の全国学校給食の実施状況調査によりますと、中学校給食の実施率は9,122校の89.9%で、そのうち中学校完全給食の実施率は86.6%であり、2年前に比べて2.7ポイント増加しております。学校給食法の第4条には、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない、また第5条には、地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとあります。

本市では、これまで中学校給食問題にかなりの時間をかけ、議論を重ねてきましたが、結論が出ておりません。市長は、中学校給食は近隣連携も含めた最適な方式を協議し、実現を目指しますと選挙公約で述べられました。そして、議会では、平成29年9月議会において、中学校完全給食の実施を求める請願を全会一致で採択した経緯があります。公約宣言後3年の月日がたちつつありますが、中学校給食問題は中断したままであり、何の経過報告もなく今日に至っております。

そこで、3点お伺いいたします。

1、中学校給食は内部で協議されているのか、2、ランチサービスの現状と問題点、3、中学校完全給食の方針について、ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長(陶山良尚議員) 教育部理事。

○教育部理事(堀 浩二) 中学校完全給食についてご回答いたします。

まず、1項目めの中学校給食は内部で協議されているのかについてご回答いたします。

これまでも議会や議員協議会等で随時誠実にお答えしてまいりましたが、一昨年から昨年にかけて、中学校給食調査・研究委員会で中学校給食の在り方について、実施方法別の必要経費をはじめ様々な面から調査研究を重ねてまいりました。一定の情報や資料が収集できたことから、この委員会は昨年9月に一旦解散したところでございます。その後は同委員会において取

集した資料を活用しながら、現在においても各担当部署において給食に係る様々な情報等を適宜収集、分析したり、各方式のコストの比較やメリット・デメリット等の課題について研究したりするなど、引き続き検討を行っているところであります。

次に、2項目めのランチサービスの現状と問題点についてご回答いたします。

現在中学校で実施しておりますランチサービス事業は、平成18年12月から導入いたしました。ランチサービス事業は、成長期にある生徒の心身の発育、発達や健康の維持増進に必要なカロリーや栄養価に配慮した安全・安心で多様な食品をバランスよく摂取させることを目標としています。現時点でのランチサービスの喫食率は10%程度で、生徒や保護者の皆様にまだまだ十分に浸透していないことが現在の問題点と捉えております。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど議長から簡潔にというご指摘もいただきましたので、必要最低限、私からお答えすべきものだけ答えるようにいたします。

中学生の心と体の成長にバランスの取れた栄養摂取が欠かせないことは承知しておりますし、私自身誰よりも太宰府市の子どもたちの成長を強く願ってまいりました。そうした観点から、ランチサービスについても、生徒や保護者の皆様がより喜んで利用していただけるように、試食会をより充実させたり、注文単位を1週間から1日単位に変更したり、就学援助の対象品目としたり、納入価格が値上げされた後も保護者負担額を据え置くなどの取組を就任後も行ってまいりまして、6%から現時点で10%まで上がってきたところであります。引き続き、子どもたちの健全な成長環境を整えるために努力を重ねてまいります。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございます。午前中に同会派の長谷川議員から中学校給食問題については託されましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長が就任された後にはすぐ副市長を中心にした中学校給食調査・研究委員会が結成をされましたが、昨年の9月にまた一旦解散されてきて、再度またこういった組織を立ち上げるように私は聞いていったんですが、いかがなんでしょうか。この辺はもう立ち上げるというお考えはないんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほど答弁でお話をさせていただきましたが、これまで調査研究を行う中で、必要な一定の情報や資料が収集できたというふうに判断いたしましたので、現在は立ち上げておりません。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 確かにご回答の中に情報や資料収集ができたということで、さらにこれを検証して、新たに組織を立ち上げて、保護者、市民に対してのこういった真摯に取り組んでいるんだという姿勢を見せてほしいというふうに思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今組織としては立ち上げていないというふうに申しましたけれども、先ほどこれもお話ししましたけれども、常々例えば三役の会議なり、財政の部署、施設の部署、教育関係の部署の部課長、もちろん市長も交えて情報を共有したり、検討を行っているというのは続けております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 各担当部署、給食に係る情報、様々な情報を分析をしているということでございますけれども、現在各方式のコスト比較とか、それからメリット・デメリット、こういったものも研究されているということでございますけれども、これは全員協議会で経過報告なり、これをしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） どなたが回答されますか。

教育長。

○教育長（樋田京子） まだ、研究、検討中でございますので、ご説明できる状況になりましたら議会連絡会等で、ご報告させていただきたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 昨年9月に一旦これ中断になったわけですが、その間1年4か月経過してきているわけですね。その中で何らかの考え方なり、その検証した結果を我々議員にも示してほしいというふうに思っておりますので、どうか再度これはご検討いただきますようお願いをしておきます。

では、次の質問に移ります。

ランチサービスの現状と問題点についてでございますが、平成18年12月1日から選択制中学校ランチサービスが始まりました。このランチサービスは、教育委員会と委託業者それぞれの栄養士が献立を考えたランチを事前に注文するという事業であります。我々も実は試食をさせていただきまして、大変おいしかったです。

そこで、まずランチサービスについて質問させていただきますけれども、現在4中学校で喫食数、これ学校別に分かったら教えていただきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） ランチサービスおいしいということでありがとうございます。非常においしいです。

各学校の喫食数ですが、申し訳ございません、喫食率でお答えさせていただいてよろしいですか。

（16番橋本 健議員「はい」と呼ぶ）

○教育部理事（堀 浩二） 本年度、各学校です。学学院中学校9.3%、太宰府中学校6.1%、太宰府西中学校10.2%、太宰府東中18.7%でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

- 16番（橋本 健議員） そうしますと、全体で4中学校で数はどれぐらいあるんでしょうか。
- 議長（陶山良尚議員） 教育部理事。
- 教育部理事（堀 浩二） 全中学校の生徒で194喫食しております。
- 議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。
- 16番（橋本 健議員） その194食のうち、教職員の方々の喫食数はどんなものんでしょうか。
- 議長（陶山良尚議員） 教育部理事。
- 教育部理事（堀 浩二） 失礼いたしました。先ほどの194は、これはもう大体の数値でございますけれども、こちらが生徒の喫食の数です。教員の数は、別に40程度です。
- 議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。
- 16番（橋本 健議員） ありがとうございます。
- それで、これは業者の採算ラインです。これかなりきついんじゃないかなというふうに思っておりますが、190食で採算が取れるのかなあというふうに相手方を心配するんですが、いかがなんでしょうか、その辺は。
- 議長（陶山良尚議員） 教育部理事。
- 教育部理事（堀 浩二） 実際採算が取れる数量というのを伺ったことはございません。ただ、請け負ってくださっている業者も赤字になるような状況では請け負っていただくことはできないと思いますので、採算が取れているというふうに認識をしております。
- 議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。
- 16番（橋本 健議員） 平成29年12月に4中学校の生徒、先生、保護者、市民の方々に試食をしてもらった後にアンケートを実施されておりますが、そのアンケートを回答した237名の生徒、教職員の部、これで68%が「おいしい」と、「まあまあおいしい」が30%、「おいしくなかった」が2%なんです。ほとんどもう9割がおいしかったというふうな回答をしてくれていますが、そして「今後利用したい」が61%、「時々利用したい」、これがちょっと分からない部分ですが、33%になっております。
- そこで、現在10%ぐらいですよ、全体で。これだけの好結果なのに、実際にやってみると少ない。かなり好評でありますけれども、学校ランチサービスはなかなか数が伸びていません。その伸びない原因は何なんでしょうか。どのように分析されているのか、お答えをお願いします。
- 議長（陶山良尚議員） 教育部理事。
- 教育部理事（堀 浩二） 先ほど十分浸透していないというふうにお答えしましたけれども、今のところ2点ほど考えて、実際にその改善にも努めておるところです。
- 1点は、PRです。先ほどの試食会の話がございましたが、そこでまだまだよさというものが伝わっていないのではないかと考えておりますので、PRのプレゼンテーションの方法等を現在工夫しているところでございます。
- もう一点は、利便性でございます。おいしいと思われても、なかなか注文まで至らないとい

うことがあると思いますので、現在は注文票の書き方等々の工夫をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） PRが足りないのと利便性の問題だというふうなお答えなんですけど、参加されました別の保護者や市民の方々もおいしいという大変好評な結果でしたよね。ランチサービスは、今1食当たり360円、配送料の60円を市が負担し、保護者負担は300円で、その8割の方が提供金額に納得をされているという結果でした。

そこで、質問しますが、温かくて栄養価も高いランチサービスであります。喫食率を上げるためにこれまでもいろいろな工夫をされてきたと思うんですが、今後この10%をさらにもっと20、30に上げるためにはどういった方策が必要なのか、この辺は何か検討されているんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの試食会については、改善の余地がまだあるかなと思っております。

現在のところ、例年行っておるのは、在校生の保護者向けの試食会と併せて行っているんですけども、そのやり方について、まだ中身については今後検討する必要があると思いますが、改善の余地があると思っております。

もう一点、先ほども申しましたが、利便性というところでございますが、これはもういろいろな業者の事例等も現在研究しておるところでございますが、例えば注文の頻度、1か月単位なのか、もうちょっと狭めていくのかとか、あとは近隣の市では券売機を設置しておるところもございます。そのようなことも研究の一つの余地があるかなというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 給食実施までは今後もこういった努力をぜひ続けていただきたい。ランチサービスの充実をさらに図っていただきたいというふうに思います。

3点目に入ります。

さて、今回質問のこれが本題でございます。中学校完全給食の方針について、これは冒頭申し上げましたが、市長自身が公約で宣言をされております。いつまでにどうするのか、市長自らお答えをお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、私もできることならばできるだけよい環境で思っておりますので、できるだけ早くやっていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 在任あと一年残しておりますけれども、この間で結論は出ますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、できるだけ早くよりよい環境をさらに広げていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 前回調査された中で、自校式、親子方式、また給食センター方式、そして業者宅配のデリバリー方式、こういった方式があるわけですが、かかる費用はまちまちでしたね。初期の設備投資も含め、その後の運営費のランニングコストなどを考えれば、自校式が一番経費がかかります。しかしながら、保護者の希望は、小学校と同様の自校方式です。現在47都道府県公立中学校の完全給食の実施率は93.2%、さらに福岡県内の公立校337校中319校で、実施率94.7%となっています。太宰府も本当にこれしっかりと完全給食導入に見切ったらいかがでしょうか。市長、お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 新型コロナウイルス、予期せぬ状況にも至っております、なかなか来年度予算自体厳しい状況がございますので、そうしたことも勘案しながら、できるだけよりよい環境を広げていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） これは給食もない、踏み切れないというのはみんなは分かっていることなんですけれども、ここで確認させていただきたいのは、やはり財源でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それも含めたあらゆることであります。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 実施に当たって、やはり財源が一番の課題だろうというふうには認識はしております。中学校完全給食実現の財源捻出につきましては、以前から申し上げておりますように、公共施設等の維持管理の見直し、あるいは電算システムの導入についてのいわゆるIT関係費の見直し、こういった両者ともに実績のある民間の方々を採用することによって、例えばこれ今防犯当たり、防災も専門家がいらっしゃいますよね。こういう民間活力といいますか、民間人の方を採用して新たな財源を生み出すという方法もあるんです。それはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまでもありとあらゆる方策を探りながら、できる限り歳出を減らし、そして歳入を増やす、そうした方策を取ってまいりましたので、議員も長く議員をお務めでありますから、そうしたこともいろいろご意見をいただきながら最善を尽くしてまいりたいと思っ

ております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） もうこれは繰り返になりますけれども、ぜひ公共施設の維持管理につきましては、どっちかというともう業者任せというふうな実情が見えておりますので、この辺はやはり経験がある民間人の方の知恵をお借りして、そこをしっかりと見直してもらおう。そうすることによって、私は、かなりの財源が捻出できるのではなかろうかと、このように考えておりますので、この辺は思い切って大なたを振るっていただきたい。市長、いかがです。お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろんそのつもりで今までもやってまいりました。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 自主財源をつくり出すことは、クラウドファンディングなんかも一生懸命やっていたら分かるからよく分かります。かなり厳しい部分もありますが、歳出の見直しはやろうと思えばすぐにできるわけですから、この辺は人材を活用して、業務委託の維持管理費の見直しをぜひこれはやっていただきたいと強く要望しておきます。

それから、もう一つ方法としましては、公共施設の利用料金、これの見直しをやったらどうだろうか。消費税も昨年度8%から……。

○議長（陶山良尚議員） 橋本議員。

ちょっと違う方向にというような気がしますんで、その辺お願いいたします。

○16番（橋本 健議員） いや、これは財源の捻出方法でありますから、その説明をしているわけです。だから、より給食の実施に踏み切れないのは、やはり財源がネックだろうというふうに思っておりますので、その財源をどこから生み出すかということを説明しているわけです。その提案でございます。いいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） はい。

○16番（橋本 健議員） いいでしょうか。

ですから……。

○議長（陶山良尚議員） 提案ですね。

○16番（橋本 健議員） 公共料金が、今この辺を見直して、要するに消費税も8%から10%に上がりましたし、この料金の値上げに関しては、市民の皆さんに中学校完全給食の費用に充てる旨、この辺をご理解、ご協力を願って実施するという方法もあると思うんです。こうやって幾らかでもお金を捻出するような方法を考えていただきたいというふうな提案でございますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そうしたことも含めましてこれまでもやってまいりましたし、今までそうしたこと、議員もこれまで長い間そういう提案も続けてこられたと思いますし、そうした中でも

なかなか難しい案件であるということは認識をしておりますが、できる限り子どもたちによりよい環境を提供できるように頑張りたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 市長、この辺はご答弁にも力強さがないんですね。本気度を出していただきたい。これはもう何年もかかった問題なんです。中学校完全給食は、保護者の方、市民の方も望んでいます。この辺をいかに誠実に答えるか。もっと真摯に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、その雰囲気はちょっと見られないんです。

財源については2例ほど挙げさせていただきましたけれども、この辺は執行部の皆さんとも一緒になって、一丸となって、本当に実施をするためにはどうしたらいいのか、知恵を絞っていただきたいというふうに思っております。

最後に、市長の力強いお言葉をいただきたいと思います。これはもう特に保護者がすごく希望していることでもありますので、給食問題についてはもっと早く現況もお知らせいただきたいと思いますし、実施するのか、どういう方向に進んでいるのか、この辺をしっかりと報告をしていただきたいというふうに思っておりますので、市長のご見解を、最後に力強いお言葉をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 簡潔にと言われておりますので、できる限り簡潔にいたしまして、私自身、本当に子どもたちの生育、伸び伸びと成長してもらいたい、そういうことを常々感じてきましたし、そうした中であらゆる学校にも出向き、そうした子どもたちに私なりに何かしら提供できるものは提供していきたいということでやってまいりました。この給食というもの、いわゆる食事というもの、これが非常に重要であるということは私も強く認識をしておりますので、そうした中で何とかその環境をよりよくするために前進をしたいという思いで日々常々私も感じてまいりました。

一方で、議会としても平成29年に提出をされたと言われてきましたけれども、私が市長に就任してから後、そうした形での提案をまだいただいておりませんので、議会側からもそうした提案が今後あるかと思えます。そうしたものも含めまして、しっかりと皆様の様々なご指摘も受け止めながら、できるだけよりよい環境を日々進めていくという覚悟であります。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ありがとうございます。よりよい環境をというふうなお言葉で濁されますけれども、もっと熱意を持ってこの問題にしっかりと取り組んでいただきたい。その熱意が感じられないから、こうやって質問させていただくとるわけです。学問の神様のお膝元でもありますし、せめて義務教育の間は完全給食をやるんだという、これはもう市長の決断次第なんだというふうに思います。市長がやるか、やらないか、これを決めていただければ、職員もそれで動けると思うんです。市長のもう決断、これ英断下していただきまして、何とかお願いで

きないでしょうか、再度お願いします。いかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私の決断と申しましても、その決断に至る経緯は、あらゆる職員、議員の皆様、市、市民の皆様の様々のご意見をいただきながら、私もあらゆる決断にようやく至れるわけでありますので、そうしたことも含めまして決断といえますか、いずれにしましても子どもたちのよりよい環境をつくっていくために日々努力をしまし、これからもそうしてまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 何度も述べましたけれども、これは本当に中学校完全給食実現に向けて、市長も公約で宣言されているわけですから、この辺は方向性をどうするのか、はっきりと、もうあと一年しかありません、この1年以内にぜひ示していただきたい。実現やるのか、やらないのか、はっきりしたお答えを出していただきたいと切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで13時40分まで休憩いたします。

休憩 午後1時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時40分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔12番 神武綾議員 議員発言席にて起立〕

○12番（神武 綾議員） 通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目、子どもの成長、発達支援の充実を図るという点から、子ども発達相談室、愛称きらきらルームについて伺います。

年々利用者が増加している状況の中、相談、支援体制、医療や施設連携の充実が必要と考えます。

1点目は、現在、ルームには保育士、言語聴覚士、臨床心理士が配置されていますが、職員に余裕がなく、相談者に十分な対応がされているとは言い難い状況です。また、いきいき情報センターの2階にありますが、立地上、電車や踏切の音、隣の部屋から流れてくる音楽音などで、判定や療育に子どもたちが集中できない環境にあります。現状の認識と専門職を含む職員配置の改善と場所の移転が必要かと考えますが、今後について伺います。

2点目は、ルームでの相談後、療育施設の利用希望者も多く、6か月以上の順番待ちをしなければならないことや保育所や幼稚園への入園が難しいなどの現状があります。このような施設と療育施設、児童発達支援センター等も含めたルームとの連携について伺います。

2件目、総合戦略推進委員会（まちづくりビジョン会議）について伺います。

現在のメンバーで令和元年度7月から開催されている当委員会では、今年の3月に策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略、太宰府市まちづくりビジョンについて様々な議論がなされました。引き続き、今年度はコロナ感染拡大によって市政、市民生活に影響が及ぶ中、総合戦略を引き続き検証しつつ、令和3年度においては、これから策定予定の総合計画に反映される議論が行われるのではないかと期待しているところですが、以下の3点について伺います。

1点目は、委員会の中で議論された内容が市の施策、事業に反映されることと思いますが、その際の判断基準について伺います。

2点目は、各委員から個別提案により専門的な立場からの提案が多数されていると聞いています。貴重な提案をどのように生かされていくのか、取扱いについて伺います。

3点目は、委員の任期は、令和元年7月から令和3年3月までとなっています。今後の委員会の方向性について伺います。

以上、2件についてご回答お願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（田中 縁） 1件目の子どもの成長、発達支援の充実についてご回答いたします。

まず、1項目めのルームの相談体制、環境の現状と今後についてですが、子ども発達相談室きらきらルームは、家庭や保育所、幼稚園などの場で発達に関する困り事を抱えている就学前のお子さんとその保護者を対象として、発達相談のほか、個別支援やグループ活動による支援を行っております。

相談体制につきましては、専門職として正職保育士2名と会計年度任用職員保育士1名、非常勤の臨床心理士2名が週2日ずつ計4日、言語聴覚士1名が週4日勤務しており、相談業務の全般取りまとめとして係長1名を配置し、常時五、六名のスタッフで相談に対応しております。

相談及び発達支援の件数につきましては、平成24年9月の子ども発達相談室の開設以来、子どもの発達に関する理解や支援の必要性についての周知が進むにつれまして年々増加傾向にあり、平成25年度は延べ724件でしたが、令和元年度は延べ1,361件で、2倍近く増加しています。

相談環境につきましては、平成24年9月の開設当初はいきいき情報センター1階の保健センターの隣、窓のない部屋にありましたが、平成29年4月に現在の2階に移設されたことによりまして、明るい環境を確保することができました。相談室とプレールームがあり、予約制でゆとり時間を取って相談に応じています。

課題といたしましては、相談室に隣接する部屋から聞こえてくる音楽によってお子さんの集中が若干妨げられるということや、グループ活動による支援を行う際の広い専用の部屋がないことなどが挙げられます。

今後につきましては、まず相談体制の充実に関して、専門職である保育士、臨床心理士、言

語聴覚士の人材確保と勤務体制について検討していく必要があると考えております。また、相談環境につきましても、施設の所管課である文化学習課及び文化スポーツ振興財団とも協議しながら、状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの保育所、幼稚園、療育施設、児童発達支援センター等の連携についてですが、保育所、幼稚園との連携につきましては、保護者の方が保育所や幼稚園から子ども発達相談室を紹介されて相談室のほうに来られることがあります。また、相談を受けているお子さんの中で、保護者から園での様子を確認してほしいとの依頼があれば、子ども発達相談室が園と日程調整を行いまして、臨床心理士または言語聴覚士と保育士の2人組で園を訪問し、お子さんの園生活での困り感などを確認し、お子さんへの関わりについて園と保護者にフィードバックを行って、その後の支援につないでおります。また、園の先生方から電話や来室での相談も受けており、年に1回、子ども発達相談室の主催で、市内の届出保育施設を含めました保育所や幼稚園の先生方に向けて学習会や相談会も行っております。

療育施設、児童発達支援センターとの連携につきましては、主に小郡市にあります療育施設こぐま学園を紹介しており、今年度は3人のお子さんを受け入れていただきました。また、市内には児童発達支援センターすみれ園がありますが、定員がいっぱいで、新たな受入れはなかなか難しい状況です。

また、医療機関への紹介も行っております。近隣では、大野城市の誠愛リハビリテーション病院が毎月数日初診受付を電話で行っておりますので、病院のホームページで初診受付が確認できたときは相談室のほうから保護者へ連絡し、予約を取ってもらっております。今年度は10人のお子さんが誠愛リハビリテーション病院を受診されることになったため、相談室のほうでの支援状況や検査結果の情報提供を行っております。

これからも子ども発達相談室では、保護者の皆様が安心して子育てができる環境を目指して、お子さんの困り事や保護者の悩み、不安を受け止め、寄り添いながら必要な支援と一緒に考えることを大切にして、相談支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 詳しい状況説明ありがとうございます。

私も現場の職員の方にお話を聞いたりして、また今の利用数の現状などもお聞きしましたので、今理事がお答えになった2倍になっているという数字も把握しておりましたので、そこはちょっともう予想していたよりも多いというところで、早急に改善しなければというふうに思っているところです。

まず、1点目の人員と施設についてですけれども、今職員の方が常勤と非常勤等で、専門職の方と相談業務に当たられていますけれども、職員の方が全員集まるという日にちがなかなか取れずに、相談に来られた方に対しての支援が継続的に行えない、情報が共有できないというふうな課題があるというふうにお聞きしました。ニーズが多いということももちろんありまし

て、月1回定期的に支援を行う必要があっても、人員自体が不足しているのでプログラムが組めないということで、1か月以上空いてしまうというような状況もあるというふうに聞いています。

そこで、要となる臨床心理士の方なんですけれども、今お二人で週2回ずつというふうになっていますけれども、公認心理師という国家資格が2017年に制定をされまして、他の自治体ではこの公認心理師の方を常勤で今年度から雇ったというようなお話を聞いてきたんですけれども、この方が1人いらっしゃるということで相談業務がもうスムーズに明らかに変わったというふうなお話を聞きました。この公認心理師の方が、福祉の分野はもちろん、教育や保健、それから医療について、心理に関する支援、相談、助言、指導を行うことができるというような資格になりますので、広い範囲で活躍が期待できるのではないかなというふうに思います。相談に来られたお子さんが学童期に上がっていくという過程でも、必ず保護者の方と話をしないといけないというようなことも出てきますので、こういう方が要になっていくという必要も考えてもいいのではないかなというふうに思うんですけれども、この点について、公認心理師の職種についてはご存じかどうか、また前向きに検討するというふうな先ほど回答がありましたけれども、その点も含めてご回答お願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（田中 縁） 体制につきましては、現状なかなか厳しい状況ではあることも承知はしております。全員そろそろ日がないということでございましたけれども、それに関しては一人一人のお子さんの支援記録をきちんとつけておりまして、その記録を見ることで皆スタッフが全員共通の認識を持つという形で対応させていただいております。

それから、公認心理師ですけれども、2017年、新たに公認心理師法という法律ができた心理職の国家資格ということで、いわゆる臨床心理士さんが面談とかカウンセリングをした後に、研究という方面が最終的に目指しているのに対しまして、公認心理師さんは、いわゆる教育とか情報の提供、いわゆる暮らしに根差した対応をどういうふうにしていくか、福祉施設ですとか、病院ですとか、そういうところでカウンセリングから、その生活に対してどういうふうに対応していくかということ心理学の面から対応するという職種になるというふうに認識しております。

ちなみに、現在発達相談室のほうに在籍しております臨床心理士の方2人おりますけれども、公認心理師の資格はお二人ともお持ちでございます。

いわゆる常勤での雇用ということでございますけれども、正直それにこしたことはございませんが、そこも週5日勤務ということも今後視野に入れて検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 公認心理師の資格について、また業務内容についても理解されているということ、それから今携わってある方も資格を持ってあるというところでは、今の状態でも

存分に発揮していただきたいと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、常勤であるということの必要性、記録は取って、それをきちんと共有するというふうな体制は整えられているとは思いますが、そのところをぜひ前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

それから、施設についてですけれども、今いきいき情報センター2階の奥に相談ができるスペースと子どもの行動観察をする部屋がありますけれども、1階にあったときから2階に上がって8年が経過しているんですけれども、先ほどの音の問題、それが実際に子どもたちの相談を受けた後の様子を見るときにも子どもが集中できないと。それを保護者の方だったりとか、また保育士さんがなだめたりとかすること自体が子どもたちにもストレスがかかっているというようなことにもつながっていると思います。ぜひ場所の移転を考えていただきたいなというふうに思います。

近隣の筑紫地区で言いますと、別に建物を持っているところがほとんどなんですけれども、今公共施設整備計画の中でいろいろな検討がされていると思いますので、その中に入れていただくというのも一つあると思いますし、早急にでもどこか空いているスペース、空き家というか、一軒家でもいいんですけれども、個別の場所を設けて、保護者の方とお子さんがゆっくり過ごせるというか、相談に来れるようなスペースをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（田中 縁） 施設の現状といたしましては、議員おっしゃったとおりでございます。いきいき情報センターの2階で時々そのすぐ隣の会議室の音楽がかかったりするときに音が聞こえたりということがございます。そういう場合は、例えば検査とか支援のほうに支障がありそうだという場合は、情報センターのほうに連絡をさせていただいて、ちょっと音を小さくしていただくとか、そういうご協力をお願いしていることはございます。

今後は検査等に支障が出ないように、できるだけ近くの部屋、それから広い部屋を使えるようにということで、文化学習課あるいは文化スポーツ振興財団とも協議をしていきたいということで改善に努めたいと思います。

それから、施設を独立してというか、専用の施設というお話でございますが、専用の施設にするということにつきましては、先ほどおっしゃった議員の例えばプライバシーを守るとかそういうふうなことも重要ですし、一つ、アクセスの利便性ですとか、利用しやすい施設になる必要もあると思います。お子さんとか保護者が利用したくなるような雰囲気、そういうことをつくる必要もあるかと思えます。それが例えば空きスペース、空き店舗、空き家で対応できるかということについては、今空き家の対策計画の中でいろいろと利活用については検討されているところとは思いますが、そのあたり検討材料の一つにはなるかもしれません。

ただ、今のいきいき情報センターも多くの方が利用される、一般の皆さんに開放された施設ですので、お子さんや保護者としても駅にも近いですし、バス停もありますし、駐車場も広く

て非常に利用しやすい施設になっております。いわゆるまず最初の相談という段階での施設としてはハードルが低いといえますか、来やすい施設として利用いただいているという現状もございますので、そういうところも今の段階では子ども発達相談室の活用ということでやっていいのではないかなというふうには思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） アクセスがよくて、相談に来られるには行きやすい場所であるというようなところでは、本当にそうだと思います。電車でも来れますし、まほろば号でも来れますし、駐車場もあるしというところで。けれども、施設を実際に子どもたちの様子を見たりとかするという空間としてはちょっと不備があるというところで、先ほどいきいき情報センターの部屋を使うというようなお話もありましたけれども、個別支援だったりとかグループ支援をする回数が利用者が多いということは回数も増えていきますので、その分部屋を取るとなると、今使われているサークルの方とかの調整、年間で押さえられている方もいらっしゃいますので、そういう方との調整とかも結構難しいというようなお話も聞いていますので、こういう子どもたちの発達支援については、優先的に市として行うとかというような方針でその情報センターとの調整もぜひしていただきたいなというふうに思います。その点は要望しておきます。

2点目の連携についてですけれども、今保育所、それから幼稚園との連携を相談があって、個別支援を行いながら保育園、幼稚園に通っているお子さんには保育士さんや幼稚園の先生を通してお子さんを一緒に見ていくというような体制ができていくというふうにご回答がありました。子どもの療育を進めるときに、療育センター、児童発達支援事業所などを利用しながら、療育をしつつ、そして子どもたちの生活の中でその療育が生かされているのか、子どもたちが改善されているのかというような社会的な場所も保障しなければならないというような話を聞いたことがあります。そのことを考えますと、今太宰府市が保育園については待機児童があって、希望したくても入れないというような状況、そしてそういうお子さんたちについては、職員の方を手厚くしないといけないんですけれども、この加配の問題も厳しいところが、なかなか充実されていないというように保育園のほうから現状として聞いたことがあります。こういう環境をぜひ保障していただきたいと思います。これは要望です。

そして、先日子ども・子育て会議がありまして、それを傍聴してきました。私、できるだけ傍聴するようにしているんですけれども、子ども・子育て支援計画の検証などを行う提案があったりとか、いろいろなことがあっているんですけれども、この中で10月の会議でしたけれども、現場の方から、委員の中に小児科の先生や、それから保育事業者、幼稚園の経営者の方、それから保護者の方などが構成員としていらっしゃるんですけれども、小児科の先生から、今本当に危機的な状況であると、子どもたちの育ちが。育ちだけではなくて、保護者の方たちが精神的に厳しくなっていると、精神的なサポートが今必要なんだというようにおっしゃっていました。子ども・子育て会議のときにそういう現状を出されるんですけれども、今回は本当に何かどうにかしなければいけない状況に来ているんだなというように語り口でおっしゃ

っていましたので、こういうことも含めてこの発達相談について体制をつくっていくというように力に注いでいただきたいというふうに思います。このことをお願いして、1件目を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） それでは、2件目の総合戦略推進委員会（まちづくりビジョン会議）についてご回答をいたします。

まず、1項目めの施策、事業の反映基準についてですが、今年度は第2期総合戦略を踏まえた具体的な施策につきまして、委員の皆様それぞれの知見から貴重なご意見やご提案を頂戴しております。常々そうした専門的、客観的ご意見、ご提案も参考にさせていただきながら、今後も本市のよりよい施策、事業につなげていきたいと考えております。

次に、2項目めの委員からの個別提案の取扱いについてですが、まずは委員会での議論や担当課によるヒアリングなどを通じて提案の整理を行い、必要に応じて個別の打合わせ、部長会議や三役会議、経営会議などでの議論を経て、本市の施策、事業に生かしてまいりたいと思います。

次に、3項目めの今後の委員会の方向性についてですが、まずは総合戦略についての進捗管理や取組の成果についての検証、分析を行っていただくとともに、今後も大所高所から市政全般についてもご意見をいただいてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） この委員会なんですけれども、昨年7月に発足して、1年間、第2期の総合戦略について検討されて策定がされたわけなんですけれども、今年度の委員会のスケジュールが6月の委員会のときに明らかになっていまして、この活動予定が二本柱になっていました。一つが、経営方針の共有と事業提案、そしてもう一つが、総合戦略の評価、検証、見直しなどということになっているんですけれども、この総合戦略の推進委員会の要綱を見ますと、総合戦略の施策に関すること、それから総合戦略の評価に関すること、そしてそのほか必要な事項について議論を行うというふうなことになっているんですけれども、この経営方針の共有と事業提案というところがこの総合戦略の推進委員会の中の範囲として含まれるのかということところがちょっと私は引っかけたんですけれども、その点はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 総合戦略の実際に書かれていることの推進に関することだと思っておりますので、特に問題はないと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） それでは、総合戦略の中に経営方針も含まれているというふうな理解で今年度は進められていくということよろしいでしょうかね。

今年度、6月に1回目が開催されたというふうに聞いていますが、今まで何回開催されたの

かをお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 12回です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） そして、先ほどの経営方針の中で、事業提案を受けるといふふうになっていまして、それを予算編成にも生かしていくということで、最終的に2月に当初予算案について報告をするといふふうになっていますが、これは予算についてどのような報告をされるのか、またどのようなご意見をいただこうと思っているのか、予算についてこの戦略会議の中で議論する必要があるのかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 予算そのものについて総合戦略の推進委員会で決を採るとか、承認をいただくとか、そういうものではないと思っておりますけれども、予算と実際にやる事業と一体の部分もありますので、そういった中でいろいろご提案をいただいた中で、ご提案どおりになっているかどうかはともかくとして、報告をして、来年度こういう方針で戦略に載っている中のいろいろな施策をこういうふうに進めていきたいというそういった趣旨での進捗報告、その限りにおいては必要だと思っております。スケジュール上は確かにそう書いてあったと思っておりますが、別に予算の審議をしていただくという趣旨ではないと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） そうですね、審査するものではないかなと私も思いましたので、確認をさせていただきました。総合戦略の中での予算的にどんなふうになるのかというふうな報告になるというような理解をさせていただきたいと思います。

2項目めの委員からの個別提案の取扱いについてということで、今年度、先ほどお話ししました経営方針に係る事業提案をしていただいたということで、その一覧表を見せていただいたんですけども、4つの目標に対して55の事業提案があっていました。これを見たときに、今まで市として懸案事項だったりとか、また議会のほうでも指摘されている事項だったり、既にもう進捗として進んでいるものがあったり、新たに提案されたものもいろいろありました。私もやはり重なる部分というか、委員さんの中からも出てきたものが私たち議員と感じているところ、重なる部分もあるなというふうにしたところなんですけれども、この委員会の中で、議事録なんかもちよっと見せていただいたんですけども、市長もこの総合戦略の推進委員会を立ち上げるときに、様々な分野から意見を聞きたいというようなことで組織をされているわけなんですけれども、そういう中でその委員さん自身もぜひ太宰府の中で生かしていきたいという思いがすごくあられるんだなということを感じました。そのときに、総合戦略で2期の策定が3月にされたわけなんですけれども、これを市民と一緒に進めるというか精査していくというようなことが必要なんじゃないかなというふうに思うんです。それを委員の方も望んであるというふうに私は議論の経過を見ていて思ったんですけども、その点はどのように感じておられる

のか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 委員の皆さん、本当に精力的にいろいろなまさに専門的な知見とかご自身の経験を踏まえて様々なご意見、ご提案をいただいております、私どもも大変感謝をしておるところです。

ご質問いただいた点で、その後の取扱いとして、まさに市民の方と一体的にということかと思いますが、具体的にこれ自体をどういうふうに政策の中に盛り込んでいくのかということのももちろんですし、その結果について市民の方々にどう示していくのかということかと思っておりますので、当然いろいろな手法を考えれば、今そもそも提案する前から市民と一緒にワークショップをやるとかそういう手法がないわけではないと思っておりますが、少なくとも今コロナの規制でそういうことができる状態でもありませんので、そもそものこの戦略の進捗管理という中でどういった形で市民の方々に情報発信をしていくのかという全体の話があつてのものだと思っておりますので、それについては今後検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 今理事からワークショップの話も出ましたけれども、委員さんの中からもいろいろな事業提案などが出てくるわけですけれども、スピード感を持って取り組まなければというようなお話も出ていました。まさにそうだなというふうに思うんです。いろいろな事業提案がされている中で、もうずっと言われていることがなかなか解決していないという、これは太宰府の現状です。楠田市長が市長になられて何か変わるんじゃないかと、私、これずっと前から言っているんですけれども、市民が期待しているというところで、ここの部分も存分に使う、委員さんの方に活躍していただくということも一つの手ではないかなというふうに思います。この委員会の中での仕事の範囲としては、ワークショップをしたりだとか、職員の方と一緒に語り合ったりとかというようなことまでは守備範囲ではないかもしれませんが、今後そういうことも念頭に入れて、出された提案を深めていくと。職員も共有する、そして市民も共有して、市民が応援できる場所は一緒にやるというような視点でぜひ進めていきたいというふうに思います。その点はいかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 繰り返しになって恐縮ですけれども、実際に総合戦略をどうやって進捗を管理していくのかという中で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 個別提案の取扱いについては、部長会や、それから三役会議、経営会議などで議論を行うというようなことは、それはもちろんそうなんですけれども、プラス、太宰府市に自治基本条例もあります、市民参画も促しているという点も含めたところで、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

そして最後に、今後の委員会の方向性についてですけれども、先ほど申しあげました委員の方たちの任期は3月31日なんですけれども、市の施策についてご協力いただけるのであれば、別の機会を設けるだったりとか、そしてまた4月1日以降の委員構成にも影響はしてくると思うんですけれども、そういうところで引き続き入っていただくとかというようなことも長期的にする必要もあると思います。今の委員さんの任期は2年ないという状況になっていますので、少し長く見ていただく。この第2期の総合戦略が令和6年までになっていますので、そういう意味では全員入れ替えるとかそういうことなくしていく必要があるのかなというふうに思います。

この委員会の構成なんですけれども、17人の委員さんで構成をされていて、女性が1人しかいないという状況です。附属機関等の設置及び運営に関する要綱の中では、この女性の構成割合は40%を目指すというふうにあります。この点について、委員を構成する際にどのような経過があったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 委員の構成については、今ご指摘いただいたとおりで、女性が少ないというのは事実だというふうに思っております。今回まちづくりビジョンの検討をするといった中で、様々な知見なり経験なりというのを踏まえた中で適任者を探していく中で、残念ながら女性の方が見つからなかったということで、結果的にこういう構成になっているということだと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 次の委員構成のときには、優秀な女性もいらっしゃいますので、優秀なというか、いろいろな経験をされて、知見を持った方もいらっしゃいますので、ぜひ積極的に登用をお願いしたいというふうに思います。

今回、総合戦略について、委員会について取り上げたんですけれども、総合計画がまだできていない状況で、いつになるか分からないというような状況であるんですけれども、空白期間の今まさにその中にあるわけです。太宰府市がこれからどのような市政を継続していくのかというところでは市民も注目していますので、その点をしっかりと認識を聞いておきたいなというところで取り上げさせていただきました。

さらには、楠田市長は、今このコロナの中でそれぞれの自治体の首長の方は本当に大変な思いで配分をされているとは思いますが、なかなか市民の生活に即した施策が見えない。市長の、私たちの生活にどのように、このコロナの中、超えていこうよというようなメッセージが聞こえないというようなお話を聞いています。ですので、この委員会の中でも様々な施策出てきていますし、その施策を進めていくときに、先ほど申しあげました市民と語り合うだとか、話を聞くだとか、何かそういう場面をぜひ積極的につくっていただいて、市民の生活に寄り添った施策を進めていただきたいと思います。

楠田市長も今市民生活をしっかりと聞き入れられるチャンスだと思いますし、職員の方も今

いろいろな事業提案が55も出ているわけですから、これをどう生かすかという本当にチャンスだと思えます。ですので、そこを期待をしているんですけども、楠田市長の見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 重要なことなんで、簡潔にならなくてもよろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） はい。

○市長（楠田大蔵） 今までご指摘がありましたように、非常にこの総合戦略推進委員会のメンバー、私にとりましては本当にベスト・アンド・ブライテストというまさしく私を知る限り様々な専門性なり、現場の意見もご存じの方で、また老・壮・青そろっておられて、ご指摘のように女性は少し少ないわけでありましてけれども、様々な観点から、大所高所からご意見をいただける大変ありがたい方々であります。

ご指摘のように様々な提案もいただいてまいりまして、これは本当に重要な提案だという認識の下に、それぞれ各自共有をして、私自身も逐次報告を受けながら、その必要なものについては積極的に取り入れていこうという思いでやっております。

そうした中で、先ほどのご指摘もありました新型コロナウイルスの対応について、非常に率直に言って残念なご指摘だったんですけども、私としましては、例えばなかなか出向いてなり、今語る会もなかなか開けませんし、ご希望を取っても2つの自治会しか実際はやろうという声にならなかったわけでして、それほど皆さんご心配をされています。私もいろいろなところに出向くのはもともとフットワークは軽いほうだと自負していますので出ていきたいんですけども、なかなか出向けない。

そうした中で、実はSNS、私もフェイスブックなど定期的にやっておりますので、長い間、そうした中で直接にダイレクトメッセージなどもよくいただくんです。それを職員にも直接に伝えて、できることをやっていこうということで伝えてきましたし、またさっきの12月号の市報にもこれまでのコロナ対策の取組として、今までも議員のご指摘もありましたけれども、個人の額が少ないのではないかとご指摘もありましたので、15億円のうちの9億円分が今となりましては個人分でもありますし、そうした意味では生活により即した、また15億円という額も、本来であれば国、県の支援であれば12億円止まりだったんですけども、私の市長車の売却などもいたしまして、3億円分の財源を捻出をして、ふるさと納税の増分などを積極的に使わせていただきまして、結果として基金は取り崩すことなくメニューも豊富にしてきました。そうしたことは全て市民のために、特に本市は観光客の激減というものが大きく響いていますので、そうした方々への近隣よりも手厚い、そうした手当てもしてきたところでもありますので、まだまだ理解不足と言われれば私の至らなさであります。例えばそうした中でも住みよいまちランキングで20位だったんですけども、そのうちの分析の中で、実は多様な市民参加という部門で全国1位なんですね、実は現時点で。行政の情報発信も全国で6位と。20位の中でもそこは高く評価をされていまして、あくまで私自身が評価したものでありませんので、

客観的な評価として受け止めておりますので、今まで取り組んできたことも決して無駄ではなかったと思っていますし、まだまだ至らないことも重々ご指摘を受け止めて、さらなる新型コロナウイルスのウイズコロナ、アフターコロナの時代を市民とともに乗り越えるべく、力強いメッセージを出せるように私ももっともっと努めていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 市長の今のお話の中で、様々な提案をされて、実行に移されて、今コロナの中でなかなか対面では会えないけれども、SNSを通して市民からのいい提案があれば職員に下ろしていくというようなところでの施策を充実させていくという努力をされているというようなことは分かりました。理解をいたしました。

けれども、市民からしてみると、市民生活に即しているところがなかなか改善されないの、どうしているんだというような不満につながっているというふうに思います。改善されないのはなぜなのかというと、私も議員になって10年たちますけれども、渋滞問題だったりとか、施設の問題だったりとか、なかなか進まないわけです。ですので、それが毎議会ごといろいろな議員さんが取り上げて聞いていますけれども、もうどうにかしないといけないというようなところに来ていると思います。そこを発信する、分かってもらおうというような努力をされるともっといいのではないかなというふうに思います。市民参画については全国1位というのは私は初めて知りましたし、すみません。けれどもそういう意味での実際市民の方が市長に市長がやってくれたなと思ってもらえるような実感が湧いていないというのは事実です。先ほどの中学校給食もそうですので、そういうところはある自治体の市長さんがおっしゃっていましたけれども、自分の得意分野は自分で考えたりとか、人脈をつくってやることできるけれども、それ以外の苦手な分野は職員の知識だったりとか、力を借りないとできないというふうにおっしゃっていましたので、ぜひそのところを力を合わせていただいて、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まだまだ至らない点、率直に反省をいたします。先ほどの給食問題も、私自身、完全給食という言葉になると、なかなか形もいろいろありますし、どのような財源が必要であるか、どれほどのお金がかかるか、非常に悩ましい点でありまして、本当に新型コロナウイルスの影響がなければもっともっとやれたことはあったのではないかなあと、ふるさと納税も非常に増えていましたので、それをかなりコロナ対策に先食いして使わせていただいておりますので、その点はなかなか私もじくじたる思いではありますが、コロナ対策に限らず渋滞問題であるとか、給食の問題であるとか、これを抜本的に解決をすれば、これはもう本当に何十億円単位になりかねない問題ですので、このコロナ時代においてそうした先行投資を何十億円単位でやっていくということはなかなか難しいということはぜひご理解はいただきたいんですけれども、しかしおっしゃるようになんか私がやるべきことは多く残されていると、そうした認識でありますので、ぜひ議員のご指摘も真摯に受け止めながら、またご提案もいただき

ながら、何とか私の持てる力全て出し尽くして、そうした問題の解決にできるだけ早く結果を出せるように頑張っていきたいということは改めてお伝えしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 中学校給食の話なんかも出ましたけれども、それはまた別の機会というところで。

市長の今取り組んであること、進捗だったりとかということもできるだけ前へ前へ出しながら市民に理解していただくと。コロナの中で大変だということは皆さん分かっているわけですので、そこのところを引き続きお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時40分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔14番 藤井雅之議員 議員発言席にて起立〕

○14番（藤井雅之議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告しております太宰府市の国民健康保険税及び事業について、以下の2点お伺いいたします。

まずは、国民健康保険加入の多子世帯への均等割課税の減免制度創設についてお伺いいたします。

私は、同様の質問を平成30年9月定例議会において行いましたが、当時は前向きな回答がありませんでした。しかし、年月が過ぎ、子育て支援策などの側面から、多子世帯への均等割分の課税を免除や減額する動きが全国の自治体でも広がっています。福岡市でも、9月議会において、来年度から第2子は半額、第3子は全額均等割保険料を免除することを表明いたしました。

国民健康保険税の均等割は、加入する家族の人数が増えれば、その分だけ課税される仕組みで、古代につくられた税制で、人類史上最も原始的で苛酷な税とされる人頭税が現在の公的医療制度に残っていることは全国知事会からも見直しを求める声が上がっています。

太宰府市において、国の判断を待つことなく、まずは国保加入の多子世帯への均等割課税の減免制度創設を求めますが、見解をお伺いいたします。

次に、2021年度の国民健康保険税及び事業についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の脅威が収束する見通しが立たないまま、2020年が終わろうとしています。医療、経済など、私たちの暮らしにもその影響が出ている今日であります。来年度の市全体の財政の収入面を見ても、厳しくなることが予測されていますが、国民健康保険税も

同様ではないかと思えます。前年の所得に基づいて課税されるため、失業して収入のない方にも減免制度を適用したとしても一定の課税が行われています。さらに、国保会計の歳出面でいえば、医療機関や調剤薬局への給付事業について、歳入が減る下でも、それと同じように医療機関の受診者が減ることはないと思えますが、国保会計の財政上、2021年度の事業をどのように取り組んでいくお考えか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 国民健康保険税及び事業についてご回答いたします。

まず、1項目めの多子世帯への均等割課税の減免制度創設についてですが、国民健康保険税は、制度設計上、被保険者の支払い能力に応じた所得割のいわゆる応能分と子どもを含めた全ての被保険者の人数に応じた均等割及び世帯単位の平等割のいわゆる応益分で構成されているところです。

本市の国民健康保険財政は、平成30年度と令和元年度の決算で僅かながら黒字財政となっておりますが、まだまだゆとりがある状況ではなく、新たに税収減につながるような制度を設けることは厳しい状況であると考えております。

多子世帯への均等割課税の減免制度創設につきましては、国の責任と負担で行うものと考えておりますので、福岡県市長会において、子育て支援の観点から子どもに係る保険料である均等割の軽減を図る措置を講じることについて本市からも要望を行っているところであり、今後とも引き続き軽減措置の導入に向けた要望等を行ってまいります。

なお、全国知事会からも同様の要望がなされております。

次に、2項目めの2021年度国民健康保険税と事業の見込みについてご回答いたします。

国民健康保険事業特別会計の重要な事業の一つで、歳出予算総額の約70%を占める医療給付につきましては、仮に国民健康保険税の歳入が減少した場合でも、全額県からの普通交付金で賄われる制度となっておりますので、当該年度の収支への影響はございません。

国民健康保険事業の運営は、市民の皆様の生活に直結しておりますので、今後とも適切に実施していく所存です。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 回答ありがとうございました。今部長のほうから回答をいただきましたけれども、まず国保の概要の部分です。制度上の説明が冒頭ありまして、支払い能力に応じた所得云々というようなところがありましたけれども、今のこの税制そのものがもう加入者さんの支払い能力に応じたものにはなっていないというふうになっているんじゃないでしょうか。その点は制度上はそういうふうになっていると言われるかもしれませんが、高い保険税が本人さんの家計の中で、暮らしの中で負担になっているというのは、これはもう再三再四言われて議論もされてきたわけですから、全国自治会も様々な形で負担の軽減を求めているというようなことが今の事態で起きているのではないのでしょうか。その1点が代表的な部分

で、多子世帯への均等割の在り方が今議論されているのではないかと思いますけれども、新たな税収減になるような制度を設けることは厳しい現状であるというふうに今ご回答もありましたけれども、では税収減になるというふうに言われるということは、国保課として仮にこの制度を入れた場合、一定の減収になるという数字をつかんでおられるのではないかとというふうに私は理解しますけれども、では幾つかのケースでお伺いいたします。

まずは、完全免除をした場合、見込まれる減額の幅は幾らか。それと、第3子から完全免除をした場合が幾らかということです。それと、福岡市の取り上げました第2子は半額というような形の点、3点今矢継ぎ早に言いましたので、回答の順番はしやすい形で構いませんので、この3点を仮に導入した場合、それぞれ幾ら減額になるのでしょうか。見込みで構いません、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 冒頭に言われました国保の構造的な問題、これは前回は質問のときに私どももお答えしたところでございまして、これについては確かに今の国保の構造的なもの、年齢構成でありますとか、収入の状況、そういったところのご意見というのは私どもも十分認識をしているところでございます。その上で、子どもの先ほど試算のところでございますけれども、まず子どもの分全てを免除した場合、今現在のところで試算をいたしております。3,280万円ほどの費用がかかるのではないかとというふうに思っております。また、第3子以降を全額免除とした場合、これにつきましては420万円程度と、福岡市方式、今度新しく示されました方式ですけれども、この分ですと920万円程度が必要になってくるというふうに試算をしているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） すみません、もう一点、その上で試算をされた上での確認ですけれども、これはお子さんの免除というのは、お子さんのその年齢のところ、18歳のところでされたのか、15歳のところでされたのか、そこまで分かるようでしたらお示してください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） ただいまの試算は、高校生世代までをカウントしたところで試算をしております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 具体的な数字を出していただきました。完全免除3,280万円、第3子以降420万円、今福岡市の部分で920万円というような答弁いただいたんですけれども、率直に言って国保のその部分で仮に一番金額の低い420万円がここで減収になるということですが、420万円吸収できる見込みは、今の420万円仮に制度を入れて減ったとして、その420万円の減収が国保の中で大きな影響を及ぼす何か理由があるのでしょうか。何かほかのところ改善というか、余地は全くないですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今国保と申しますのがこの国保の特別会計ですけれども、こちらの独立採算制という下に必要な額を保険税でいただいているというような状況でございます。そのほかにも、私どもといたしましては様々な適正化に向けた取組というのも実施しておる中で、極力保険税を上げないところで取り組んでいるところではございます。ぎりぎりのところで線を引いているところではございまして、この420万円という金額にいたしましても、これを仮に制度的に導入するということになれば、この分を上乗せした形で保険税率を算定していかなくちゃいけない、そういう事態が生じるというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 上乗せしたらということですがけれども、じゃあ率直に言って福岡市では、はっきりと来年度から形は別として行うということを先ほども言いました。なぜ福岡市できて、太宰府市できないのかなというふうに疑問に思うわけですがけれども、太宰府市はもう今部長が言われた答弁の理由に結論が返ってくるということですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 他市がどういう財源で取り組んであるのかということまではまだ私どももつかんでおりませんけれども、太宰府市といたしましては、今のところこの分を導入すれば、この分をやはり保険税率に反映をせざるを得ないというところで、厳しい数字だというふうにお答えをしておるところです。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 今他市はということだったんですけれども、もしこういう議会で私も質問通告出したんで、当然その中でぜひ他市はどのような形でやっているのかというのはきちんと検証した上でこの場に挑んでいただければ、もう少し深まった議論ができるのではないかなと率直に思うんですよね。福岡市でできるけれども太宰府市でできない理由が何なのかということをお聞きしても、今具体的なその部分の回答は、結局福岡市の部分の制度を細かいところを押さえておられないというところであれば、率直に言って国保の決算見たときに、この420万円の部分が本当に保険税を負担をしてもらわないと420万円のこの制度もできないのかなというのがまだ疑問として消化し切れないところではあるんですけれども、仮に420万円、これ導入したとして、じゃあその420万円はもう国保に加入しておられる方のその世帯主の方にその分、所得等いろいろ計算式は複雑なところあるんでしょうけれども、もう加入者に均等的にほぼこの分の負担がいく形になるというふうに今理解していいんでしょうかね。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今太宰府としては、藤井議員が言われたように考えております。いろいろな手法として、例えば法定外繰入れとかそういったところも当然あるかというふうには思いますけれども、太宰府市におきましては、今のところ法定外繰入れは一般会計もそれほど今ゆとりのある状況ではございませんので、その部分についてもちょっと厳しいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 念のため確認しますが、この制度を導入したら、仮に何か国からペナルティーとかそういうのは言ってくるようなもんなんですか。以前子ども医療のペナルティーの問題があったりしましたけれども、この第3子というか多子世帯への減免の部分を入れたら、何か国からペナルティーがあるとか、そういう部分も懸念して今できないということなのか、その辺は何か確認されていますか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） こちらはペナルティー制度につきましては、この分についてはペナルティーの対象にはならないというふうには確認をしております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） じゃあ、ペナルティーがないということは、突き詰めれば、現場サイドと、それと市長がやろうというふうに決意をされれば、市長の判断でできるというふうに理解もしますけれども、それで1点紹介したいのは、岩手県の宮古市というところがございまして。人口が5万2,000人です、2019年度。それで、今回ゼロ歳から高校3年生の18歳の501世帯にこの多子世帯への国保の均等割の制度を入れられたんですけれども、その財源として一般会計からの繰入れ、その中のさらにふるさと納税のうち市長お任せ分を充てるというようなことでやられている自治体がございまして。市長お任せ分ということは、これ市長の裁量でやられているという市長の気持ちの表れだと思いますけれども、楠田市長、私、今回楠田市長に1点しかお聞きしません。だから、お答えいただきたいですけれども、市長、率直にふるさと納税をこれからも強化していくというふうに言われておりますけれども、こういった仕組みを活用して、国保の多子世帯への均等割の軽減制度を設けられるお考えはありますか。市長に今回の1点だけお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ふるさと納税、おかげさまで非常に伸びておりますけれども、実はお任せ分というのは与えられておりませんで、私自身でふるさと納税を全て自由に活用しているわけではもちろんありませんが。先ほど来話を伺っていると、福岡市なり、北九州市なり、政令市の方々が先にやられるということ、これは非常に羨ましい反面、やはり政令市、福岡市、特に財源が潤沢でありますから、あらゆるコロナ対策につきましても我々以上に非常に様々なことを矢継ぎ早にやっておられるのは非常に羨ましいし、私もそのまま全てやりたいところなんですけれども、なかなか我々も身を切る改革をしても、なかなか財源がおぼつかないのも事実であります。そうしたことを考えますと、ふるさと納税分も含めて、この政策に少なくとも筑紫地区の中でやっているところはないわけですから、筑紫地区の中でも太宰府市は残念ながら財政は厳しいほうでありますから、そうした中で先んじてそうしたことをやっていくのはなかなか至難の業であろうと、そうした認識をしております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 今市長がおっしゃった筑紫地区の中でやっているところがないというのは、これはある意味議会の中では、今までも歴代の市長というかそういったところも含めて、筑紫地区でやっていないというのを口実にいろいろなことをはじかれてきているわけです。それは議員に対してだけじゃなくて、強いて言えば多くの市民の方に筑紫地区ではやっていないからということで、太宰府市は筑紫地区の中でも様々な取組を進めるときに一番最後になってきたという部分が、市民の方からそういう部分を含めて楠田市長には変えていただきたいというような声があったんじゃないかと思うんですけれども、何か市長が就任されて3年になりますけれども、今何かそういった答弁、切り札的に筑紫地区ではやっていないからと言われるというのは、これは市民の方にとっては失望が広がるんじゃないでしょうか。その点は付言させていただきたいと思います。

率直に言いまして、じゃあもう宮古市のような形では厳しいということですか。再度何かおっしゃりたいこともあるようですから、2回目どうぞ。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 前市長もお見えなんで、私も前のことをあまり言いたくないんですけれども、筑紫地区の中でいろいろな意見統一をしながらやってきたことは事実です。ただ一方で、例えばコロナ対策で私はがんばろう令和支援金30万円、これは近隣10万円でしたが、3倍ということで、これはいろいろ責めといいますか、指摘も受けたんですけれども、これだけ観光客が激減してショックが大きい中で差をつけざるを得ないということも決断をしてきたこともございますので、もちろん場合によって変わってくると思いますけれども、この点についてはもう少し慎重に考えていきたいということでもあります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） だから、ややもすればもうそれは使い分けになるわけです。この部分では筑紫地区に先んじてやったって言われる部分もあれば、こっちの部分は筑紫地区どこもやっていないからやりませんなんていうことを答弁をされるのはちょっと違うのではないかというふうに思いますし、今楠田市長は、私は財源の部分で言ったふるさと納税というのは、市長が力を入れるとこの9月議会でも言われた部分を理解した上で提案をさせていただいております。その点で、今楠田市長の回答をお聞きする限りはすぐには難しいというふうに理解をしますけれども、では市長がこの議会、様々な議員がいろいろな形で暮らしの問題の部分の質問を出しておりますけれども、そういった部分をきちんと残りの任期の中で議会から今回上がった提案も誠実に向き合って取り組んでいただきたいということを、これは要望しておきますので、来年1年間もまたしっかりと議論をしていただきたいなということを申し述べて、楠田市長には質問を終わりますけれども、まだ部長のほうに幾つかありますんで、もうちょっとお願いします。

それで、均等割の部分については、今の状況というのは理解しましたけれども、今回試算を出していただいておりますので、各種それぞれの金額の部分、まださすがに3,280万円国保会

計の中から減収になるというのは、これは大変なことだろうなというふうに私も思います。ですから、まずはこの420万円だけでも、このところを目指すような形の展開を今後も継続して検証していただきたいということ、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

それで、2点目の部分についてのところですが、国保の2021年の事業については、先ほどの回答を理解すれば、医療機関だったりとか、調剤薬局等への国保会計からの支払いの部分は特段大きな影響はなく、遅滞なくできるというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） その件につきましては、財政運営が今県に一本化をされているということがございます。そういった中で、医療給付につきましては県からの普通交付金で賄われますので、当該年度自体にそれが支払いに滞るようなことはございません。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 分かりました。

ただ、国保につきましても、午前中木村議員が財政問題での質問をなされておりますけれども、国保も同じような状況であると思います。とりわけコロナ関連の失業等も言われている中で、この失業された方が一時的であろうと国民健康保険に加入をされてくるわけですが、その方が保険税が払えないですとか、いろいろな相談が寄せられると思います。そういった方への対応がきちんとされることと、それと保険税の仮に滞納が発生したからといって、すぐに保険証の取上げ等はせず、お子さん等への保険証の交付も引き続き維持もしていただきたいということもありますし、コロナの部分での対応と国保行政について、引き続ききちんと市民の生活にアンテナを張った上での国保の保険証の交付等もきちんと対応していただきたいということを重ねて申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6番 堺剛議員 議員発言席にて起立〕

○6番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染は、12月2日時点で世界全体の感染者数が6,380万人に達するというパンデミック——世界的大流行——となり、今なお世界各地で猛威を振っています。グテーレス国連事務総長が「これは経済的危機、社会的危機、急速に人権上の危機になっている人類の危機」と指摘したように、コロナの世界的な流行は、国際秩序や世界経済から一人一人

の生活にまで大きな影響を与えています。

本市においても、観光業をはじめとする経済的低迷の影響による打撃、またここに来て感染拡大による影響は甚大であります。本市の陽性患者数は、11月末現在で48人に上り、福岡県内では5,827人という試練のときを迎えている現状です。

過去の史実の特徴を顧みれば、14世紀に欧州で流行したペストや20世紀のスペイン風邪など、過去の歴史を見ても分かるように、パンデミック後には大きな社会変革が起きるものです。今このときに本市の行政運営において求められていることは、健康的な生活や経済活動の安定をより一層図ることが肝要であると実感いたします。そこで、大事なことは、未曾有の国難とも言うべき感染症の脅威から何としても市民の命と健康、生活を守り抜くことを念頭に置き、市民福祉の行政執行をつかさどる市並びに市長をはじめ職員等、また市民を代表する私たち議員も含めて、本市の未来に責任感を共有し、市政運営の安定と改革の推進のための着実な実行に総力を挙げるのが最重要であると認識いたします。

そこで、そのために必要な本市の指標とも言うべき第五次太宰府市総合計画、以下、総合計画といわせていただきます、が令和3年3月末をもって終了することに伴い、法的な位置づけの観点から、通告に従い1件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

国の地域主権改革のもと、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられました。しかし、同日付で総務大臣から、引き続き個々の自治体での判断で地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されています。この通知に基づき、条例を根拠にして基本構想を策定する地方自治体が増えている状況です。

本市においても、総合計画は、平成23年度から10年間、目指すべきまちの姿を明らかにし、その実現のために政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたる基本的方向を示す市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであります。終了する来年度から効果、検証等が図れるとは思いますが、現時点まで本市の総合計画の策定協議等が行われていない状況であると認識いたします。

そこで、コロナ禍のこの1年間を振り返り、総合計画や関連する諸施策計画について、本市の役割と使命の観点から、以下の2点についてお尋ねをいたします。

1点目、施行期間が令和3年3月で終了する総合計画を受けて、次期総合計画までの間の本市の支柱的な計画をどのように図られるのか、市の見解をお聞かせください。

2点目、本市において必要な立地適正化計画や総合交通計画などとの整合性をどのように図られるのか、市の見解をお聞かせください。

以上2点についてご回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 第五次総合計画等や関連する諸施策についてご回答いたします。

まず、1項目めの次期総合計画策定までの間の本市の支柱的な計画についてですが、議員ご指

摘のとおり、平成23年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止され、現在は基本構想の策定につきましては各自治体の判断に委ねられるということになっております。

次期総合計画の検討に当たっては、まずは第五次総合計画の10年間の市政の検証、評価、これを行うことが重要と考えており、まずは検証を行うための検証項目及び検証方法などについて現在検討をしているところです。現時点では、市長の選挙公約に沿いつつ、第五次総合計画との整合性も意識をしながら、これまでの市政における課題を分析した上で導き出したその解決策やまちづくりビジョン会議の皆様の意見なども取り入れて、今年度より施行をしている第2期総合戦略、いわゆるまちづくりビジョンを支柱的な計画と位置づけ、既に発しております経営方針や予算編成方針の礎ともいたしております。また、総合戦略にうたわれていない施策については、第五次総合計画や個別分野の計画を踏襲し、事業を行ってまいりたいと考えております。

次に、立地適正化計画や総合交通計画等との整合性についてですが、立地適正化計画や総合交通計画等の社会資本に関する大きな予算を伴う計画については大変重要である、それがゆえに慎重に検討を行うことが必要だというふうに考えております。まずは第2期総合戦略を基に必要な検討を進めつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や収束時期などを見極めながら、次期総合計画に関する検討にも配慮した上で検討をしてまいりたいと考えております。

また、来年、大宰府跡や水城跡が我が国で初めて史跡指定をされてから節目の100年、これを迎えることとなりますから、今後の100年に向けた史跡の保存、活用などについても議論を重ねてまいる予定であります。そうした議論も今後の都市計画や交通計画に少なからず影響するというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

今後総合計画を策定されるだろうという想定の下で再質問させていただきます。

今後総合計画等を策定するに当たり、注意事項を確認しておきたいと思えます。特に本年度におけるコロナ感染症や災害等予期せぬ社会情勢などを考察すると、行政計画にも大きな影響を来し、行政サービスの低下が余儀なくされます。そこで、今後、総合計画等を作成するに当たり留意すべきことを再質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

1点目は、今までの総合計画策定では、策定期間に数年かけて計画書をつくり上げるという状況であったと思います。また、策定後は、実際のところ、予算や補助金など獲得するときの根拠資料として使用することが多いと思いますが、そのことを念頭に置いてお伺いしますが、今後総合計画策定するとすれば、どのような予定スケジュールを展望されているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮ですが、まず当面は検証が先

決だと思っております、全庁的に現行の総合計画の評価、検証を行って、課題の抽出に努めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） そこまで至っていないというご答弁だというふうに認識いたしますが、近隣市5市、先ほどから常々話題になっておりますが、筑紫地区においても、また福岡市のをちょっと見させてもらってやらせていただきました。今回調査研究させてもらった行政状況を見たときに、他市は、皆さん大体条例化を策定されまして、そして議会承認経て、そして条文化をして、それを根拠に総合計画を策定するという、この中で安定的な総合計画の策定については切れ目のない市政運営を進めていらっしゃると思います。

そんな中で本市においては、先ほど市長からもご答弁ありましたが、総合戦略を踏襲しながらやっていくということなんですけれども、これで全部が補完できれば私も安心して市民の皆様にもご報告ができるという思いであります。今のところ総合計画と総合戦略の計画の性質からいきますと、補完できない部分があるというふうに私は認識しておりますので、その点考えますと、スケジュールを提示されていくのは、これは必須要件ではなかろうかと思えます。私が申し上げたいのは、計画性に遅れがあっては市民利益が不利益になる、このような考えから申し上げておりますので、よろしく願いいたします。

ここで私が申し上げたいことは、本市の中・長期構想の最上位計画の性質から総合計画を形骸化させないため、社会情勢に適応、柔軟に対応できるように、市長の判断、指示の下、適時見直しを図っていただきたい。特に自治基本条例第18条第4項でありますように、市の全部署の行動指針、財政運営や人事運営の指針となる計画であることから、しっかりとしたPDCAサイクルを構築していただきたいと思いますが、改めて市の見解を伺わせてください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） ご指摘ありがとうございます。

市政運営全体に関しまして、進行管理と社会情勢に応じた見直しというものは重要だというふうに考えております。現在は特に新型コロナウイルス感染症の影響により、社会不安や将来への不確定要素も多いというふうに考えておりますので、今後しっかりと検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） では、総合計画策定に当たって、もう一つ申し上げておきたいことは、先ほども申し上げましたように、総合計画の性質と申しますのは、行動指針、要するに全職員の行動指針の規範となるべきものが含まれております。それとあと、財務運営の指針、それと人事運営の指針という大きな柱がこの中にうたわれておりますので、このあたりをしっかりと勘案していただきながら、そこで私が先ほど申し上げたキーワードの中に形骸化という言葉を上申しまして、大変失礼な言い方で申し訳ないんですが、総合計画をつくることを目的に、一生懸命完成をもって戸棚の上に上げとくという状態はちょっとどうかなと思いますので、そ

うではなくて、全職員の意識改革を俯瞰する総合計画をやっていただきたい。何を実現するのか、目的と、そしてそれをどのように実現を確認していくのか、評価、このあたりの意識を市長をはじめ全職員が持っていただかないと、全ての職員の取組の行動に反映されていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。強いて言えば、所管課が業務に携わってある状況の中で、なかなか所管外のことには意識が及ばないところだと思ひますが、常に全体感をしっかりと基本理念、太宰府には憲章もござひます。総合計画の中には基本理念というべきものも含まれておりますので、それがしっかりと踏襲された上で事務執行に当たっていただきたい、こういう思ひから申し上げております。どうぞよろしくお願ひいたします。

そしてまた、提案申し上げたいことが一つござひます。

今国政の動きなんですけれども、国は新たに来年9月をめどにデジタル庁の設立を今模索されておひまして、それに合わせてかなりのスピード感で改革していくということで、もう今日はちょっと時間がないので資料を提出はしませんが、総務省のほうからも出ておりますけれども、そういう形で今国政ではビッグデータやマイナンバーカードの活用などを通してスマート自治体を展望していることが推察されます。

そこで、市民利益の成果を生むために、市民の情報って物すごくたくさんあるんですよね。かなり複雑化、高度化してきています。そういったあふれる情報の中から効果的データをどのように選定するかが重要なキーワードになってくると思ひます。本市の機能的役割の観点から、横断的な部局ごとの今までの一部、一所管で計画をまとめていくという、流れではなくて研究する推進チームをまずつくっていただいて、市民ニーズがどこにあつて、企画、人事、財政といった問題点が本当にどこにあるのか、しっかりとしたそのあたりの今までの慣例とか固定観念にとらわれない実質的な効果が現れる体制、受動的な市政運営から能動的な市政運営に切り替えるような方向性で検討していただきたいと思ひますが、そのあたり市の見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 議員からご提案いただきました慣例や固定観念にとらわれない実質的な効果を図る組織体制につきましては、市役所の組織の中から横断的な体制を構築するなど、今後検討してまいりたいと思っております。

また、さらにご提案いただきました証拠に基づく政策立案につきましても、今後の参考にさせていただきます、可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） このことは私が勝手に個人的に言っているわけではなくて、国の内閣府のほうでも今証拠に基づく政策立案と申しまして、これは今EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）と申しますけれども、どういうことかと申しますと、今後の政策に実質的な効果があるかどうかを可能な限り厳密に検証して、実質的な効果があるという証拠があるものを優先的に実施する態度、このスタンスが大事だと思っております。だから、事務

事業において、今までは過去のデータをいっぱい集めてきて、そしてその中から優先順位を推しはかってやっていたらという形は分かるんですけども、そうではなくて、今から私たちが課題化する目的は何なのか、方向性は何なのかというのをまず本当は市長に方針をまず決めていただいて、その流れの中で決めていくという流れがあるんですけども、その中に大事なものは、EBPMという考え方はこの総合計画を策定するに当たって取り入れる必要があると思います。

そこで、その総合計画に当たって求められる視点の3つの要望だけしておきたいと思います。

1つ目は、近年の様々な災害やコロナ禍により厳しさを増す財政の将来展望の見通しの明確化。これは財政力指数や経常収支比率の数値によってきちんと表れてきますので、よろしくお願いたします。

2点目は、市民生活や地域課題の複雑化に対応した民間資源とのさらなる連携や強化の促進、効果的な市民ニーズの強化充実。これはどういうことかと申しますと、個々の家庭の中をひもといてみても、子どもさん、親御さん、おじいちゃん、おばあちゃん、家族形成の中で生活の今の市民ニーズというのは複雑化、高度化しております、今の制度ではなかなか救えないといった失礼な言い方ですけども、助けることのできない方々も度々出てこられるような仕組みづくりになってきている現状があります。その市民ニーズの見える化をしっかりと図っていただきたいがためにこの視点もお願いしたいと思います。

3点目、本市の政策を企画する上で関連性の高い国の政策との効果的な連携確保。これは成果の上で、総合計画を策定されるときにいつもアウトカム指標というのをつくられていますよね。では、そのアウトカム指標の制度化を上げていただきたいんですが、そんな中で成果を生むような組織連携の強化充実というのは、市長、このあたりはすみません、我々の仕事だと思うんです。国とパイプと市長は公約されて当選されてこられています。私たち議員のほうも市のまちづくりをしっかりとやっていきますということで当選してきています。だから、そういった意味からしたら国との連携強化は我々の使命であると思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるとおりでして、私も国とのパイプといいますか、国での仕事も経験してきましたし、様々な人脈なども一定程度ございますので、そうした中で先ほど来答弁をしてくれています五味理事、環境省からわざわざ出向してきてくれておりますし、本市の職員も環境省に送っておりますが、こうした連携をすることによってダイレクトに様々な情報を、しかもその省だけではなくて横の連携もありますので、そうしたことが可能になってきていることは間違いないと思っておりますし、当然地元選出の国会議員なり、そうした方々のお力もお借りしながらこれまでも陳情等を重ねてきたところでもありますので、今後もそうしたパイプも生かしながら、そしてまず先ほど来のご指摘のように、様々な新しい観点をタイムリーに

我々も取り入れながらやってまいりたいという思いであります。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） 先ほど申しましたこの3点については、これは事務事業のトップであります副市長にも一言ご見解をいただければ助かります。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 今3点につきましていろいろとご指摘ございましたけれども、いずれも大変重要な点と考えております。この3つの視点も含めて参考にさせていただきたいと思っています。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） じゃあ、次のこの総合計画策定に当たって、一つあるのが、基本構想の問題があると思います。基本構想のタイムテーブル、本市における総合計画は、10年、5年、3年ローリングで回っていますよね。基本構想は10年だと思いますので。そのタイムテーブルの問題点の一つが、政治サイクルと行政サイクルが一致しないと。ですから、市長の任期との整合性が担保されていない計画でありますので、そこで大事なのは、市長は市民から負託を受けて当選されてこられて、そこには公約という大事な要素がありますので、それを実現に向けて動かれると思いますので、市民に対して責任を果たさないといけない役目の上から、このあたりの基本構想の策定期間について、市長のお考えまたは市の見解があればお答えいただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その点も大変重要なご指摘と考えております。私も就任早々、私自身の市長選での公約と、そしてこれまでの総合計画はじめ市政で行ってこられた様々な政策との整合性、連続性、継続性、こうしたものもどちらも両立させないといけないということで、かなり経営会議なり、部長会議なりでもかんかんがくがく議論をされました。その中では、根強くこれまで担ってきた職員からしますと、やっぱり総合計画、自分たちの代でもつくってきたものなので、それがもう優先だと、市長任期は関係ないと、私の前では言われませんでしたけれども、そうしたことも言っている職員もいたようですし、私からしますと4年間、この与えられた任期が次また与えられる保証は全くありませんので、この4年間の間でできる限り私がお約束したことをやっていきたい。そのせめぎ合いが非常にありました。そうした中で、まずは総合計画自体は今年度までありますので、総合戦略をしっかりとした私の公約、先ほど来も答弁ありましたけれども、沿いつつ、今までの総合計画との整合性も意識しながら、そして外部的な意見もいただきながら、職員においてももちろんいただきながら、市民の意見もいただきながら、かなり今の任期において責任を持ってお示しできる総合的な計画にはなってきたのではないかと自負はしているところで、まずはこれを大切にしながら実行に努めていきたいと思っていますけれども、コロナがその後来しましたので、事情も変わってきましたので、そうしたこともしっかりと加味しながら、今後の運営を考えていきたいと思っています。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） 今はそういう現状認識で、私もそう思っております。

今回の策定に当たって、策定されるのであればもう一つお願いしたいのは、太宰府市、小っちゃい市って皆さんよく言われるんですけども、その中でも災害に脆弱な地域とか、高齢化率の高い地域とか、河川地域の周りの災害に弱い地域とか、学校周りの地域とか、狭隘な道路で踏切が多いところとか、もう各エリア、校区とは言いませんが、できたら校区的な発想でエリア戦略と申しますか、その積み上げにおいて総合計画を策定する、総合戦略を策定するということにしていただかないと、常に市全般でやっていただいても、そこには地域性が取り入れられていないので、特性にそぐわないところも出てくるのかなあというふうに思っております。

それと、もう一つあるのは、太宰府市というのは単体では自治体は運営できません。ですので、太宰府市の近隣市との友好関係というのを構築しないといけない。特に象徴的なのは、私は議員になってすぐ1期目のときに申し上げたんですが、コミュニティバスについても、市域外の最寄りの駅まで行きたいという、市民生活上必要である。何でもかというたら、太宰府市でお仕事されている人口よりも他市に出ていかれている人口のほうが割合が多いということは分かっていますので、そういう生活圏の範囲というのが太宰府市単体ではないというこういう認識、そこで広域連携強化は必要になってくる、このことも含めていただきたいと思っておりますけれども、このあたり市の見解はいかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも非常に重要なご指摘でして、今改めて見返しておりますけれども、この総合戦略の中でそういうご指摘も踏まえまして、エリアごと、特に駅の複数がございますので、そうした駅前ごとの様々な発展の仕方もあるだろうということも書かせていただいておりますし、大太宰府構想という名前で広域的な連携、バスの件も私も常々それが実現できればと思っておりますが、一方でなかなか5市の中で研究、議論はしてはおりますけれども、なかなかその機運が高まってこない。それぞれの分担なども出てくるでしょうし、そうした方向性はしっかりと示しておりますけれども、なかなか実現一つ一つやっていくことは困難も伴っているというのが実情であります。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） その視点もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ大事なことは、私はいつも思っているんですけども、一人でも多くの市民の声を反映させるにはどうしたらいいかということ常々考えていただきたいと思いますと思うんですが、こういう新型コロナ感染症による人が集まれない、分断される時代がこの感染症の災害によって起きているわけですから、そしたらじゃあ新しい生活様式を取り入れた仕組みを考えるべきだと私は思っております。ですので、今市民のほうでも皆さん様々されていますけれども、我々も民間のほうでよくされていることで、代表的なところで言えば、ウェブ会議とかI

Tを活用したリモートコミュニケーションツールを使ったいろいろな参加方法の新たな仕組みづくり、これを今民間の私たちを含めてこれをやっております。だから、例えて言うなら、今回私、太宰府市でいいなあと思ったのは、太宰府市LINEアプリ、あれは非常に分かりやすく、太宰府市の情報発信をLINEアプリでされていますよね。

あれをもうちょっと充実させていただいて、将来できれば市民の方とキャッチボールができるような仕組み、わざわざ集まっていたかなくても、その場ですぐ伝えることができる仕組みとか、こういうことも大事ではなからうかというふうに思っています。

最後に、財政的な視点から申し上げます。

来年度から民生費の増額やコロナ感染状況を受けて、税収の低迷など厳しい経営状況が予測されていると思います。社会情勢としても閉塞感が漂っている今現在です。本市においても、公共施設の再編計画、そしてそれらの支出金、地方税交付金の抑制が見込まれる中、財政経営状況を取り巻く環境は市民の皆様も本当に不安視されている現状がありますので、このことはお伝えしておきたいと思います。

そこで、総合計画の戦略性、実効性を高めるための改定では、本市の独自性を加味した大規模な設計変更も視野に入れ、この策定期間を住民福祉の具体的な向上を図れる好機と捉えていただきたい。というのは、今から策定に向かっているのであれば、このチャンスと捉えていただいて、いろいろな様式、新しい様式を取り入れた市民の高いニーズの検証をしっかりとやっていただいて、作り込みをしていただきたいという思いから言わせていただいております。

ただ、市長、ここからです。2項目で申し上げました本市の重要施策である立地適正化計画や総合交通計画等との関連性から、早期の計画立案が求められていることは、市民利益の観点から待ったなしの状況です。そこは強く申し上げておきたいと思いますので、市長をはじめ執行部の皆様よろしく願います。そして、空白期間に伴う損失を大きく招くことがないように、できれば今年度中に策定スケジュールの提示が必要であると私は認識しておりますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘のように立地適正化計画、総合交通計画にとどまらず、様々な計画、総合的な計画、必要性、重要性は私も強く認識をしております。ただ一方で、例えばですけれども、名前は出すとよくないかもしれませんが、福岡市がビッグバン構想であれほどの非常に夢のある……。

（6番堺 剛議員「簡単に」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） 短めについてことですか。

夢のあるそうした構想を、我々としても非常に羨ましい、参考にしたい、そうしたことを打ち上げておられましたけれども、結果としてコロナが来ますと、あれをやること自体が非常にリスクになってきたと。計画も是正をされてきているようだけれども、これは本当に将来と

というのは一寸先は闇でありまして、そうした意味でもこうした重要計画、しかも非常にお金のかかる計画です。例えばですけれども、先ほど来ありました西鉄を高架化するとか、渋滞解消のために立体交差にするとか、そういうことをやればもちろん全部やりたいんですけれども、先ほど来申しています、数十億円、数百億円かかるかもしれません。こうした計画を仮に今立てたとして、コロナ時代の今に立てたとして、本当にできるのかと。それが本当に必要性があるのか、優先順位高いのか。そうしたことを突き詰めますと、ここでその計画を出すことは非常に難しい。しかし、一方でその状況の中で非常に小さな計画を、コンパクトな計画を逆に今つくってしまうと、本当にそれだけでいいのかと。これまでの根本的な問題が解決に至るのかということにもなりかねないということもありますので、まずはこのコロナがどう収束していくか、その時代の後に本当に求められるものがどこにあるのか、そうしたことを10年間今第五次計画で、毎年皆さんからまちづくりの調査をしてきて、この10年間のその調査を分析するということが非常に重要だと思っていまして、その点を綿密にまずは行っていく中で総合的な計画をどうしていくのか、そうしたことを見極めていくことが重要だと。もちろんつくらないことによるリスクもありますけれども、つくることによるリスクもあるのではないかと、そのように考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） リスクを考え始めると、たくさんリスクは目の前にぶら下がっておりますので、確かにコロナ感染症等で、だから先ほども私が申し上げたのは、それをチャンスに捉えていただく方向性に切り替えていただいて、具体的に申しますと、市民意識調査の取り方、在り方とか、施策評価の見方、アウトカム指標の設定の仕方、検証の持込み方、この落とし込み方、これを本当に、優先順位って先ほど市長言われていますけれども、一番大事なのは優先順位なんです。そこに財政、人、コスト、時間、浪費、全部入りますから。だから、優先順位をどうやって決めていくか、これは本当に大事な判断なんですけれども、ただ市長、都市計画レベルの立適とか、これ略して申し訳ないですが、立地適正化計画とか、コンパクトシティ一、総合交通計画、これ連動計画です。もううちのまちづくりの構想の基本のベースの計画なんです。これがいまだに市民の方困っていらっしゃるんです。病院行くにもままならない、通学するのも大変だ、もういろいろな状況あると思いますが、そこでコロナ、コロナだからといって遅らせても、これは私は大きなリスクを本当に伴うのではなからうかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、まち・ひと・しごと総合戦略にもありますように、この策定計画においては、国際指標でもありますSDGs、この中にうたっていらっしゃいますけれども、この理念や取組を総合計画にもどのように位置づけていくかは大事な要素であると思ひますので、申し上げておきます。

そして最後に、最近の国の動向を注視すると、内閣府ではSociety5.0、この発想が今出てきております。今現行は情報化社会Society4.0、これから先はクラウドで使っ

ていた流れをやめまして、新たな人、物がつながる通信インフラを整えて、デジタル化をしていく技術革新に基づく時代に入るとい流れに切り替わっていていますので、このあたり総合計画にもしっかり反映をさせていただきたいと思いますが、とにかく私が申し上げたいのは、最後は全職員の総合力を高めるための計画、そして将来像を本当に市民のために策定する責任を任期中に果たしていただきたい。そして、機構制度改革及び人事体制の刷新、このあたりのポイントを総合計画の中に含めていただいて進めていただきたいと思います。任期中に何とか策定スケジュールまで表明できるような形をお願いしたいと思いますが、まずは市長の策定に向けた方針、これをまずは年度内中にでも出していただけないか、最後これをお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おかげさまで、先ほども申しましたけれども、市民の参画の機会が全国1位になり、情報発信としても6位になるなど、そうじゃないと言われる方おられるかもしれませんが、客観的にそういう結果が出ていますので非常にありがたいことで、これまでもやってまいりました。これまでも人事配置なり、職員向けに経営方針、予算編成方針を共有したり、私が直接メッセージを行ったり、国、県、民間との人事交流、こうしたものを行う中で職員の意識をさらに高めて、総合力を上げていくということは、これまでも常々やってきて、結果も少し出てきたんではないかと思っておりますが、その上でおっしゃるように、総合的な計画をよりよいものをつくって、今の時代に即した、様々な今の時代の流れもありますので、こうしたものもタイムリーに取り入れながら、よりよいものがもちろん私もできればいいと思っていますので、できるだけ早くそういう方向性を示せるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） どうもこれで終了いたしますが、最後、市長、できるだけ空白期間を短く、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで16時まで休憩いたします。

休憩 午後3時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番原田久美子議員の一般質問を許可します。

なお、原田議員より資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、机上に配付しております。

〔11番 原田久美子議員 議員発言席にて起立〕

○11番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件について質問いたします。

開発道路については、住宅を建てる敷地は、建築基準法上、道路に接していなければならないとあります。また、市道に接する開発道路は、原則として管理が市に引き継がれて市道となるそうです。

そこで、石坂二丁目24は、開発業者にて20軒ほど家が建てられた際に、整備された道路とそこに接続する市道との間をガードレールで遮断されており、住民の方から通れるようにできないか、何のためにガードレールを置き、通行できないのかと声が上がっております。

資料1をご覧ください。

ガードレールが撤去されると、200mぐらいで学園通りの道に出ることができます。しかし、現状では、引っ越しやごみ収集車は、学園通りの道までおよそ530mを通る状況です。緊急車両も時間的に必要な救急処置を行うことが難しくなるということです。ガードレールが撤去できない理由を分かりやすく説明してください。

また、その住居街の先まで行くと、ポールが3本と注意ポールが2本立っており、道路が寸断され、これで終わる道路ではないようです。資料2です。

今後のその先の道路計画があればどうなっているのか、近隣住民に説明が必要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 開発道路についてご回答させていただきます。

石坂二丁目24は、開発業者にて20軒ほど家が建てられています。市道との間にガードレールがあり、住民の方から通れるようにできないのか、何のためにガードレールを置き、通行できないのかと声があります。また、その住宅街を先まで行くと、ポールが3本と注意ポールが2本立っており、道路が寸断しています。今後の計画も含め住民に説明が必要と考えますが、市の見解をお伺いしますについてご回答させていただきます。

ご質問の開発地は、平成30年6月4日付で都市計画法第29条に基づき、福岡県による開発許可がなされた後、開発面積6,469.69㎡、27区画で造成され、平成31年1月29日に工事が完了し、同年3月29日に完了公告がなされております。

開発行為に当たりましては、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準によりまして、開発区域に接続する道路についてもその基準が定められております。

ご質問の現在ガードレールを設置し、車両が通行できない開発地西側の道路、秋山・渡内・溜池線につきましては、道路幅員が4mに満たない箇所があるため、接続する道路の基準を満たしておりません。よって、開発地に接続しないことを条件に開発許可が認められていることから、現在ガードレールを設置している状況でございます。

なお、幅員が4mに満たない箇所は現在農地であることから、将来的に農地転用等の手続の中でセットバックが行われ、路線の幅員が全て4mとなった時点で、必要な手続を実施の上、

ご質問の開発地と接続できることとなります。

また、ポール3本と注意ポール2本により行き止まり道路となっている先の土地につきましては、これまでのところ市へ開発などの相談、協議等はありませんので、今後の計画については不明であります。

将来開発行為等が計画された場合については、太宰府市開発行為等整備要綱に基づきまして、開発業者を通じて周辺の方々等への説明を実施していただくこととなります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 答弁のほうありがとうございました。通れるための方法については詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

そこですけれども、そうなるまでのことでお伺いしたいことがございます。今先ほど西側の道路、秋山・渡内・溜池線ということなんですけれども、そこは市の道路でございますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 約ですけれども、延長が200m少々ございます。こちらにつきましては現在市の道路でございますが、建築基準法上は、先ほどからご説明しておりますとおり4mに満たないため、法定外道路ということになっております。ただし、一番この問題のといえますか、今ご質問の開発地との接続部分については、こちらはまだ道路として認定されておられません。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 今の開発地についてはいいんですけれども、その前に農地との間にアパートあるいは個人住宅がありますけれども、そこを造るときには4mないのにもかかわらずマンションとかそういうふうな家を建てることのできたのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） その際には当然ながらこの前の道、4m満たない場合はセットバック等が必要になりますので、現在家が建っている部分等につきましてはのところの道路に、ここは全部今4m以上ございます。そういうふうに建築時にまずセットバック等をしていただいたという結果が現状だと思われま。

さらにマンションにつきましては、先ほどお話もありました学園通り、こちらのほうに面しているというところで、こちらの渡内線のほうの道路でなく、学園通りに面しているというところで開発の許可が出ているということで認識しております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 建物を建てる時には原則として4mは必要だということで、接道が認めてあったということで今よろしいんですかね。今の4mあったということですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） その問題の渡内線でございますが、もともと4mに満たないところ

についてはセットバック等が必要ということになります。もともと建物等がございまして、その4 mにもともとあったところについては改めてのセットバックというのは必要ございません。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 今部長のほうからセットバックと申されましたけれども、本当はこれはセットバック緩和とあって、相手が農地であれば農地の方に協力をさせていただき、それが第一に必要なかと思えますけれども、農地の方に今まで協力とかを求められたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 市のほうから直接農地の所有者の方のほうにセットバックのお願いを今までしたということではございません。ただし、こちらの開発地を開発されるに当たりまして、業者さん等のほうでこの地権者の方とお話をされたというようなことは、直接ではございませんけれども、又聞きでございますが、そういう話も聞いてはおります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 先ほど言われました4 mに満たない箇所につきましては、市がしなくて開発業者がするんですか、今後。今後どこがするんですか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 現在狭いところがちょうど農地のところに接道している部分でございまして、一番狭いところで2 m少々しかございません。4 mには全然達していない状況でございまして。ここのセットバックを誰がするのかというご質問でございますが、これは農地の所有者の方がこの農地を転用される際に、例えばですけれども、マンションを建てたりとか、アパート建てたり、あるいは家を建てるとか、そういったときに4 mになるようにセットバックが必要になるということでございまして、実施主体はこの所有者の方ということになります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 農地に何かを造るということになったときにセットバックが適用できるということで、市のほうからその土地をいただいて、4 m道路にするということですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 農地の所有者の方が建物を建てるとかそういうときに、農地転用のときに合わせてセットバックをさせていただく必要があるということになります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） そしたら、今のご答弁では、そのセットバックが行われた上で幅員が全て4 mになった時点で、先ほど資料1の写真のガードレールはなくなるかもしれないということよろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 議員今おっしゃられたとおりでございます、こちらのほうの道路が全て4m以上の幅員ができましたら、最初の回答のほうでも申し上げましたけれども、必要な手続、こちらを経た上で接続ということになるかと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 先ほど答弁のとおりには、その住民の方は、この1の写真を見てそんなことがよく分かっていらっしゃらないんで、このガードレールを誰が置いたのかということが初めの発端だったんです。それで、こういうふうな簡単に抜けるものとかだったら、ここ通れるんじゃないかという住民の人たちの声がありますので、先ほど答弁でもきちんと周辺の方たちに説明をしていただくということですので、そのところは今後向こうのほうから説明をしてほしいって言われたときには、なぜできないかを説明してほしいと思います。

結局その農地が何も動かなければ、ずっとこのままになっているということになると思いますが、その農地を持ってある方にこういうふうなことで土地を何かセットバックする方法を聞くことはできないんですか、市のほうからは。これ市道が2mということですよ。2mしかないんですよ。だから、そのための2mを確保するためにセットバックをお願いするわけですよ、農地の方に。だから、その農地の方に2mをすれば市の道路として認定した道路になるということではないんでしょうか。すみませんけれども、もう一度お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 当該道路でございますが、この開発地とのちょうど接続部分、今議員がおっしゃられているガードレールを置いているところでございますが、そもそもここが接続できないという条件で開発がなされております。したがって、今現在は形態は道路のようになっておりますが、本来であれば開発業者さんがそこまで含めて宅地にしても構わないような状況でございました。しかしながら、市のほうと開発業者さんと協議の上、将来的にここが道路として通行できる可能性があるということでございますので、現在の形態に協議の上、結果、なったということでございます。

このセットバックを市のほうが農地の所有者の方をお願いをするということでございますが、以前開発業者さんのほうも協議をされたということも踏まえて、なかなかちょっと難しいような状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 本当に市の側の気持ちも分かるし、そういうふうに正規の道路でない道を建築基準法でマンションを建てるということは、正式な手続、また建築審査会を通して複雑な申請が必要だということが、私も調べましたところ、よく分かっております。それを住民の方たちは緊急車両とかそういうようなのが来たときに、その道路で早く通行できるのができないということもありますので、緊急の場合はそのガードレールは抜けたりすることができるのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） もしここに大規模な災害等が発生、そういうことあったらいけませんけれども、何か緊急の車両等が通行せざるを得ないような状況があれば、これはこの道路等の所有者の方に許可を取った上で、通るようにガードレールを一時的に除去するということは可能ではないかなというふうには思います。ただし、ここは道路でございませんので、土地所有者の方々等の許可が必要ということにはなりません。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） もう最後になりますけれども、資料2の分ですけれども、この道路は市の道路に認定されている道路ですよ。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 資料2の写真のほうに載っておりますが、ポールが3本立っている、この道路までは市の認定道路になっております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 今部長がおっしゃいましたように、ここまで認定されている道路が今後どのような、ここが道ができるのであるのか、もしくは住宅開発業者がまたここを買って家ができるのかどうかは私も分かりませんが、もしも道ができるのであれば、向こうの道がこっちの道から通れるようになるし、それも含めて今後開発業者を通じてもしも分かれば、その辺も聞かれますので、何らかのことが分かれば、市のほうも説明を実施されるときにはそこまで調べて、市民が住みやすいまち、道路であることを願って、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (4日目)

[令和2年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

令和2年12月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 畠 真由美<br>(9)  | <p>1. 効果的な行財政運営について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の影響は長期化することが懸念されており、今後の市の財政運営は非常に厳しいものになることが予測される。財政スキームの構築が求められる中、市の財政を圧迫する最大の課題である公共施設の老朽化問題の視点から、4点伺う。</p> <p>(1) 平成29年に策定された「太宰府市公共施設等総合管理計画」によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されている。保有総量の削減を早急に進めていくべきである。実行計画である「公共施設再編計画」の今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設の最大限の有効活用をはかるための取り組みを伺う。</p> <p>(3) 全てのハコモノ資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容等一元管理し、短期的な維持管理などの適正化をはかる。また、メンテナンスサイクルに技術職などの専門的意見を積極的に取り入れ、職員のコスト意識の向上を図る必要があると考えるが、見解を伺う。</p> <p>(4) (仮)行政改革推進本部や(仮)公共施設マネジメント課など、行財政改革を推進し、始まったばかりの公共施設再編への組織体制を構築すべきであると考えているが、見解を伺う。</p> |
| 2  | 門 田 直 樹<br>(15) | <p>1. 太宰府歴史スポーツ公園について</p> <p>6月議会はコロナ対策のため文書で回答を受けたが、不明点が多い。以下について伺う。</p> <p>(1) 無許可倉庫群の撤去に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「各団体から出された様々な課題」とは何か。</li> <li>・「方向性を定める」とのことだが進捗を伺う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>(2) 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士が示した市の対応の具体的な内容</li> <li>・市の実際の対応と結果</li> </ul> <p>(3) 「多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識している」と回答された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このままでいいのか伺う。</li> <li>・減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか伺う。</li> </ul> <p>(4) 市民が利用できない都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「より多くの市民の皆様親しんでいただける公園づくりを目指してまいります」と回答されているが、使えないのどう親しめばいいのか伺う。</li> </ul> <p>(5) 太宰府市公園条例の適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答の「規定に合致した倉庫」とはなにか。</li> <li>・最低限、原状復帰つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えるがご所見を伺う。</li> </ul> |
| 3 | 船越隆之<br>(3) | <p>1. 太宰府市観光経済のV字回復について</p> <p>9月議会において一般質問した件について、新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市でもクラスターが発生する中、V字回復の方向性を見出せているのか伺う。</p> <p>2. 歴史と文化の環境税の用途について</p> <p>歴史と文化の環境税については、観光・産業の振興、環境の保全等まちづくりのために使用する、と定めてあるが、その詳細な用途について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4 | 宮原伸一<br>(2) | <p>1. 歩行者の安全確保について</p> <p>市内道路における歩行者の安全確保について以下の2点を伺う。</p> <p>(1) 車道沿いの歩道およびガードレール・ガードパイプの整備状況と今後の計画について</p> <p>(2) スクールゾーンの設置状況と今後の設置予定について</p> <p>2. 信号機および県道の整備の計画や進捗状況について</p> <p>市内道路の信号機と県道の整備について、今後の計画と現在の進捗状況はどのようになっているか伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5 | 入江寿<br>(7)  | <p>1. 五条（セブンイレブン前）交差点の安全安心な取り組みについて</p> <p>(1) 時差式信号機のために非常に危険な交差点であるが交差点の信号機の現状について伺う。</p> <p>(2) 安全な交差点とするために時差式信号機の改善が必要であると考えるが改善策について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|   |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |            | (3) 歩行者が安心して利用できるよう安全を優先した交差点にするための取り組みについて伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6 | 笠利毅<br>(5) | <p>1. 学校内無線LANの導入にともなう児童生徒の健康への配慮について<br/>市内小中学校にWi-Fiが整備され、児童生徒にはタブレットが配備されることになった。電磁波に対して身体が敏感に反応する人もいることから、運用には配慮が必要と考える。市がどのように準備を進めていくか伺う。</p> <p>2. 太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱について<br/>この要綱は、携帯電話基地局の新設にあたっては、近隣及び周辺住民への周知を図るよう定めたものである。今後、基地局が5Gに対応する必要などから、変更工事が行われることが考えられる。新設のみならず、変更にあたっても同様の定めが必要と考えるが見解を伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

|               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員  | 2番 宮原 伸一 議員  |
| 3番 船越 隆之 議員   | 4番 徳永 洋介 議員  |
| 5番 笠利 毅 議員    | 6番 堺 剛 議員    |
| 7番 入江 寿 議員    | 8番 木村 彰人 議員  |
| 9番 小畠 真由美 議員  | 10番 上 疆 議員   |
| 11番 原田 久美子 議員 | 12番 神武 綾 議員  |
| 13番 長谷川 公成 議員 | 14番 藤井 雅之 議員 |
| 15番 門田 直樹 議員  | 16番 橋本 健 議員  |
| 17番 村山 弘行 議員  | 18番 陶山 良尚 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

|                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 市長 楠田 大蔵                  | 副市長 清水 圭輔                |
| 教育長 樋田 京子                 | 総務部長 山浦 剛志               |
| 総務部理事 五味 俊太郎              | 市民生活部長 濱本 泰裕             |
| 都市整備部長 高原 清               | 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 吉開 恭一 |
| 観光経済部理事<br>(V字回復担当) 東谷 正文 | 教育部長 菊武 良一               |
| 教育部理事 堀 浩二                | 管財課長 柴田 義則               |
| 税務課長 森木 清二                | 環境課長 中島 康秀               |
| 都市計画課長 竹崎 雄一郎             | 建設課長 中山 和彦               |

建設課用地担当課長兼  
県事業整備担当課長  
学校教育課長

伊 藤 剛  
鳥 飼 太

観光推進課長兼  
地域活性化複合施設主宰館長  
スポーツ課長

池 田 哲 也  
轟 貴 之

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮  
書 記 岡 本 和 大  
書 記 平 田 良 富

書 記 齊 藤 正 弘  
書 記 井 手 梨 紗 子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時01分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[9番 小島真由美議員 議員発言席にて起立]

○9番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の影響は長期化することが懸念されており、今後の市の財政運営は非常に厳しいものになることが予測されます。財政スキームの構築が求められる中、効果的な行財政運営についてのお考えを伺います。市の財政を圧迫する最大の課題である公共施設の老朽化問題の視点から、以下4点伺います。

1、平成29年に策定された太宰府市公共施設等総合管理計画によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されています。公共施設の統合や複合化など保有総量の削減を早急に進めていくべきと考えますが、実行計画である公共施設再編計画の今後の取組について伺います。

2、保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設や市有地を最大限に有効活用する取組をどのように進めていかれるのか、伺います。

3、全ての箱物資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容などを一元化し、短期的な維持管理などの見える化、適正化を図ることは非常に重要だと考えます。また、メンテナンスサイクルに技術職などの専門的意見を積極的に取り入れることにより、職員のコスト意識の向上や醸成を図ることが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

4、（仮称）行政改革推進本部や（仮称）公共施設マネジメント課など、行財政改革を推進するための機構改革や、公共施設再編の体制を構築するなどの組織整備が必要だと考えます

が、見解をお聞かせください。

以上、ご回答よろしくお願いいいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

ただいまご質問がございました効果的な行財政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの平成29年度に策定された太宰府市公共施設等総合管理計画によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されており、保有総量の削減を早急に進めていくべきである。実行計画である公共施設再編計画の今後の取組について何うについてでございます。

主要39施設の中で大きな割合を占めております学校施設につきましては、令和2年度、本年度でございますが、学校施設整備基本構想案を策定いたしまして、これに基づき学校施設の長寿命化計画、いわゆる個別計画でございますが、その策定を進めているところでございます。また、スポーツ施設や中央公民館におきましても、施設の在り方を踏まえまして個別施設計画の策定に着手をしているところでございます。

公共施設等総合管理計画の基本姿勢といたしましては、施設数の削減を主眼とせず、既存の施設の機能を適切に保持しつつ、施設再編の中で新たな需要に応じていくことを前提としておりますが、新型コロナウイルスの影響における財政状況の悪化や今後の財政見通しが不透明なことを踏まえまして、現計画の検証も含め、施設の在り方について慎重に検討を進めてまいります。

次に、2項目めの保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設の最大限の有効活用を図るための取組についてでございます。

公共施設や公有地のうち、その敷地などに余裕があり、利活用が可能と考えられる部分があるものにつきましては、所管部署と協議をしながら収入増加などの活用に向けた検討を行ってまいります。

次に、3項目めの全ての箱物資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容等を一元管理し、短期的な維持管理などの適正化を図ること、技術職などの専門的意見を取り入れ、職員のコスト意識の向上を図ることが必要と考えるが、見解を何うについてでございます。

まず、現状の公共施設の管理につきましては、施設所管部署ごとに行っている状況でございます。また、現在、施設の適正な管理や所管する職員全体のコスト意識向上のため、施設ごとの利用状況や収入などの把握を行っているところでございます。今後は、公共施設それぞれの管理状況や課題なども踏まえ、管理の在り方や管理手法など管理の適正化に向けて検討を進めてまいります。

次に、4項目めの（仮称）行政改革推進本部や（仮称）公共施設マネジメント課など行財政改革を推進し、始まったばかりの公共施設再編への組織体制を構築すべきであるとするが、

見解を伺うについてでございますが、議員ご指摘のとおり、行財政の一体改革は全庁的な取組が必要であり、今後の行政運営におきましては、公共施設のマネジメントは特に重要であると認識をしておるところでございます。現在は総務部長を委員長として全部長で構成する公共施設等策定委員会で計画の推進と進行管理を行うことと定めておりますが、より効率的で効果的な組織体制が構築できるよう調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小畠真由美議員。

○9番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

市長ご就任から3年、また副市長も3年ということで、太宰府市の厳しい財政状況を肌で感じてここ3年来られたと思います。また、五味理事におかれましては、国のほうから私ども一般市のほうにおいでいただきまして、縦割りの弊害があることであるとか、また国からのいろいろな政策を受ける一般市にとっての乖離があるんじゃないとか、様々な問題意識をこの就任期間に持たれたと思います。

今回のこの質問の中で、財政については、ずっと、市長と副市長ご就任のこの4年間の話だけではなくて、私たち太宰府市民はずっとこここの太宰府市に住み続け、ここで生き続けていくわけですので、持続可能な財政をどうやって賄っていくのか、その大きな課題の一つとしてのこの公共施設の在り方について今回質問をさせていただくわけなんですけれども、まずこの公共施設等総合管理計画、この計画自体が平成29年、2017年から2045年までの29年間なんです。この29年間を一つのスパンとしてつくられた基本構想、基本的な方針の中をずっと読み解く中で不思議でなかったのが、先ほどの回答の中に縮減は考えていないというご回答でした。財政的にも厳しく、またこれほどの20億円を越す毎年の改修費がかかると予測もされており、また2025年をピークに人口も減少していきだろうという予測もあり、どこを取っても縮減をせざるを得ないということで、全国の多くの自治体は維持管理の削減と、またそれに合わせて縮減目標も決めていくわけなんです。この計画を基にどこを考えれば縮減が必要ないと考えられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公共施設、いわゆる議員おっしゃってあるのは主に箱物のことだと思いますが、箱物につきましては、本市につきましては施設量が人口1人当たり約1.90㎡ということで、類似団体の3.56㎡よりも相当程度少ないという現状がございます。そういったことから、総合管理計画の中では最初からもう縮減を目的とするということではなくて、もちろん無駄なものがあれば縮減は当然出てくるだろうと思いますが、縮減することを第一義的な目的とするのではなくて、再編、社会状況に応じてどういった利用形態があるのかというのを考えながら再編をしていくというふうに考えるというふうなことでその旨を記載をしておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小畠真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 財政面から考えましても、今公共施設整備基金がお幾らでしょうか、積立金が、約10億円ぐらいだと認識しております。基金の積立てなどのルールを今市としては持っていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず、基金につきましては、令和元年度決算状況で約10億600万円というふうな状況でございます。

先ほどご質問がございました基金を積み立てるルール化というのは、申し訳ございませんが今のところまだございません。現状といたしましては、前年度の剰余金を基金の積立てに充てておるといふふうなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 矛盾していますよね、ですから。令和元年度の決算特別委員会の中でもお聞きしたんですが、積立金が1億円ほど少なくなっているということで、何ですかという質問もさせていただきました。基金というのは、一般家庭で言う貯金ですよ。その貯金を積み立てるルールづくりもなければ、これからの計画等もなければ、そんな中でお金だけは公共施設にこれからどれだけかかるか分からないというほどの不安がある中で、この計画を見て初めて毎年これだけかかるんだということが分かったわけです。であるならば、基金の積立てのルールをつくるとか、何か手を打たないといけないにもかかわらず、縮減はしない、また基金のルール決めもないということであつたら、じゃあどうやって公共施設の維持管理費用を賄っていこうとお考えなんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公共施設管理計画の中では、公共施設の維持管理といいますか、更新に全体で22.8億円かかると。そのうち建物につきましては11.9億円ですか、そういうふうな形で必要になってくると、毎年度なっております。この数字といいますのは、これまで毎年度の普通建設事業費の中で工面した額をベースに算出しております。その中には基金を取り崩してどうこうというふうなところも一部はございますけれども、全体的にそういったものをベースに今考えておりますので、今小島議員ご懸念されてある部分は確かにあろうかと思いますが、そういったところも踏まえまして、当然今後はそういったルールづくりも必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 通常は標準財政規模の何%を基金の積立総額にするとかという形のある程度のルール決めというのは必要であつて、これもやはり多くの自治体がつくっているわけです。前市長の芦刈市長ともこの財政のことで随分と議論させていただいたんですが、芦刈市長のときは「もうけよう太宰府」というテーマで稼ぐ力を市につくっていくと。非常に大事な視点ではあろうかと思いますが、今楠田市長もふるさと納税等で稼ぐ力をしっかりとつくっ

ていこうという姿勢も非常に大事なところでありまして、実際にふるさと納税での収入も増えてきているという現状もございます。

ところが、やはり稼いだものを今度は何に使うかということも大事でしょうし、またそれをどうストックしていくかという基金のダムをつくっていくことも将来に対する一つの責任だと思っていますし、その辺のバランスって非常に大事だと思うんです。一生懸命いろいろなことで稼ごうという力、様々な経済を回そうという政策というのは、時間がかかるものもあれば、すぐに結果が出るものもあるのは当然なんですけど、ところが出ていくものを縮減していかなければ、これ幾ら稼いだってざるで水をくむようなもので、いい例で言えば、いきいき情報センターの賃料分ですよ。それとか、今回は提案させていただいた公共施設の電気料金を一元化をして一括入札をかけて、年間約3,000万円ぐらいの節約ができた。だから、3,000万円稼ぐのと3,000万円節約するのと、これは要するにお金規模でいえば同じなわけです。であるならば、もう少し公共施設の節約というところにもっと目を向けるべきじゃないんでしょうかね。これは市長でも副市長でもいいので、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） ただいまご指摘のように、やはり箱物がたくさんあるわけでございますけれども、ここの中には維持管理費も必要ですけれども、ご提案のようにいかにしてそこから収益を得るかということも大事なことであろうかと思えます。この辺を加味しながら今後の施設の在り方について検討してまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 水城小学校を増築というか、改築も含めて増築ですか、床面積が増えるような話にもなろうかと思うんですけれども、今計画が上がってきていますよね。そういうふうには、個別計画今つくっていますというお答えでしたけれども、こういう公共施設の再編計画自体の大きな枠組みがない、実行計画がない中で、水城小学校に必要なだから造る、どこに必要なだから造るとというようなそのときそのときの公共施設を増築したり、また改築したりと大きなそこに予算がかかってくるんですが、これは計画の中の一環で水城小学校の改築とかということになっているんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 水城小学校につきましては、先ほど申し上げました整備構想案の中で緊急度が高いということで、学校の中でもそこはまず手をつけないといけないところということで先に手をつけさせていただくというふうなことで今回ご提案をさせていただいております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） では、そこから緊急度が高いものが複数あった場合、じゃあどうやって判断をしていくかというところです。今同じような緊急度の高い、低い、また中程度という判断材料になるために固定資産台帳をつくり、施設白書をつくり、そしてその中で個別計画を

つくっていくという順番がきちんとあるわけですが、まずこの大きな方針である総合管理計画を基に優先順位をつけていくという作業の中で私たちにも分かるようにそれを示していただかないといけないわけですが、どうも施設の分量が多い小学校、中学校からするということは分かるんですが、でも同じようにこれができてもう四、五年、だんだん毎年毎年ずっと老朽化し続けるわけで、そこに対する計画はじゃあどの段階でするのか。今は小学校、中学校の学校施設だからとかということではなくて、同時並行に箱物は全てやっつけていかないといけないわけです。その辺の考え方がよく理解ができなくて、今のご回答の中では今学校をやっているからということですが、じゃあ老人福祉センターはいつやるんですかという話にもなるでしょうし、順番ではなくて、同時にまないたの上にきちんと並べた上で計画を立てませんかというお話なんですけれども、回答がどうも違っているんですが、その辺の見解をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。大変重要なご指摘であります。

前市長のときに公共施設の管理計画がつくられておりますけれども、私が市長に就任した後はその更新などもまだできておりませんが、その点で私としましてはこれまでも累次申してきたことは、まずは皆さんの生活に直結する様々な削減というよりも、歳入をできるだけ増やしていきたいという思いの中で、市税なり、ふるさと納税なり、かなり億単位で増えてきたというところでありまして、今年度はまさしく最大の予算でかなりの皆様への還元をしていこうと考えていた矢先に新型コロナウイルスの影響が出てきた。結果として、昨年度のふるさと納税分、そして今年度のふるさと納税分も2億円分は新型コロナウイルス対応に使わざるを得なかった。その分、今のところは目立った倒産などはないようでありまして、そうした中で、なかなか計画どおりに進んできていなかったということも認めざるを得ないところであります。

一方で、しかし様々な公共施設に限らず日頃の歳出の中で、例えば学校プールの事業の民営化など、そうしたことを通じながら1円単位でも少しでも歳出が縮減できないか、今回もコロナの中で歳出1億円カットも行ったところでもありますので、そうした中で、また先ほどルール化ということもありましたが、この公共施設の基金については、少なくとも減らすことがないように毎年2億円程度を積み立てて、そして2億円程度を歳出に使うと。少なくともプラス・マイナス・ゼロでここまでは減らさないようにと。平成30年度末で8億4,000万円ほどだったのが10億円余りになっておりますので、少なくとも減ることはなく、少しずつ増やしてはいるところであります。

ただ一方で、ご指摘のように全体的な計画としてはおっしゃるようにはまだまだ整合性が取れているものではありませんし、そうしたことをやはりできるだけ早くつくり上げていくということはご指摘のとおりでありますので、そうした努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小嶋真由美議員。

○9番（小畠真由美議員） 公共施設については、私はただ単に除却してしまえというようなことを乱暴なことを言っているわけでは一つもなくって、多様化、複合化、それから民間へ売却をして、そこをテナントとして市が借りる、それかまた逆で、民間に貸すとか、多様な公共施設のこれからの在り方というのは、従来にとらわれてはいけないうことで、先進地を見ているにしても、官民連携で公共施設の在り方を今模索してあるところなんです。例えば、太宰府市の中にも老朽化が見えてきている建物の民間企業なんてたくさんありますね。例えば、福岡県の建物も吉松にあります環境検査センターですか、あそこもかなりの老朽化があって、では県と一緒にまちづくりを提案をさせていただきたいということで、県に施設を建てていただいて、そこに太宰府市が賃料を払って、一緒にそこで公共施設の統合をしていくというような考え方であるとか、郵便局とかJ Aとか様々なところと同じような建物の中で一緒に公共施設として一部を借りるというような市もたくさん今できているんです。少しでも市がずっと全て公共施設を指定管理を行いながらやっていくとかという発想から少しずつ転換をしていくということを含めて、この再配置または縮減または売却、そういったことをいろいろな要素を含めて知恵を集めて、これは立ち向かっていかないといけない政策なわけです。今日の回答では、はなから縮減ということは考えていませんというようなご回答でしたもので、私もこういう質問をせざるを得ないわけなんです。多くの自治体はどのくらいの縮減をしようかと、縮減をどこまで止められるだろうかというようなことを今想定して動いてある中で、じゃあ現状維持で何年間やっていこうと思われているのか。10年なのか、20年なのか、丸々この29年間、いや、もうこのままでいきますよとおっしゃっているのか、その回答もいま一つはっきりしない。それは何だろうかと思うんですけれども、要するに将来のビジョンがないから。市長も副市長も、申し訳ないけれども4年間就任期間だけのことを考えないでいただきたいと思っています。やはり将来の太宰府の在り方を考えたときに、この数量、この床面積で太宰府市の老朽化がもうかなり多くの施設が必要になってきている改修工事に幾らかかるんだろうかという試算も出していないければ、出したとしたら、それでも二十数億円のお金は今の基金の状況では払える余地もないのに縮減はしないと。そこも矛盾点もよく分からないんです。私もどう質問していいかが、もうこれ以上この質問はできないのかなというふうにも思っているんです。やはりそういう公共施設に対する専門家の知見を入れながら、もっと前向きに公共施設を考えていかないといけない。一般の市民の方も必ずどこかの公共施設は使われているわけです。利用されていない公共施設なんてないから、だからそれはそこに手をつけなければ一番波風も立たないでありましょうけれども、これからの太宰府の財政を考えたときに、いろいろなデータを出して、ここの施設は大変申し訳ないけれども売却させて、民間主導で太宰府市が使うような形をさせていただきたいであるとか、こことここを複合させていただきたいという提案を市民に行って、市民の方に協力をいただくという姿勢は非常にこれから持つとかなないといけないわけなんです。その代わりに、中央公民館など年間通して多くの行事で使うような場所については、トイレを洋式にいち早くやりますと。そして、高齢者の方、お着物を着てあそこで文化祭とか

ずっとあっていますから、そういった方々に不便がないように、そういうサービスはさせていただきますとか、そういうバランスを持って市民に提案するような、そういうことというのはできないわけなんではないでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうご指摘はごもっともな部分が大変多くありまして、私もまだまだ至らないと改めて感じております。

そうした中で、先ほど来ご指摘ありますように、やはり民間なり、国、県との連携ということ大変重要だと私も認識する中で、県とも今人事交流で若手でありましてけれども1対1で職員を入れ替えたり、国とは五味さんなど、そうした形で連携をしておりますが、西鉄さんとも、また九電さんとも先日は包括協定を結ぶことができました。そうした中で、例えば五条周辺であるとか、そうした地域のこれからの活性化について、当然テーマにも上がってきておりますので、そうした中であつた地域を生かしながら、公共施設の再編というものをスピード感を持って進めていくということが重要であろうと考えております。郵便局なり、JAさんなり、そうしたところとの連携も重要だと考えています。

その一方で、例えばですけれども松川の体育館、いろいろな有害物質もありまして、一時停止していますけれども、あちらも今中止している間にどうしても使いたいと、指定管理の方も自分たちの収入源として非常に重要だというお声もいただいております、なかなか縮減も難しいというのも現状ではありますが、そこは思い切った改革というものをしていく必要があろうかと思っております。専門的知見を持った方も、今職員の中でも中途採用などでそうした能力がある人間を優先的に採るといふことも行ってきているところであります。

しかし、そうした中で先ほどのトイレ洋式化も含めまして、何か目玉となるような、皆さんに認識をしてもらいやすいような公共施設の在り方、改革、こうしたものがまだまだご指摘のように足りていないということも率直に認めながら、そしてコロナの収束などもしっかりと見極めながら、できるだけ早くそうしたご指摘に沿うような改革を行っていただけるように努力を重ねたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ありがとうございます。

中央公民館につきましては、前市長のときにたしか7,000万円が3回ぐらい補正で上がったと思うんですけれども、2億円を超した改修が入ったんです。それがどこかといいましたら、電気設備であったりとか、たしか舞台装置であったりとか、目に見えないところに2億円のお金が吸い込まれるのがこの公共施設なんです。また、今回中央公民館の個別計画の策定に着手しているということでございますけれども、そういうように一つの施設を取りましても、これから幾らお金が目の前にかかってくるか分からない。でも、それを改修しなければもう使えないというような危険性があるというようなことが中央公民館の例で申し上げましたけれども、それが公共施設なんで、安全性と、そして利用しやすさというものは担保をしていく、公共施

設はこことこことこはきちんと最初にトイレの改修であるとか、またバリアフリーであるとか、そういったものやっぺいこうとする施設、そしてここは民間の力を借りて官民で運営していこうとするところ、立て分けながら、すみ分けながら、柔軟な発想で公共施設の在り方を考えていただきたいというのが今回の私の趣旨なんです。決して崩しましよとか、どうしましよとかということではなくて、そういうことも念頭に置きながら、これからのよりよい将来に向けた公共施設の在り方を模索していただきたいということを、1項目め、お願いをしたいと思っています。

2項目めのこの保有資産とか公共空間の活用についてでございますけれども、特に公共空間の活用については、コロナ禍の中で非常に大事になってくると思っています。これだけ閉塞感があり、市民の方たちもよく歩かれたり、走られたりして、ご自身の体力増進のために今まちの中でもよくお見かけをします。そんな中で、ちょっと座れるベンチがあったりとか、あずまや的なちょっとした対話ができるようなテーブルと椅子があったりとか、そういう外での空間利用であるとか、またいきいき情報センターの玄関前の空間であるとか、1階がまだサウンディング調査の結果が報告が上がってきていないのでよくまだ分かりませんが、あそこをまだ使う予定がなければ、テーブルと椅子とまずは置いて子どもたちの勉強の場に提供するとか、様々なことが考えられると思うんですけれども、空間利用について、公共の空間の活用について、何かお考えとかあればお示しください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 空きスペースにつきましては、例えば先ほど議員おっしゃいました、いきいき情報センターの玄関のところの敷地などにつきましては、過去にも地元の振興会に対して期間を定めまして貸付け等を行っておるという実績はございます。こういったことから、今後もそういった貸付けについて申請等お話があれば、その都度対応を協議したいというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ぜひお願いします。まだ今寒いですがけれども、またイベントを行ってもよくなった環境になれば、すぐにでも使えるような空間を幾つか選定をしてあげて、様々な団体さんと一緒に前もって今のうちからそういう動きというのはつけておくべきだと思います。

それから、市役所の玄関口に以前は婦人会の方たちがお花を飾ってくださったりしながら、本当にこういう閉塞感のある中で、お花屋さんもお商売も大変という中であって、市が花いっぱい運動であるとか、少し心が和らぐようなそういう空間づくりも必要ではないかと思ますし、庁舎内にお花を飾っていくとか、そういうちょっとした心の余裕を市民の方たちに、来ていただいた方たちに与えていくということも非常に大事だろうと思ます。

そして、市有地の活用についても、先ほどの公共施設の在り方と一緒に考えていただきたい

と思っています。公共施設にはインフラ系と箱物系と大きく分かれるんですが、インフラ系は道路とか橋梁について縮減はまずできませんので、縮減をしたら箱物のどこかなんです。そこら辺の感覚と、そして今ある市有地をどう生かしていくかという感覚で、今市長が一生懸命稼ぐ力をつくろうとされていますが、その中の一端としてこのことも考えおいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、3項目めに入りますけれども、この3項目めの箱物資産についての施設点検内容等の一元管理についてなんですけれども、この公共施設の在り方について、保守点検には法定点検と任意点検があるようでございまして、この建築基準法第12条に基づく建築物の安全性を確保することを目的とした第12条点検と言われる法定点検、ここについては国からきちんとした制度があっけてきているので、ここに準じてされていることだと思いますけれども、この任意点検につきまして、例えば指定管理者と市の関係といますか、その辺のやり取りについては、今現状何か問題点があればお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） こちらのほう、指定管理者とのやり取りの問題にはなろうかと思いますが、こちらにつきましては所管課の私ども市職員の認識が以前は任せっ切りになっている部分があったのではないかということで私どもも反省しております。以前市民の方からもご指摘をいただいておりますので、そういったご指摘を受けまして、私どもも所管課の職員を一堂に集めまして、注意すべきところとか、あと情報等のやり取り、特に行革の中でそういったものについては民の力でお願いをして業務委託等をやっておりますので、そういったところをしっかりと活用するという意識がないと、ただ委託してしまって、はい、終わりではなくて、委託した以上そちらからも何らかのアドバイスなり知識を引き出すような問いかけなりを市の職員が委託業者のほうにするというふうな、こちらから能動的な働きかけもしていく必要があるのかなというふうにしておりますので、今後はそういった形で、疑問点があれば何でもその業者に聞くというふうなところで進めておる状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 公共施設等の管理マニュアルという統一したものというのは今太宰府市には存在するんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 現在のところまだ統一的な管理マニュアルというのはございません。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 必要だと思うんですけれども、その現場任せで維持管理をしていただくということについては非常に問題があることも出てきましようし、また統一して一元化をして、そのデータを全部管理をするというシステムの中に入れ込むためにも、統一したマニュアルと統一したこういう仕様なんかも全部一元化をしていくためにも、共通のチェックシートなんかもきちんとしていながら、一元化への道の中でまずは公共施設のマニュアルをつくって

いただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私どものほうとしても、その辺は大変重要じゃないかというふうにはもう考えております。そちらにつきましては、できるだけ速やかにする方向で検討はしてまいりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 3項目めと4項目めはもう同じ舞台の中での話なので、そういう組織がまずないというのが一番の大きな問題であって、これは指定管理者であるとか、市が直轄であるとしても、各所管が全部ばらばらで管理をしているわけで、ここに一番の大きな問題があって、ここを一元化をするために、4項目めに出しましたけれども、機構改革というか組織編成をするべきであって、そこにはある程度政治判断が必要であって、以前は副市長が公共施設関係はいろいろなお説明とかいろいろな答弁もされてあったんですけども、今まで再任用でのそういう経験があられる方もここに入ってもらいながら、副市長がトップで、今の答弁では部長がということでしょうけれども、事務方トップの副市長が横断的に動けるような体制を取って、そこに一つの組織をつくって、そこでガラス張りにして、いろいろな問題をそこで調査もできるように、分析もすぐに開示ができるような形を取るというようなそういう仕組みづくりについてはいかがなものでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） ただいま議員からのお話のとおり、公共施設等の総合管理計画の策定委員会、総務部長がトップで今やっておるところでございます。今いろいろと議員からのご指摘がありましたとおり、総合的な判断からしたときに、やはり組織体制につきましても今後は検討してまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 政治判断がある程度きちんとできて、市長との連携が取れて、そこである程度の判断が指定管理者から上がってきたものに対するまた指導をバックをできるような体制だとか、公共施設だけ特化をした形で組織はつくっていただきたいし、そのトップは政治判断ができる副市長であっていただきたいというのが私の要望でございます。その中できちんと統一したマニュアルをつくる、そしてガラス張りにできるような体制をつくるということで維持管理をやっていくということ、そして両輪として公共施設そのものをこれからどうしていくのかというようなこと、この2つをうまくやっけない限り、なかなか公共施設を節約をしていくという方向で目に見える実績ができていかないのではないかと思いますので、ぜひ、公共施設に対しては29年間の長きスパンにわたっての計画でございますので、この公共施設等総合管理計画を具現化するような組織体制と、そして日々の維持管理が明瞭に市民に分かりやすく分析をし、そして提供ができるような組織体制をつくっていただきたいことをお願いをいたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

なお、門田議員より資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、机上に配付しております。

[15番 門田直樹議員 議員発言席にて起立]

○15番（門田直樹議員） 通告に従い質問します。

太宰府歴史スポーツ公園について質問します。

6月議会はコロナ対策のため文書で回答を受けましたが、再質問の機会がありませんでしたので、以下について伺います。

1つ、無許可倉庫群の撤去に関して。

各団体から出された様々な課題とは何でしょうか。方向性を定めるとのことですが、進捗を伺います。

次に、芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について。

弁護士が示した市の対応の具体的な内容と市の実際の対応と結果を伺います。

次に、多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識していると回答されました。まず、このままでいいのか、伺います。また、減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか、伺います。

次に、市民が利用できない都市公園。

より多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいりますと回答されておられますが、使えないのにどう親しめばいいのか伺います。

最後に、太宰府市公園条例の適用について。

最低限原状復帰、つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えますが、ご所見を伺います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 太宰府歴史スポーツ公園についてご回答を申し上げます。

まず、1項目目の無許可倉庫群の撤去に関して、各団体から出された様々な課題とは何か及び方向性を定めるとのことだが進捗を伺うについてご回答申し上げます。

倉庫につきましては、各団体と協議を行う中で、設置に至った経緯、撤去の必要性、撤去する際の倉庫の移転先や撤去費の負担先などについて疑義が示されておりました。その後も各団

体との協議を継続していく中で、市への倉庫寄附の提案が持ち上がりまして、方向性を検討した結果、早急に違法状態を解消するために、9月末までに各団体からの寄附受領を完了したところでございます。あわせて、市の所有物となったことから、倉庫使用団体には行政財産使用料のご負担をいただいております。

次に、2項目めの芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、弁護士が示した市の対応の具体的な内容及び市の実際の対応と結果についてご回答いたします。

市の顧問弁護士からは、芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、故意にしる、故意ではないにしる、誰が行ったかという特定ができない以上、原状復旧を求めることは難しいとの見解をいただきました。市といたしましても、この件について問題意識は持っているところでありますが、かなりの時間が経過していることもあり、特定は難しく、今後に向けて有料公園施設の利用方法の徹底を図っていく所存でございます。

次に、3項目めの多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識していると回答された。このままでいいのか何う及び減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか何うについてご回答いたします。

この点につきましても、先ほど申し述べましたように、市といたしましても問題意識は持っているところでありますが、かなりの時間が経過していることもあり、減少の要因の特定は難しく、今後に向けて有料公園施設の利用方法の徹底を図っていく所存でございます。

次に、4項目めの市民が利用できない都市公園、より多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいりますと回答されているが、使えないのにどう親しめばいいのかについてご回答いたします。

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、一般の人が自由に休息、散歩などの利用ができるオープンスペースを確保する必要があることなどから、運動施設率は100分の50を超えてはならないとされており、その範囲内で運営を行っております。さらには、団体利用の割合が高い週末について、月に2日、有料予約ができない日を設定し、市民の皆様により広く利用いただけるよう努力を重ねております。今後も散策路など有料公園施設以外のスペースも含めまして、全体的により多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいります。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 次に、5項目めの太宰府市公園条例の適用について、回答の規定に合致した倉庫とは何か及び最低限原状復旧、つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えるが、ご所見を何うについてご回答いたします。

令和2年3月議会で可決いただきました太宰府市公園条例の改正につきましては、都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可申請に必要な条項を追加したものであり、市内にある全ての都市公園に適用されることとなります。

令和2年7月15日付で策定いたしました太宰府市都市公園内倉庫等設置許可取扱要綱及び太

宰府市都市公園内倉庫等設置許可運用要領において設置基準等を定めており、自治会などの倉庫等、基準に合致した倉庫等については許可してまいりたいと考えております。

なお、太宰府歴史スポーツ公園の運動用具倉庫につきましては、既に全て市の所有となっておりますので、太宰府市公園条例における公園施設の設置許可の適用対象とはなりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ご回答ありがとうございます。今聞かしまして、ううんというところが感想ですが、少し細かいところを確認と、やや感想も含めましてご質問いたします。

まず、教育部長のその後の団体とのというところで、早急に違法状態を解消するためにというところがありますけれども、この違法状態というのは、具体的にはその法律のどの部分にどう違反しているのか、違反しているのは誰なのか、そういうことであるならば通常処罰等々、罰則規定等ありますが、その対象は誰なのか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 議員ご承知のとおり、今年の3月議会で公園条例の改正を許可いただいております。その内容につきましては、以前は都市公園内には倉庫を置くということの土地の使用についての許可のみでございました。3月議会におきまして、土地の利用以外のいわゆる館施設の許可についても条例で明文化をさせていただいて、整理をさせていただきました。それを受けまして、今年の7月に公園条例等を受けまして要綱、要領等を定めまして、都市公園内及び市内にある公園等に設置できる所有者として認められるのは市及び自治会等ということで、所有者についても限定を図らせていただきました。

以上のことから、市以外の団体等の所有によります倉庫については、要綱等に基づいて違法状態であるというところがございます。市への寄附をすることにより市の所有ということは条例及びその要綱、要領等に定められている内容に合致いたしますので、そうした内容に照らし合わせて寄附をいただいたという形で、それまでが違法の状態であったということの意味合いでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） だから、違法状態のその違法というのはどの法律に違反しているのか、誰が、そしてその罰則等の対象は誰なのか、そこを教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 罰則等ということですが、経過については今申しましたとおり、そういうふうな条例、要綱等で定められた内容とは合致しないというところで違法状態であった。ただ、その違法状態について、罰則を求めるとか、そういうところまでの判断はその時点ではしておらなかったというところがございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 漠然とした言葉遣いなのかももしれんけれども、簡単に言えば都市公園法あるいは本市の公園条例に違法していますよね。きちんとした規定がありますよね。そこを

答えるだけでいいんだけど、あわせて財産使用料のご負担もというところで、これは今ある倉庫についてそうなのかということなんですが、これは後から聞きましょうかね。要は、これが暫定的なのか、恒久的なのか、その辺はまだ多分どうなのかな、予算等もあるんだろうけれども、もう少し後で聞きましょうか。ただ、非常に疑問があります。

また、市の顧問弁護士からはどのところで、特定ができない以上難しいというけれども、そもそも特定をする努力と具体的な何か行動があったのかということで、後からありますけれども、弁護士のところに相談に行ったということの非常に簡単な報告がありますけれども、ここもやや疑問で、後ほどまとめて聞きましょう。

ところで、市といたしましてもこの件について問題意識を持っているというところが、かなりの時間が経過していることもあり、特定は難しくということだけれども、この時間が経過した要因は何でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） ご承知のとおり、この歴史スポーツ公園は、開園以来30年以上経過しておる状況でございます。本日門田議員のほうからお示いただきました倉庫及び航空写真と見られます多目的広場の上空から撮った写真がございますが、我々が確認させていただいている中では、平成8年当時の航空写真においても、かなりの芝生の荒れた状態というか、剥げた状態の確認も取れております。ですので、平成8年以降になりますともう二十数年以上になりまして、そういったいつからどういう行為によって芝生が剥がれたのかというような特定といたしますか、そうしたのも時間の経過とともに難しくなり、経年の劣化によるものも当然含まれるというふうにも思いますし、なかなか誰の手によってこういうふうな状態になったかというのが特定ができないという意味合いでそういう回答を差し上げたところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 以前からそういうふうなご回答をいただいとるんだけど、時間が経過ということで、最後にまとめて言おうと思っていたんだけど、この件に関してここに倉庫を置いた団体であるとか、多目的広場を占有している団体が悪いわけじゃない、直接的には。悪いのは行政ですよ。行政がいろいろなその当時、当時の思惑、当事者の、そういったところで内々なしなしにやってきたところがこの時間の経過じゃないですか。それは監査も指摘している。そういうのはきちっと認識してください。

もう少し続けますと、ところでこの有料公園施設の利用方法の徹底を図っていくということで、今さらながらの感があるんですけども、そもそも有料公園施設、平成29年だったかな、これができたんですが、ここら辺もちょっと後からまとめて聞きましょうかね、簡単な。ここでは文言の確認ぐらいということで。

ところで、最後のほうで、都市公園は一般公衆のというところで、有料予約ができない日を設定しというお答えがありましたけれども、これはこの前までは一般開放日とか市民開放日って言っていましたよね。ちょっと表現変えたようですが、理由を聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 特に理由というのはありませんが、公園というのは、おっしゃるとおり自由に皆様が利用できるのが当たり前という前提の下に、逆説とは言いませんが、そういったことで当然のことながら幅広い市民の方々が自由に利用できる、いわゆる占有して使用ができる有料施設については予約ができないというところの日程を月に2日設けさせていただいたという判断でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 有料予約ができないというだけの話なんだけれども、以前ずっと使っていたいわゆる開放日というのは、一般開放というのは一般じゃないという意味ですよ。あそこベンチ、あずまやがあって、あそこにベンチがずらっとあるんだけど、あの中に1か所だけ一般専用とつけた画像がありました。それもここへ載せようかと思ったんだけど載せてないんですけれども、ところで行政用語というのは、我々庶民というか、普通の人間からすると少し文言の意味が乖離したようなところがあるので、ちょっと確認ですが、この一般の反対というのはどういうふうな言葉ですか。

いや、以前の一般開放の一般の反対。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 一部の人に限定したというふうな意味合いになるかとは思いますが、これも。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 特別ですたいね。一般だったら、特別とか特殊とか、そういうふうなことです。つまりこの前笠利議員が質問した中でも指摘されてあったけれども、そこはあの言葉の裏というのは、裏も何も表も裏も、ここは特定の人、特別の人の使うところだよ。一般市民はたまに使わせてやるよということやったでしょ。だから、この言葉を変えたのは前進したと思います。

最後に、都市整備部長のお答えにありました基準に合致したというところですが、ここはもう今から詳しくやっていきたいと思います。それでは、今お答えずっと伺ったんですけれども、まず初めにこの歴史スポーツ公園について基本的なことを少し伺いたいと思います。

まず、この公園は、今までの議会での回答で、太宰府市公園条例第1条の4の第4号は、運動公園だけで総合公園という捉え方はしていないと、これは去年の6月定例会で当時の都市整備部長が答えたんですが、告示公園として開園していると、ここで告示公園というのも出てきたんですね。これは去年の7月に県との協議文書を開示された分のことを言っとるんですが、こういったいろいろな公園の種別的な名称が回答として受けとるわけですよ。まとめますと、本公園歴スポは、都市公園法の適用を受ける都市公園で、都市公園台帳に記述の太宰府歴史スポーツ公園、地区公園ということ、都市公園の規模から都市公園法施行令第2条第4項、一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供す

ることを目的とする都市公園ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今回の歴史スポーツ公園につきましては、今議員ご指摘のとおり、都市公園ということで認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 都市公園とは何かということも最後に言ったんだけど、それを含めてそうだというふうに聞きましょう。

そこで、都市公園台帳を見て疑問に思うんですけども、歴史スポーツ公園における都市公園台帳の調書の記載事項ですけども、都市公園法施行規則第10条第2項、調書には都市公園につき少なくとも次に掲げる事項を記載するものとするの中で、敷地面積、運動施設についてはその敷地面積、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合など、都市公園台帳の作成には敷地面積が必須になっています。しかし、本市の歴史スポーツ公園の公園調書を見てみますと、敷地面積という文字は、運動施設の敷地面積の公園、見出しのところの一覧のみです。しかも数値は、法の要求事項なのに空欄となっております。また、基礎となる当該都市公園の敷地面積についても、この調書は、公園区域面積、開設面積、公簿面積など、法の要求する文言とは異なった表現です。また、議会では、池の面積は修景施設として公園の面積に算入とか、県との協議で修景施設として池を公園に算入のような表現が多く使われています。

そこで3点、公園の敷地面積、運動施設の敷地面積、そして運動施設敷地面積総計の公園施設面積に対する割合、運動施設の割合ですね、3点伺います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） お答えさせていただきます。

公園の面積でございますが6万5,699㎡、それから運動施設の面積でございますが、こちらについては多目的広場、テニスコート、弓道場、相撲場ということで、合計が1万5,075.6㎡で、率でございますが、22.9%と考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 先ほど1答目にオープンスペースという言葉ありましたよね。一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があることなどから云々と。池の上でどう休憩すればいいのか。池の上、散歩できますか。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらのほうの中にあります池につきましては、修景施設ということで市としては考えており、先ほど議員からもおっしゃられたように、県のほうにも確認を取りまして、こちらにつきましては公園管理者のほうの判断ということになっておりますので、

この2つの池、大池と篠振池につきましては修景施設というふうに認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） この大池と篠振池、それぞれの底地は市の土地でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） はい、そのとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 公園施設ということですから、水道の管理等々、これは市の指定管理者等がやっておられるわけですかね。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 日々の管理につきましては、その周りの沿路等の管理についてはこちらのほうになりますけれども、今議員さんがおっしゃられたとおりになります、池そのものの排水施設等、そういったものについてはため池の管理者ということになります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 要はため池なんですね。水利組合さんが管理されてあるんじゃないかと思えますし、また話はずれますけれども、ここの堰堤等についても何かいろいろ課題があるようで、昨年来ずっとやっておりますため池の調査等にも該当しとるのじゃないでしょうかね。

この池も、例えばここの池が修景施設ということでしたら、篠振辺りへ入っていく右側で、あそこが園の一部と理解している利用者というか市民というのはまずおられないと思うけれども、一例を挙げれば、あそこで非常に悲惨な事故だったですけれども、数年前に車がフェンス突き破って落ちて、何人が亡くなられましたよね。あれはじゃあ歴史スポーツ公園内で死亡事故が起きたということですかね。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 大変痛ましい事故といえますか、お亡くなりになりました。こちらの事故につきましては、今議員ご指摘のとおり、池のほうに自動車が入り込んで、水没して亡くなられたということで聞いております。場所的には、今ご指摘のとおり、この篠振池のほうへ突っ込んだということで聞いておりますので、この修景施設の池の中で亡くなられたということだということで考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 細々申しまして、もうそういうふうに我々はするということで、県のほうは県として指導はできないからそれぞれで考えてくれということみたいですから、ここはそこまでにしますけれども、もう一つ、ふれあい広場のほうですね。ほとんどもう団地の中の一街区公園という形にしか見えないんだけど、間を道路が通っていますよね。まず、あの道路は市道、太宰府市の道であるのか、道路法で規定される場所の道路であるのかを聞か

せてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） そちらの道路につきましては市道でございます。また、道路法上の道路ということになります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） もしそこで事故等交通事故があれば、ということは道路交通法でいろいろ判断がされるということでしょうが、同時にあそこは園路でもあるのかな。あそこは園路ではなくて、もう全く歴スポとは関係ない部分でしょうか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） あちらの道路につきましては、先ほど申し上げましたとおり、道路法上の道路ということで、歴史スポーツ公園とは直接は関係ございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） では、ふれあい広場ですか、あそこは飛び地ということになるわけですね。実際大きな大会とかをやるときに駐車場として使っていることは見たことあるんですけども、ちょっと違和感があると。はっきりした公道で切られたところが、これは考え方というか、見方にはよるかもしれません。

続けます。

ため池とふれあい広場について少し聞きましたけれども、もう少し言いますと、このため池、ふれあい広場、運動施設面積の50%、100分の50に関して疑義があるんですけども、これをおっしゃるとおり仮にそのまんまとしても、この池の面積を除いて運動面積をしたら、これはもうほとんど50%を超えるというのは前々回の一般質問で私が示したところです。仮におっしゃるとおりだとしても非常に少ないじゃないですか。それはまず理解をしていただきたい。何のためにそんなに大きくしたのかというのはあるんですけども、これは次回というか、多分もう今回で終わらんでしょう。

続けますが、次3点目、倉庫群について、ちょっとここが長いというか、いろいろありますから、移ります。

物置の現状は、今お伺いしたように、今あるものをまずは寄贈を受けたと。つまりもう所有は放棄されて、市のものになったということですよ。ということは、これは3月に条例の規定へ追加したもので、どっちに当たるのかという、つまり管理者、要するに市のものなのか、あるいは第三者が置いているものをどう認めるかの問題なのかとかというところをどう聞こうかと思っただけなんです。つまり管理者以外のものの公園施設ではなくて、都市公園の占有物、いわゆる市のものということになるようですから、そしたら都市公園法第7条の第何号に該当するのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） この施設の倉庫につきましては、都市公園法の施行令第5条、それ

の第4項、こちらのほうに運動用具倉庫という規定が明記をされております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 確認しますよ。都市公園法施行令の第5条の第4項にある運動施設、野球場、ラグビー場等々ありますが、そういったものと、この中の具体的にもう少しいいですか、この第5条第4項のどこなのか。それとも、この第2項の前号に掲げるもののほかにのところかな。もう少し具体的に言うてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 第5条の第4項の第1号です。そちらの今議員おっしゃられたように、野球場やサッカー場等の記載がございますが、その後ろのほうに運動用施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他、それらに類する工作物というふうに表記されております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 私はこういう別に法律に詳しい人間でも何でもないんですけども、ここの都市公園法で求めているもの、ここの第5条の第4項で言っているところのこの施設というのはそういうものでいいのかな。これは建物であったら建築基準法であるとか、いろいろな耐震基準であるとか、構造令であるとか、そういったものを全てクリアして、当然のことながらいろいろな専門の資格を持った人、事務所なりがきちんとした報告を出して初めてそうなるものじゃないかなあ。そういうところはどうですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの倉庫につきましては、都市公園内に設置する倉庫につきましては、構造やその面積規定等はありません。したがって、この都市公園内に設置する倉庫につきましては公園施設ということになります。この件につきましては、県の公園街路課のほうにも確認をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 先ほど冒頭言いました暫定的かどうかというところが今答えを急ぐということにはならないと思いますけれども、現状であの受け取ったものがどうなのかということに関して、市のものになれば、もしそれで事故等があれば市の責任です。あるいは、どこか飛んでいって、どこかに当たっても市の責任です。そういったことに対するまず物が安全であるという担保はしっかりあるのか、あるいはそもそもいつから置いて、どれぐらいの計になるのか、そもそもそういうふうな価値があるのか。もしなかったら、これは産業廃棄物と一緒にしょ。そういうふうな物に対するきちんとした調査検討は行われたのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） いつからというのは、すみません、私、今認識しておりません。申

し訳ございません。

この倉庫につきましては、寄附をいただくに当たりまして、現地、私どもも直接確認をした上で、私だけじゃありません、職員も一緒に確認いたしまして、基礎等についても強度等も確認した上で寄附を受領しております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 目視でということですけども、再度この辺は詳しく確認、予算も関わってきますから、3月あたりで聞きたいと思うんですが、暫定的なことだと思う。というのは、幾ら太宰府市が財政的に苦しいにしても、そういう形で公共物が設置されるというのはおかしい。やるんだったらしっかりした予算を組んで、しっかりしたものを造って、きちんとした各法令にちゃんと合致したものを造るべきです。繰り返しますけれども、置いたほうはいいと言うから置いてきたんでしょ。それはいいって言ってきたほうの責任です。その責任もあるから、さっき言った長い期間というのはその責任です。そしたら、それはもう市が負うしかない。それはきちんとしましょう。そして、あそこはきちんと更地にして、そしてもう少し言いますが、今運動施設と言われましたけれども、現状のその倉庫が、運動していた運動施設の敷地です。敷地はどういうふうな見積りでやっておられるのか。何か境界とか別に見えませんが、そうすると、さっき言いました運動施設の割合も変わってきますが、どうでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの倉庫につきましては、運動用具倉庫ということで公園施設ということになりますので、先ほどの施行令のほうの第5条の第4項のほうに規定されています公園施設ということになりますので、公園施設の面積が変わってくるということになります。建築物の歴史スポーツ公園の中にあります建築物、現在579.4㎡、こちらにつきましては、それが倉庫の分13.6㎡、こちらが増えるということになってまいります。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） まだ残っとりますんで急ぎます。

そしたら、都市公園法施行令には、あっ、そうか、これはもう許可じゃないですわね。うちのになったから違う予定で立てとったもんで。そしたら、もう市に贈られて、もう市が受け取ったという前提だから、もうその前のことをあまり言ってもなんですが、じゃあもう多目的広場に関してですが、まず多目的広場です。

その前に、先ほど警察の話もありましたけれども、その被害届を出すとか出さんとか、その問題以前に、被害額、損耗額という、好きに読み替えていいですけども、これいつだったかな、平成30年6月の総務文教常任委員会で認めて、結局今適切でないということで取り下げられた46万6,000円がこれがフェンスの破損の大まかな費用ということでしょうが、この芝生の

原状復帰に関する費用は見積もられましたか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 今お尋ねの芝生の剥げた部分についての工事費及び養生費用等について  
の見積りは、具体的には行っておりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 人為的なものか、経年劣化ですか、自然損耗ですか、分からないという。これ見て分からないわけじゃないじゃないですか。こういう形で自然が働くことはないですよ。それはそれですけれども、ただ先ほど今後は有料化で徹底を図ってまいりますという割にはそういうこともやっとくべきでしょう。これぐらいのことはこれぐらいの大きなことなんだよと。ただ、もう少し言わせていただければ、そういうふうなことをきちんと吸い上げて、ほいでそこの利用です。利用をちゃんとどういうふうに。だけん、勝手に何ですか。したことは悪いと。しかし、させたことが悪い。だから、それをもう本当は分かっていたと私は思っているんだけど、それをそのままにしたのが悪いんです。やっぱり行政が悪いんです。これをきちっとちゃんと解決を進めていけばいいんですよ、いろいろな団体としてやっているんだから、ということをちょっと言っときたいと思うんですが。

多目的広場に関しまして、もうたくさんあるんですが、まず教育長に少し聞きたい。

まず、教育長の前の江口教育部長の令和元年の9月議会、その後の12月議会もそうだったけれども、都市公園法にのっとった太宰府市公園条例に基づく有料公園施設と回答ということ、そもそも歴史スポーツ公園の多目的広場とは何でしょうか。そこを考えるんですが、都市公園法施行規則のどれに該当するのかということですが、考えられる該当施設というのは、もう単純に多目的広場という名称から、都市公園法第2条第2項第1号の園路及び広場が適正と思いますが、どうでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） すみません、私もかなり勉強いたしましたけれども、今おっしゃっているその多目的広場が何に該当するかということでもありますか。

（15番門田直樹議員「うん、だけん、この法の中のどれか。園と広場が。部長でも」と呼ぶ）

○教育長（樋田京子） よろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 多目的広場ではありますが、運動施設の中に組み込まれた多目的広場、占有を許可するということも含めまして、そういうふうな理解をしておりますけれども、申し訳ございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 通常条例はいろいろつくっていいけれども、上位法であるところの法律、法令を超えることはできませんよね。そこで定められた理念を条例で好きなように変える

こともできないし。

そこで、現在は利用可能競技が少年ソフト、少年ラグビー、グラウンドゴルフと、公の施設としては、ちょっと言葉があれですが、児童を差別するというか、使いたいけれども使えないと、こういう問題が出てきたのもそこなんです。周りの子どもたちが使いたいけれども使えないというところから出てきたんです。何とかしてくれと。で、都市公園法の本来の目的である都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするには大分かけ離れたものになっていると思うんです。

そこで、まず利用可能競技が都市公園の多目的広場、これ土の広場と芝の部分がありますけれども、土曜日曜は特定の団体に入っていなければ使えないという、これまた本当にもう差別という言葉は強烈かもしれんけれども、実際にそういうふうなつらい状況がある。この利用形態から考えれば、都市公園法施行規則第5条第4項第2号の都市公園ごとに当該地方公共団体が条例で定める運動施設が該当になるんじゃないかと思うんです。分かるでしょ、ゆっくり読んだし。そうすると、太宰府市公園条例に定められておりません、これは。となると、都市公園法施行規則第5条第4項第1号のどれかということになります。となると、利用可能競技種目の整理が必要となってくる。もう簡単に言いますと、あそこにずらっとありますよね、競技、競技、競技って、先ほども部長も言われたように。その中のどれかにもう特定する必要が出てくるんじゃないか。あるいは、それを整理する必要があるんじゃないか。それともう一つは、市長は、前回私の質問で、サッカーもいってはっきり明言されましたんで、その辺の整理はどうなっているのか。ちょっと聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 多目的広場を使用して利用できる競技種目の整理をということですかね。

（15番門田直樹議員「まず、それを」と呼ぶ）

○教育部長（菊武良一） 以前は開設当初は、議員おっしゃるとおり、サッカー及び成年のソフトボールも利用されておられたというふうに記憶しております。その利用する中で、サッカーボールが公園を散歩される方に当たったとかということも実際あったというふうに聞いておまして、現在は先ほど言われました少年ソフト、ラグビー及びグラウンドゴルフという種目で利用を許可をしておるという状況でございまして、その競技種目についての協議といたしますか、こういったものを対象とするかということまではまだ現在のところは協議が進んでおる状況ではございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 公園内に開園当初から設置されている案内板、制札板ってあるんですが、「ゴルフ、キャッチボールはやめましょう」と明記されています。ただ、多目的広場に隣接の入り口広場に設置している案内板、陶板、焼き物でできた消せんはずのやつが何か削って消されているという。これは誰が、市がやるんだったら全部外しゃあいいんだけど、その

辺のことはご存じですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 看板が一部削られている部分は、確かに現在現地で確認はさせていただいたところですが、誰がというところは正直言って分かりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういう現状があのままでもいいのかなというのがありますが、ところで平成19年9月決算特別委員会、私が2期目の1年目のときの決算委員会で、社会教育課長、当時の、歴史スポーツ公園については、当初はラグビーとサッカーに限定というふうなことで整備しておりましたと回答しておられるんですよね。この辺から何か混乱してきて、開園当初は野球やソフトボールでできなかったのかなあと。しかし、そうでもないみたいで、だから簡単に言いますと、このそれぞれの認めてきた大まかなヒストリーもちょっと聞かせてほしい。当初はこうだった、いつ頃から、これぐらいからこれがいいと。そうしないと、例えば先ほどの有料公園条例、平成29年にあったでしょ。ところが、平成22年には様々なそういうふうな案件、ソフトボールの話なんか出てきているんです。使っているのか、いかなのか、それを誰がどうやって決めてきたのか、周知されてきたのか、そこが曖昧だからこんな問題がいろいろ出てくるんですよ。何度も言うけれどもソフトボールが悪いんじゃないんです。はっきりした堂々とやれるような仕組みが必要ということを行っているんですわ。ちょっとその辺聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） ここは開設当初から多目的広場を利用してできるスポーツの種目が現在に至るまでどういうふうに変わってきたかというのは、申し訳ございません、私は承知しておりますが、先ほどからおっしゃるとおり、この多目的広場を利用することについての許可をする側の責任または利用する側の責任、それぞれの責任が曖昧であったり、不明瞭であったことが現在に至っておるのではないかというふうに自覚をしておりますので、今後はそういったことがないように対応させていただければというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 都市公園の多目的広場というもの、特にこの太宰府の歴史スポーツ公園、地区公園は、公園全体が市民公園、特に多目的広場は、幼児から児童から少年少女、そして大人までが公平公正に、地方自治法の第244条、公の施設の普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとするとしているんです。この第3項には、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないともなっています。運動施設ということでは何やってもいいというわけでもないんです。確かに運動施設を設けることはできます、100分の50を超えない範囲で。でも、その運用というのは、やはり配慮が必要と。運動公園は、そのために太宰府市は運動公園条例持っているじゃないですか。運動公園だったらいいんです。運

動公園だったら、本当に安全で十分にできるようにすればいいんです。そこが一つ。

このことを考えますと、私はこの公園施設の名称が多目的広場という名称であれば、競技種目を限定して、特に土日祝日が特定の団体の児童でなければ使えないというような状況はちょっと看過できません。そこがいかんというんじゃなくて、そういう状況がいかんのです。

そういうことでしつこく質問しとるわけでございますけれども、最後の項目もあまり時間がありませんので、こういうふうな状況について、市長にちょっとお答えいただきたいな。もう去年の6月に始まりまして、6、9、12、そして3月はなくて、6月は文書回答、9月はちょっと別件しましたが、こうやって毎回やってきとるんですが、いや、これはもう取りかかったやつですから、解決するまでやるつもりではあるけれども、まずあまり細々したことを聞くとあれですが、まず監査。監査の数回にわたる指摘をはっきり言ってないがしろにしとったわけですよね。ようやく今そういうふうな方向に来とるけれども、これらの全体的な責任、ちなみに市長になられて最初のときに監査がたしかあったと思うので、全く無関係じゃないんです。かなりの年数の中でいろいろな人が関わってくる中でこういう状況になつとるんですが、どういうふうに総括していかれるのか、よりよい施設にしていくのか、ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 監査の指摘を私が就任した後いただいております、私も問題意識を当然持っております。そうした中で、まずはこの監査の指摘の根幹でありました倉庫、これが倉庫自体が根拠のない形で設置が続けられているのではないかと。過去にそうした倉庫を設置する過程もあったようでありますし、当時の行政の様々な約束等もあったかもしれませんが、結果として倉庫がそこに設置をされていて、監査の指摘でその状態を正すべきだというご指摘がありましたので、まずは監査の指摘を正すべきだという思いで、私も、随時門田議員の、また笠利議員などのご指摘もありましたので、問題意識を持ってその解決に努めてまいりました。各団体なり議員の皆様とも意見交換しながらこうした状況まで至ってきたところであります。

一方で、監査の指摘だけにとどまらず、先ほど来ありますように、あらゆる太宰府市内の公園をできるだけ皆様により広く愛していただき、使っていただくためにどうするべきかということを考えていくことも併せて必要だと思っております、そうした中で先ほどサッカーという話ありましたけれども、私はこの歴スポだけのサッカーということではなくて、あらゆる公園があって、サッカーをしたり、ボール遊びをしていると逆に怒られてしまうという公園もあるようですし、このようにいろいろな占有をする中でほかの方が使えないというそうした意見もあるようでありますので、様々な市民の方がおられて、市民の方のそれぞれの利益なり意見がある中で、できるだけ最大公約数といいますか、そういうものを確保していきたい。そういう思いの中でできるだけ前進を図りたいという中で、例えば週末も予約ができないようにしたり、この点は団体の方からすると不本意かもしれませんが、そこはご理解をいただきながら進めていきたい。また一方で、あらゆるほかの施設も含めて広く使っていただけるよう

なそういう工夫もしていきたい、そういう考え方でおります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 市民、当事者としても、現にそこを使ってある団体とか子どもたちとも当然そういういろいろなお考えがあろうし、一般市民は違う考えもあるし、近隣住民はまた違う考えがあると思う。そういったものを全てまとめていかれるというのは大変だと思うけれども、今までの旧弊といいますか、今までの私が平成15年に議員になったときからそうなんです。あまり細かいことを言うとあれですけども、もう知らんところで分からんところで勝手に決めて、それがいつの間にかもう当たり前になっていくのが常だった。それじゃあいかんということで少しずつ変わってきたんです。そして、市長はそういうふうな前のよくないところを変えるということを訴えて出てこられたんだから、ぜひ変えてください。

そして、職員のほうにはいろいろお願いしたいことはあるんですけども、まずいろいろな意見が出たんでしょうね。倉庫のことだけじゃなくて、いろいろなことが出たと思います。そしたら、例えば大佐野スポーツ公園、あそこは立派なところがあって、空きも若干ある。ところが、何がいかんかという、応援する場所がないんです。それは前も私言ったけれども、そういったところをきちんと整理しましょう。小学校のグラウンド等には社会体育倉庫があります。非常に役立っています。あまり細かなルールというか縛りもなく、各団体がやや自由に使っておられるようですから、そんなところも含めて、あまりこの辺の2つの希望とか利益がち合っとうならんように何とか頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 船越隆之議員 議員発言席にて起立〕

○3番（船越隆之議員） よろしくお申し上げます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1件目、太宰府市観光経済のV字回復についてお伺いします。

9月の一般質問において質問させていただきました。また同じ質問をすることを申し訳なく思いますが、前回の質問が不完全燃焼に終わったので、再度質問させていただきます。

9月の議会から2か月経過いたしました。太宰府観光経済のV字回復の方向性をお聞きします。

また、V字回復の一助として実施されてある事業者向けのコロナ対策のアイデアコンテストについては、事業者の公募による募集をしているとお聞きしました。現在までに何件の募集があったのでしょうか、またコンテストの審査はどのように行われるのでしょうか、お伺いします。

2件目、歴史と文化の環境税についてお伺いします。

本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、太宰府市にある一時有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税として創設されています。太宰府市の歴史と文化の環境税の用途については、観光、産業の振興、環境の保全等まちづくりのために使用されますと記載されていますが、その用途についてお伺いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により太宰府市に来られる観光客が減少する中、次年度の歴史と文化の環境税も減収になると考えられます。市としての見解をお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 1件目の太宰府市観光経済のV字回復についてご回答いたします。

まず、9月議会において一般質問した件について、新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市でもクラスターが発生する中、V字回復の方向性は見いだせているのか伺うについてでございますが、議員ご指摘のとおり、現在市内でも新型コロナウイルスの感染症のクラスターが発生しており、全国的にも感染拡大局面に入っていると考えられ、今まで以上に予断を許さない状況となっております。

本市といたしましては、現在、本市への来訪者や本市で経済活動を行う市民の皆様に対し、感染防止に対する啓発や安心感の醸成を図ることができるよう、これまで太宰府市事業者等感染防止対策支援金の交付、体調が悪くなった来訪者が相談できる窓口を設けるなどの対策を行っております。さらに、年末年始に向けまして、マスクを忘れてきた方等へ個包装のマスクを西鉄太宰府駅や観光案内所、太宰府館、有人の駐車場などで配布いたします。また、サーモグラフィを購入いたしまして、西鉄太宰府駅構内や観光案内所、太宰府館などに配置いたします。これらの安全対策の事業を行い、当面は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に万全を期すべきであると考えております。現状では新型コロナウイルス感染症拡大防止を第一に考えていかなければなりません。太宰府市の観光経済のV字回復に向けましては、太宰府天満宮、太宰府観光協会、太宰府市商工会、九州国立博物館と太宰府市の5者で構成しております太宰府ブランド創造協議会をはじめとする関係団体の皆様と知恵を出し合いながら取り組んでまいりたいと考えております。また、民間活力の活用といたしまして、先日包括連携協定を締結させていただきました西日本鉄道株式会社様や九州電力株式会社様と交通拠点の魅力向上に関する取組やコト消費など、体験型のふるさと納税返礼品のご提供、観光資源を活用した新た

なツアーの企画、太宰府の梅を活用した太宰府ブランドの商品開発など、連携を取って実施してまいり所存です。新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済の両立という大変難しいかじ取りとなりますが、国際観光都市太宰府としてできる限りの対応を行ってまいりたいと考えております。

議員のご質問にございました感染防止対策支援アイデアコンテストにつきましては、12月14日時点の応募件数は若干数となっておりますので、太宰府市事業者等感染防止対策支援金の受付と併せて応募期間を3月1日まで延長いたしまして、さらにアイデアを募ってまいりたいと考えております。

審査につきましては、太宰府ブランド創造協議会の団体から審査員を選出いたしまして、公益性、安全性、簡易性、低廉性、独創性といった項目につきまして審査を行っていただく予定でございます。表彰された好事例につきましては、市のホームページや広報、LINE等で公表し、事業者や市民の皆様にご利用していただけるように広く展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 続きまして、2件目の歴史と文化の環境税の用途についてご回答いたします。

歴史と文化の環境税の用途につきましては、条例の趣旨に基づき、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業3つの事業体系に整理し、それぞれのバランスも考慮しながら事業を実施しています。

概要を申し上げますと、歴史的文化遺産の保存活用事業といたしましては、市内史跡地の整備やライトアップなどの事業を実施しています。また、来訪者へのおもてなし事業といたしましては、増加する外国人観光客に対応した事業として、マナーDVDの制作、配付や観光用公衆トイレの清掃強化、市内の主な観光地での無料Wi-Fiの整備など、その時々状況に対応した事業などを実施しています。さらに、CO₂などの環境負荷削減事業といたしまして、初詣や観光シーズンでの交差点交通誘導警備はもちろんのこと、近年では自動車の渋滞状況がインターネットで把握できるライブカメラの設置やカーナビゲーション上で駐車場の満空状態が確認できるVICSでの情報を1年間を通じて発信しています。

なお、同条例第16条の規定によりまして、識見者、関係団体、駐車場事業者、市民の方で構成しています市の附属機関である歴史と文化の環境税運営協議会を毎年度開催し、市が計画実施しようとしております事業が歴史と文化の環境税の目的に合致しているかどうかなどについて様々なご意見をいただいた上で、翌年度事業として予算計上しているところです。

次に、今年度の歴史と文化の環境税の税収についてですが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして大幅な減収になる見込みです。さらに、次年度以降の税収につきましても、現時点ではとても厳しいものと予測しています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

では、コンテストの10万円の内訳で、金賞5万円、銀賞3万円、それから銅賞2万円というこの金額に対してどのような審査がされるのか。私が聞いたところによると、応募の件数は10月の時点で3件でした。12月の時点で4件。ということは、計4件ですね。それから、応募が少ないということで公募を延長したということですが、そこまでコンテストをしなければいけない理由が何かあるのかを説明ください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） まず、審査につきましてでございますけれども、先ほど議員おっしゃってありました金賞5万円、銀賞3万円、銅賞2万円というところでございますけれども、こちらは全ての賞を必ず該当者を選ぶということは考えてはございませんでして、内容を審査させていただいて、先ほど申し上げました5つの項目等で秀でているところがございましたら、それぞれに応じて賞を考えていきたいと考えておるところでございます。なので、該当者なしというところの賞も出てくると考えております。

続きまして、公募を延長するというところで、なぜそこまでしてコンテストを実施する必要があるのかというご質問でございますけれども、こちらは併せて実施しております太宰府市の事業者等の感染防止対策支援金のほう、こちらの受付も延長を3月1日までさせていただきたいと考えております。そこで、現在新型コロナウイルスの感染も第3波が拡大しておる状況でございますし、感染拡大防止に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないというところでございますので、そういったことも考慮いたしまして延長をしていきたいと考えております。

そこで、併せてこちらのコンテストにつきましても、こちらのコンテストというのはアイデアを募集して、いいものについては市民の皆様幅広く展開させていただくというところが趣旨でございますので、こちらについても併せて延長させていただきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） このコンテストですけれども、要するに必ずしもその金賞、銀賞、銅賞があるとは限らないということですが、じゃあなぜ公募するんですか。公募する必要ないんじゃないですか、そういう賞を出さないということであれば、該当者がいないということであれば出さなくていいんじゃないですか。無駄なお金じゃないですか。

ちょっと待ってください。

私が言いたいのは、このコンテストをすることによって、公募が少ないということは、応募しても意味がないということの事業者の反応なんです。必ずしも応募したからといって、自分がそれに当たるという可能性がないわけでしょう。確実性がないわけでしょう。そんな無駄な時

間使うぐらいだったら、自分で商売しよったほうが良いということなんです。だから、ここで何でわざわざコンテストまで、それを延長までして無駄なお金を使わないのかということなんです。私は前回も言いましたよね。こんなお金があるんだったら、弱者を助けてくださいと、支援をしてくださいと言いましたよね。

1つ言います。最近ある店を出たときに高齢者の方から呼び止められて、市議員さんですよ。市長は事業者は助けるけれども、高齢者は助けられないよ。私、答えようがなかったです。ただ、申し訳ございませんって言いました。どうこれを考えられるんですか、どう受け止められるんですか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 議員のご指摘でございますが、そういったお金があるのであればほかに回すべきではないかという趣旨というふうを受け止めましたけれども、まずこちらのアイデアコンテストでございますけれども、こちらは感染防止拡大に向けてのアイデアを募集したいという内容のものでございます。それ以外にも、先ほど高齢者に向けて支援が足りないではないかというふうなご指摘もございましたけれども、高齢者の皆様に向けてはそちらの事業を行っておるところでございますし、がんばろう令和支援金ですとか、そういった昨年度から収入が減少した事業者の皆様に対してはそちらで支援をさせていただいているところでございますので、それとはまた切り離して、アイデアを募集させていただきたいという趣旨でこちらのコンテストは実施させていただいております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 市長の答弁の中で、15億円の対策によって太宰府市は他市よりも手厚い対策を取っていると確信しておりますとおっしゃってありましたが、ほとんど市民に対してもそういう思いやりがあるのかなど。市民に伝わっているのかなという思いはあります。何でこういうことを言うかということ、市長が、コンテストについては率直に申しましてたかが十数万円ですと。これは15億円の対策費の一部ですと。そういう言葉を言われたということはおかしいですか。たかがです。たかが10万円とかそういう発言をすること自体がおかしいでしょ。それに対して、市長、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしても、高齢者の方も含めて15億円のうちの9億円分が個人分です。事業者では6億円です。ですので、半分以上の部分が個人向けであるということであり、全体の額としてコンテストの部分は非常に小さい部分であるということが趣旨であります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） いや、そのコンテストのお金は少ないかもしれませんが、高齢者の方で年金生活をされている方を助けてやれないですかという意味を込めて私は言ったはずな

んです。事業者を助けるのは僕は助けてはいけないとは言いませんけれども、それに対してそういう弱者を助けてくださいって。太宰府市民でしょうが。事業者だけが太宰府市民じゃないですよ。聞いてください、人の話を。今言っていること分かります。事業者だけが市民じゃない。7万2,000人の市民がおるんですよ、太宰府には。その中に高齢者の方が2万622人おるんです。その中でも年金生活で大変だという人たちがいっぱいおるんです。それにも支援をしてくれということを私は言っているだけの話です。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事業者を助けることももちろんでありますけれども、先ほど申しましたように15億円のうちの6億円です、事業者。個人が9億円です。今取り寄せていますけれども、当然高齢者、団体向け、高齢者向けの個人向けが9億円ですから、15分の9ですから、そちらのほうがもちろん個人向けの支援にもより多く振り向けていることが事実であります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） それは分かりますけれども、だから何でコロナのこういう無駄なお金を使うぐらいだったら、もうちょっと支援してくれということなんです、市民から言わせると。だから、わざわざこのコンテストなんてしなくていいでしょ。何か意味があるんですか。これV字回復になるんですか、これで。このコンテストをすることによって、太宰府市の経済のV字回復になるのかどうか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 議員のご指摘でございますけれども、コンテストを実施することでどこがどのような形でV字回復につながっていくのかというご指摘でございますけれども、確におっしゃるとおり、ほかにも実施しなければならない対策は多々あるかと思えます。その中で私ども考えさせていただいておるのがこういったコンテストという形でございますけれども、決してお祭り騒ぎでやっておるわけではございませんでして、こういったことをやることで、しっかりと対策をされている事業者様、工夫をしてコロナ対策を実施されてある事業者様に対して何らかの報いを市としてもさせていただきたいという思いでこういった事業を考えております。

そこで、そういった内容が本市に限らず、ひいては全国に展開させていただくことによって、本市に限らずでございますけれども、経済の回復にはつながっていくのではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） コロナ対策は分かりますけれども、V字回復をするために東谷理事が来られたんですよね、2年間かけて。その2年間のうちの今もう2か月たっています。じゃあ、その方向性というのはどういう形で今向いてあるんですか。どういう方向にいつているんですか、V字回復のために。それが少しでも決まっているんだったら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） V字回復の方向性についてご回答させていただきます。

こちらは7月1日、私が着任させていただいたときでございますけれども、太宰府のブランド創造協議会というところで取りまとめていただいた太宰府市の観光、経済のV字回復に対する方向性についてというので方向性を示していただいたところでございますけれども、そこで3点挙げさせていただいておったと記憶しております。

まず1点目は、観光関係です。観光ルート以太宰府型観光をアピールしていきましょうということで、こちらについては先般コロナ減観光ルートというのを提示させていただきましたけれども、こちらは太宰府市、なかなか太宰府天満宮様には参拝する方々が多ございますけれども、なかなかほかのところに回遊性が乏しいというところで、回遊性を高めるためにこういったコロナ減を祈願するという趣旨で、客館跡から始めて竈門神社様のほうにまで行くというルートを示させていただきました。こちらをモニターツアーとか旅行会社様に企画いただいたりとか、そういった形で観光ルートをしっかりとアピールしていきたいと考えております。

2点目といたしましては、こちらがプレミアム商品券の内容でございましたと思いますが、こちらも非常に好評を博して、おかげさまで太宰府市商工会様が中心になってプレミアム商品券を発行していただきましたけれども、こちらもほぼ完売したというふうに聞いております。そちらで非常に効果もあったのではないかと考えております。

3点目といたしましては、安心の創出施策ということで、こちらは今第3波ということで非常に新型コロナウイルス感染がまた拡大しておりますけれども、そういったことを訪れる方も住まう方も安心して太宰府にお越しいただきたいという思いで、安心創出策という形で太宰府市の自動車等の支援金ですとか、こちらのアイデアコンテストもこの一環としてさせていただいたところでございます。こういった策を進めていくことで、V字回復に向けての基盤を整えていきたいと考えておりました。

そしてあと、中・長期的な課題といたしましては、太宰府の観光推進基本計画、こちらはまだウイズコロナ、アフターコロナですとかそういった要素が含まれていないとか、令和のよさがないとか、そういったところもございますので、しっかりと今後に向けて内容を見直していきたいと考えておる次第でございます。そういったことを進めることで、V字回復に向けた基盤を整えていけるのではないかと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、担当から答えさせるにはちょっと酷でありますので、私からお答えをいたします。

非常に意図的に批判をされておられますので、それに対して私も相応の時間を費やして答えざるを得ませんので、答えさせていただきます。

先ほど来申しますように、15億円のうちの事業者当ては6億円です。ですから40%です。で、15億円のうちの個人当ては9億円ですから60%ですか。ちょっと最近計算できなくなってきましたけれども、おかしい、合っています。6割ですね。5分の2、5分の3、6割ですね。ですから、当然個人当てが多いわけです。しかも、高齢者向けに対しまして事実を申し上げますと、高齢者に対する臨時支援という老人クラブ等の団体に対する支援もしておりますし、高齢者施設等従事者特別支援金という高齢者向けのそうした施設に対する支援もしておりますし、また地域コミュニティ支援という形で地域の老人会なども含めたそうしたコミュニティの支援もしております。また、生活に困っている方向けに生活困窮者の臨時給付金であるとか、また水道料金、下水道使用料の基本料金の減免であるとか、そうした高齢者の方のもちろん生活のことも含めて、当然子ども当てもしますし、成人当てもありますし、事業者当てもありますけれども、かなりのお金を使いまして高齢者当てもしている。ただ、それがまだまだ足りない。国からの10万円給付も足りない。Go Toの事業もまだまだ不十分だけれども止めざるを得ない。このコロナの状況の中で、我々もう本当に市長車も売却もしましたし、私ができることを全てやってきたつもりでありますし、その分の3億円、ふるさと納税の増分も費やして充実をしてきたことは事実でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。今言われていることは私もある程度大体把握はしているんですけども、そういう高齢者の方がそういうふうなことを言われること自体は、隅々までまだいってないということの要因じゃないかということなんです。だから、15億円というのは、要するに国からの支援金です。それを含めての金額ですので、太宰府自体が独自でやったわけでもそんなにないわけですので、そういうお金の使い道を多分指摘されているんだろうと思うんです。だから、市民である以上は、そこまである程度の把握をしながら、それがお金をたくさんくれとかという意味じゃないと思うんです。もう少し細かい支援をしてくださいという市民の声だと私は思っています。だから、そこでコロナのそういうコンテストをするあたりにおいては、これは無駄じゃないかなというふうな声も出るんです。それを市としてはよく考えてもらって、よく判断した使い道をしてもらわないと、市民からのそういう声が出てくるわけですよ。だから、15億円のうちのこれだけしました、これだけしましたというのは分かりますけれども、ただそれだけじゃないと思うんです。だから、そのところ実際しっかり考えていただいて、お金の使い道というのは、それが幾らであろうが、自分のところにそれが来なかったらみんな不満を持つわけです。だから、僕が思うには、事業者に対しての30万円はありました。でも、ほかの地方の他市の中では10万円、太宰府だけは30万円ということで、十分な支援をしているというような答弁を市長がされていますけれども、そのうちの30万円じゃなくて10万円でもよかったと思う。20万円でもよかったと。その10万円をもう少し幅広く支援をするほうが僕は市民のためになったんじゃないかなという気がするんです。事業者だけに

そういう30万円のお金をやるということ自体が市民に対しては私たちも太宰府の市民ですよという意味を含めての反発の声だったと思うんです。

それと、今私がV字回復に対しての方向性を示してくれと言いましたけれども、確かに観光ルートとかいろいろなことはあります。ただ、太宰府の事業者自体がいろいろな意味で潤わないと、経済の回復にはならないんです。その2,000件ぐらいある事業者の人たちが——太宰府の参道だけじゃないですよ——その人たちが潤うような施策を練らないと、計画を立ててしないと、ただやっています、やっていますだったら、いつできるか訳分からんから、そういう計画を立ててくださいというのが私の意見です。そういう計画を立てていないと、何でもかんでもそうですけれども、物事をするには短期計画、中・長期計画というものがあるでしょうが。それをちゃんとつくっていかないと、やります、やりますだけじゃあ物事は先に進まないんです。だから、V字回復しようと思ったら、この事業をすることによってこれだけ潤うんだというような計画を立ててください。その計画がないとV字回復には至らないと思いますけれども。どう考えているか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご存じのように第3波が急拡大中であります。本市においても、昨日、また太宰府インターでのクラスターがあり、そして日々3人ずつほどの陽性判明がございます。急激に本市においても、また福岡県内においても、また全国においても陽性者が非常に拡大をしている。まずはここをどう我々として食い止められるか、そしてそうした方々に対してどう予防していくか、そうしたことを最も優先順位高くやっていくことが先決だろうと思っております。

そうした意味で、先ほど申しました、国もV字回復したいということでGo To キャンペーンやってまいりましたけれども、もうこれを中止せざるを得なかった。これは重い事実でありまして、我々もV字回復に早く取りかかりたいところでありますけれども、このコロナのワクチンもなかなかできない、特効薬もできない、陽性者が増える一方と、こういう中で国なり県なり地域の連携をしながら、ここを食い止めることがまずは先決でありますので、そうした意味でせつかくのふるさと納税の増分をコロナ対策にほぼ費やさざるを得なかった。これも断腸の思いでありますけれども、やはりコロナ対策が最優先という思いでやってまいりました。ですので、V字回復、これは国も県も含めてなかなか実現できないところでありますので、まずはコロナ対策に我々も邁進をしたいと。

加えましてもう一つ申せば、年末年始の参拝客の方々が多く来られるシーズン、これはもちろん市民の方、また個人個人の方を考えれば、参拝に来ないでくださいということが市民のことを思えば私の役割かもしれません。しかし、それぞれの思いの中でいい年を迎えたいと、いい年にしたいと思って参拝に来られる方、またそれをお迎えする参道の方々、事業者の方々、そうしたことを考えますと、やはりより安全対策を取って、できるだけ多くの方に来ていただきたい。しかし、安全も確保したい。そうした中でマスク配付でもありますし、サーモグ

ラフイーの設置でもあります。私自身も本当に誠心誠意そうしたことを思ってやっておりますので、ご理解をいただければ幸いです。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 一応市長の言っていることも私は分からなくてもいいんです。ただ、コロナ、コロナと言っていて、コロナだから何もできないんじゃないって、庁内で計画は練れるはずなんです。その計画を今の段階で練って、コロナが落ち着いたらこういう方向でいこうと。これによってV字回復が少しでも回復するんだというような計画を練ってくださいって言っているんです。今どうのこうのじゃないです。計画をこのコロナの時期に練ってくださいと、庁内で練ってもらえないですかということなんです。それをしないで、さあ、コロナが収まったから今から計画練ろうかじゃいかんでしょ。遅いでしょ。この時期に、外で動けない時期に庁内でそういう計画を練って、将来的にコロナが落ち着けばこういう方向でいくよと、こういう方向でいかないと、太宰府のV字回復はあり得ないよというようなことを練ってくださいというのが私の要望なんです。そこもとを答えていただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その計画こそがまさに今までも累次質問でありましたように総合戦略であります。この4つの目標、4つの戦略として「太宰府の底力総発揮」、また「太宰府型全世代居場所と出番構想」、「大太宰府構想」、そして「持続可能な太宰府構想」ということで、その中で例えば西鉄さんという民間企業と連携をしていく。九州電力さんという民間企業と連携をしていく。人事交流も行う。また、ふるさと納税も、コロナ禍でありますけれども、昨年2倍増のペースで今進んでおります。4月の本年度のスタートに各職員担当とこの総合戦略を持ち寄って、今年一年やっついていこうとみんな決意を立てたところだったんです。しかし、そこからコロナがまさに起こって、緊急事態宣言があつて、あのような様々なコロナ対策の必要性が出てきた。あらゆる計画のうちの多くの部分をなかなか進めづらい状況に陥ってしまった。これは本当に残念な思いでありますけれども、その中でもふるさと納税の増加であるとか、民間との連携であるとか、まさにV字回復に向けての種まきは確実にやってきたところでありませう。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 市長がよくふるさと納税って言われますけれども、これは実際将来的にずっと続くわけでもないわけでしょう。ずっと永久的にこれが持続できるんですか。じゃなければ、このふるさと納税の別枠で、太宰府の経済回復のために別のことも考えなきゃいけないじゃないですか。ふるさと納税のお金だけを当てにしても駄目じゃないかなと思うんですけども。ふるさと納税は確かに金額的には少しずつ上がっていますが、それだけで太宰府自体の活性化はできるんですか。それ以外で何か行政でしっかり考えていただかないと、太宰府の財政というのはなお苦しくなります。先ほども小島議員が言わしかったように、太宰府の財政は苦しい状況、それからそういう中でふるさと納税だけを当てにしていたんじゃないか、

太宰府の経済の回復もできないし、先々どうする、ふるさと納税だけを当てにしてやるんですか。僕はそこのおかしいんじゃないかと思って。そういうふるさと納税は確かに金額的には上がっていますけれども、それをあまり当てにしちゃいけないんじゃないかなと思います。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 決してふるさと納税だけを当てにするということは全く申しておりません。ただ、短期的に結果が出やすいものがふるさと納税であるということは全国的にも明らかでありまして、実際に私が就任のときは4,000万円、そこが7,000万円になり、2億8,000万円になり、今年は5億円にも及びそうな勢いでありまして、その中から確実に数億円単位で市民のために振り向けることが短期的にできる、そうした策でありますので、仮にこの5億円ペースを毎年続けることができれば、毎年数億円単位でそれに振り向けられますので、短期的には非常に有効だとまず思っておりますし、加えまして市税も私が就任後6,700万円増え、そしてその次は1億2,000万円増えと、市税のほうも着実に増えてきたわけでありまして、そうしたことも市政の安定なり、様々な民間との連携なり、そうした様々な戦略の中で確実に成果が上がってきた。ただし、残念ながらコロナのために一旦そうした計画がストップせざるを得ないところも出てきておりますが、できるだけ早く収束が分かった後はこうした総合的な戦略を矢継ぎ早に実行していきたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） まだこの質問だけに特化するわけにいかないので、今後太宰府のV字回復を目的とする中で、今後の方向性というのをまたしっかり検討、会議していただいて、その方向性が決まれば、また議員全員にその方向でいきますよというようなことを示していただきたいという要望を含めて、この質問は終わります。

次は、太宰府の歴史と文化の環境税についてでございます。

この歴史と文化の環境税を使ってマスクを観光客に配付するような予算を計上されておりますが、現在、国内においてマスク不足が問題とされている状況ではなく、全国どこの家庭でもかなりの在庫をされていると思われまして、なぜ今マスクなんですか。幾ら法定外普通税といっても理解できない部分があるんですけども、その理由を詳しくお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、年末年始の本市への来訪者へマスクを配付する事業につきましては、歴史と文化の環境税を活用することで歴史と文化の環境税運営協議会に意見を求めました。運営協議会の意見といたしましては、マスク不所持の方々に対してマスクを配付することは、市内観光における感染予防対策への取組を表す事業として、また歴史と文化の環境税を納めていただく方々に本税に対する理解を求めるとともに、そのお返しとしての事業という意味合いも込めまして、委員の皆様のご賛同をいただいたところでありまして、市といたしましても、本人の安心はもとより、周囲の方々への安心

感の創出を図るために必要であると考えています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） マスクを忘れた方に配るとするのは、それは分からんでもないんですが、このマスクを忘れた方においては、逆に言えば西鉄太宰府駅のところにもローソンありますよね。いろいろところでマスクは売っていると思うんです。そちらのほうで買っていただくような指導をしたほうが太宰府の経済の活性化に少しはなるんじゃないかと。私もわざわざ太宰府市がある程度お金を何十万円か出して使うよりも、そういう店を利用させていただくほうが私は太宰府の少しの事業者の活性化にはなるんじゃないかというような気がしますがけれども、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 先ほどの回答の中でも申しましたように、市内観光におけます感染予防対策への取組、太宰府市も感染予防対策にしっかり取り組んでいるんですよということを来訪者の方にもお伝えする事業としても大変意味のあるものだというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） この歴史と文化の環境税においては、観光または産業の推進、それから環境の保全というような意味合いがあって、その3つが太宰府のホームページにも載っています。その中で、この環境税を使って、例えば太宰府のインターから降りてくるときの左側の市道に草木が生えているからというて、それを伐採するための費用を環境税で使うということ、それが1か所だけでなく何か所かあると思います。それに対しては私は納得ができない部分があって、もう少し環境税であれば観光客のサービス、おもてなしに使えるような道があるんじゃないかという気がするんです。これを運営協議会のほうに意見を求められるときにも、いろいろな形でしてほしいというのが私の要望です。だから、今言ったように本当に観光客のための税であって、それからまた観光客の道路の整備、それから史跡地の整備、そういうのに使う分には一向に構いませんけれども、そこら辺の草木を切るための予算に100万円、200万円のお金をつぎ込むのであれば、ほかに使い道があるんじゃないかというような気がしますので、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今言われましたように直接的に道路の整備をするというような事業も当然あると思いますけれども、インターのところから3号線を通って太宰府の中心といえますか、観光地のほうに来られるわけです。そういう意味では、車で来られる方の入り口としての意味もありまして、その辺りの草木や樹木が生い茂って非常に見苦しいといいますか、そういったご意見もたくさんいただいているところでございます。ですから、入ってくるまでの進入路についても一定程度整備をするという意味でそういった事業を実施しております。また、県道とかそういったところについても、一定程度県で事業をやられておりますけれども、それ

だけではなかなか負えない。そういった部分をこの歴史と文化の環境税を使いまして、清掃とか除草、そういった事業をやっているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） そうであるならば、逆に言えば観光客が回遊するような坂本八幡宮から観世音寺の裏の辺りのあの道、あれも地元の方からいろいろなもう何年も前から整備をしてもらえんだろうかというような話がいっぱい出ていました。そういう道路の整備をすることによって、観光客がそこを見て回ろうかという気になるんじゃないかと。だから、そういうお金を中・長期的な計画の下に予算要請をしながら、少しずつ整備をしていくというのが私の中の考えであります。だから、今後運営協議会のほうに意見を求められるときには、それができるか、できんか別としまして、これは国の敷地ですので、道路を扱うことはならんとかいろいろな問題があるかもしれませんが、こういう観光客の回遊する道路であると、道であるということを含めて国にも要請する必要があるんじゃないかなと。これをただ1回、2回言うだけで国はいいですよとは言わないと思いますけれども、これを常にそういう国からの予算とか、県からの予算とか、そういうのを踏まえながら、それと環境税を踏まえた上での中・長期的な計画の中でやっていくのが本当の環境税の使い道じゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） ただいまの質問ですけれども、歴史の散歩道の整備というのが中心ではなかったかというふうに思っております。この道の整備につきまして、歴史と文化の環境税運営協議会での様々な意見も今後参考にしながら、財源についての検討と併せまして、この歴史の散歩道の在り方なども含めたところで、あらゆる角度から検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 今後運営協議会のほうに意見を求められるときには、そういうのを踏まえてしっかり説明して行って、太宰府の観光回遊道路なんかの整備も含めてしっかりやっただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで14時まで休憩いたします。

休憩 午後1時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔2番 宮原伸一議員 議員発言席にて起立〕

○2番（宮原伸一議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたしま

す。

1 件目、歩行者の安全確保について2 項目伺います。

1 項目め、歩行者を守るガードレールの設置状況や進捗状況、今後の計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

現在、社会問題にもなっている高齢者の運転による交通事故が頻繁に起こっています。しかし、交通事故は高齢者に関わらずハンドルを握る全てのドライバーが起こし得ることです。また、歩行中に注意していても車が突っ込んでくることもたくさんある中、ガードパイプなどがあれば歩行者の安全が守れた場合もあるのではないかと思います、質問させていただきました。

そこで、現在の太宰府市におけるガードパイプ、ガードレールの設置状況と計画をお伺いします。

2 項目めとして、児童・生徒が通学する区域におけるゾーン30やグリーンベルトの設置状況の今後の計画についてもお伺いいたします。

次に、2 項目め、信号機及び県道の整備計画や進捗状況についてお伺いします。

現在、太宰府市内において、特に児童・生徒の横断が多い交差点において、歩行者の安全を守るために必要と思われる歩車分離式信号機の設置状況をお伺いします。

また、平成28年12月の定例会でも質問いたしました県道筑紫野・古賀線の現在の進捗状況についてお伺いいたします。この路線は県道であることから、福岡県施工であることは承知していますが、非常に市民の生活に直結していることから、本市で分かる範囲で結構ですので、路線の進捗状況や計画についてお聞かせください。

またあわせて、西鉄二日市駅東口から客館跡を通る県道観世音寺・二日市線の計画、進捗状況もお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 1 件目の歩行者の安全確保についてご回答いたします。

まず、1 項目めの車道沿いの歩道及びガードレール、ガードパイプの整備状況と今後の計画についてですが、太宰府市内の市道における歩道延長といたしましては約34.4kmとなっております。また、ガードレール、ガードパイプの設置状況につきましては、市道における設置延長が約30.9kmです。ただし、河川、水路、斜面への車両の転落防止目的で設置されたガードレールも含まれております。

今後の計画についてでございますが、自治会からの要望に基づきまして担当者が自治会と現地確認を行い、自治会からの優先順位を基にガードレール、ガードパイプの設置を行っておりますので、今後も地域の安全・安心の取組の一つとして継続して要望に応じていきたいと考えております。

なお、ガードレール、ガードパイプも交通安全対策特別交付金の対象となりますので、交付

金を活用して施工をしているところです。

次に、2項目めのゾーン30やグリーンベルトの設置状況と計画について伺うのですが、まずゾーン30の指定につきましては、平成25年度に大佐野公民館周辺の大佐野三丁目及び四丁目の一部に、平成29年度には観世音寺一丁目に、令和元年度には太宰府西中学校周辺の向佐野三丁目において、筑紫野警察署の協力を得ながら実施をしております。また、グリーンベルトにつきましては、地元自治会、それから学校、PTA、議員からのご要望によりまして、小・中学校の通学路を中心に現在総延長約7,370mを設置しております。

今後につきましては、令和元年6月議会で堺議員からもご質問いただきましたが、生活道路対策エリアの選定を行うことで国土交通省から得られるビッグデータを基に、ゾーン30の指定、それからグリーンベルトの設置、ハンプや狭窄の検討、設置、信号機、横断歩道の設置要望などの安全対策を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ご答弁ありがとうございます。

1項目めの歩行者の安全確保についてなんですけれども、太宰府市内どこでも歩車道、縁石によって段が上がっているところで、かなり安全確保というのは取れていると思うんですけれども、私が思うには、路線を言えば向佐野のJAのところなんですけれども、あそこの某食品の倉庫があるところまでがかなり狭い上に、大型の搬入車両が通る。それでまた、朝になると裏道になって、車の離合が物すごくやりにくくて、ちょっとハンドル操作を間違えると歩道に車が乗り上げたりとかするんじゃないかという危険性があると思って質問させていただきましたけれども、この路線に関してどのような計画があるか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘の向佐野のJAの向佐野支店さん、そちらの前の交差点等につきましては、こちらの場所につきましては、先日私も朝子どもたちが通学する時間帯に立ちまして、状況等の確認も行わせていただいております。

議員ご指摘のとおり大型車両が通るということは、それはもう事実でございます。さらに、車両台数も結構たくさん通過されて、朝夕は結構渋滞も発生しているような状況でございます。

歩行者の安全確保についてでございますが、こちらについては歩道が整備をされております。したがって、この歩道を子どもたちも行き来していただいているわけでございますが、何分やはり大型車両等も多いという状況はこれもう事実でございますので、今後さらなる安全対策についても検討はしていかなければいけないというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 特に某倉庫の前がカーブになっており、向かい側のJAのほうから行くと、吉松側から来た車両、大型車等が来た場合がドライバーとしては物すごく狭く感じるんです。そのときに左側ばかり気にして、ハンドル操作を間違っただ対向車と接触するとか、歩道に

乗り上げるというようなこともありますので、その辺は特に一回見られているとは思いますが、再度確認していただいて、あそこの箇所については特に安全上問題があると思いますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

あわせて、JAの交差点のところですけども、あそこは普通の交差点より歩道が特に広がっていますよね。長浦台のほうから下りてきて、牧のうどん、31号線を通して、下りになっています。あれは信号が青になっったりすると、かなりの速度で下りてくる車両をよく見るんです。JAも私も利用しますが、あそこから入り口が右折車両の路線と直進をまたいで曲がるようになるので、たまに見受けるのが、交差点の中からもJAのほうに入っていく方とかおられるんです。小さなお子さんがそこに立っっても、車が死角に入れば見えないようなこともありますので、たしかあそこだけじゃないんでしょうけれども、バリカーとかがあればまた歩行者の安全確保もできると思いますけれども、その辺の計画というか、考えはありますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘のJA向佐野支店さんの前の歩道の部分については確かに広がっておりまして、そのおかげというわけではございませんけれども、子どもたちが安心して信号待ちができるスペースということにはなっております。しかしながら、今議員言われたとおり、このJA向佐野支店さんへ入るために交差点から斜めに入ってくる車両があるということは、地元のほうからも、私、お聞きしておりまして、現地も確認はさせていただいております。やはり何らかの対策が必要ではないかというふうに思っておりますので、こちらについてはJA向佐野支店の支店長さんにも協議をして、何らかの対応が必要ではないかということで、今後何か対策をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 私、ここのJAの前の路線を言いましたけれども、太宰府市内、子どもたちの通学路等、また高齢者がよく通る道、成人の方が通るところもですけども、危険な箇所があれば、またガードレールの設置とか、安全対策をお願いします。1項目目は終わります。

2項目目ですけども、ゾーン30の分ですけども、このゾーン30は私も四丁目に住んでいますので、おかげで西中学校の周りはゾーン30をしていただいて、分かるドライバーは、ああ、ゾーン30なんだと思うんですけども、たまに車両が結構な勢いで行くんです。いつもそういう車両を見るわけじゃないんですけども、そのゾーン30の効果的なものは今どのように調べられていますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ゾーン30でございますが、現在そのゾーン30の効果の検証というのは具体的には行っておりませんが、特に地元の方のお話等はまだ聞けてはおりません。

が、このゾーン30をすることによってある程度の効果、抑止力、こちらのほうはあるというふうに考えております。しかしながら、今議員もご指摘のとおり、中には特に抜け道として通過される車両もあるということは私も確認はしております。特にそういう車両で30kmを超えてスピードを出されているような車両も見受けられているのも事実でございます。そういう状況でございますので、今後は筑紫野警察署のご協力も得ながら、パトカーによる巡回や、それから広報紙等も活用しながら、市民の方々も含めて周知に努めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 先ほどグリーンベルト等のご答弁の中に、生活道路対策エリアということがありましたけれども、このエリアを指定をすることを早めに申請をと思っておりますけれども、これは大体すぐできるもんなんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 生活道路対策エリアにつきましてですが、こちらは国土交通省の生活道路の交通安全の確保に向けた取組ということで、この生活道路対策というエリアの指定というのがございます。その中では小学校区を区域設定の一つの目安というふうになっておりますので、市内全域ということではなく、まずその小学校区単位での通学路を中心に該当箇所を抽出していくということになるかと思っております。時期的なところもございますが、まずは抽出、指定につきましては、地元の自治会や学校、それから警察とも協議をしながら、その指定に向けて取組をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今すぐというわけにはいかないということでございますが、できるだけ早急に行きたいというふうには考えております。

ちなみにですけれども、このエリアの登録申請を国土交通省にすることによりまして、先ほど言いましたビッグデータ、こちらのほうをいただくことができますので、このビッグデータを活用いたしまして、ゾーン30の指定ほか交通安全対策等の施策のエビデンスというふうにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 私、いつも近所の交差点に朝見守りで立っているんですけども、子どもたち、朝は、言葉がふさわしいかどうか分かんないですけども、少し元気がなく行くんですけども、帰りはキャアキャア言って走り回って、車も見えていない状況で走り回っていますので、そのような対策を早急にやっていただいて、子どもたちの安全を確保できるようなゾーン30になればと思いますので、よろしく願いいたします。

これで1件目は終わります。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） それでは、2件目の信号機及び県道の整備の計画や進捗状況について

てご回答をいたします。

まず、歩車分離式信号の設置状況についてでございますが、こちらにつきましては市内に太宰府駅前交差点、それから西校前交差点、西校南交差点、向佐野交差点の4か所に歩車分離式信号が設置されている状況でございます。

次に、県道の整備計画と現在の進捗状況についてでございますが、県道筑紫野・古賀線につきましては、現在、松川交差点から宇美町との境までの区間が施工中で、用地取得率は、平成28年12月に宮原議員が一般質問された際は80%でしたが、楠田市長が就任した後、90%台まで進んできました。用地買収の完了を目指して市といたしましても県や那珂県土整備事務所に事あるごとに要望をしてきており、今後とも地権者との調整、用地交渉の協力など、全力を挙げて取り組んでまいります。

今年度の工事につきましては、只越交差点から宇美町境までの文化財調査が必要な箇所への伐木工事と文化財発掘調査を実施する計画であると本年度当初に報告を受けていました。しかしながら、市としましては、当該道路整備の促進を図るためにかねてより県への要望活動を行っておりますが、今回副市長による直接要望活動によりまして、当初予定されていた発掘調査工事に追加して、本年度、御笠四丁目の北谷口橋先の現在土砂を置いておりますバイパス橋と、それから北谷橋との間の道路築造工事が行われることとなりました。

次に、県道観世音寺・二日市線につきましては、平成24年度から休止されておりましたが、市の担当者にて平成30年3月に地権者の同意書を取り付け、県へ事業再開要望を行うとともに、令和元年8月に市長が県へ事業再開要望を直接訴えたこともあり、本年度から休止区間の事業が再開されることになりました。本年度は既に用地測量を終えまして、支障物件の移転補償費算定のための調査を本年度と来年度の2か年で実施予定です。来年度から用地買収に取りかかり、早期完成を目指して進められている状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ご答弁ありがとうございます。副市長の努力によって工事が早くなったということで、ありがとうございます。

一つ思うのは、原の信号から九州国博に入る入り口、今筑紫野の原から筑紫野インターのほうに行くほうはもう片側2車線の4車線道路になって、整備が終わっています。原の信号から筑紫野市側も今工事になっています。太宰府側はまだ全然着工という雰囲気でもないし、その辺が今されている、早めに着工されていたのは結構上のほうですね。ちょうど中間処理施設とかがある業者の下の辺が今度工事されていると思うんですけども、今転々とされているような状況なんで、原の信号から九博までの入り口をまずできないのかなあと思うんですけども、あの辺の用地買収というのはどのようになっているか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご指摘ありました箇所でございますが、原の交差点からの九州国立博物館の入り口の辺りということですが、それから先の松川のところで、高架になっておりま

して、太宰府の松川浄水場の横を通っているルートでございますが、この間がまだ実は県のほうにおきまして道路法線が決定されていないような状況でございます。したがって、用地買収というお話も先ほどありましたが、その前に道路法線を決定いたしまして、それから設計がありまして用地買収ということになりますので、まだそこに至っていないという状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） その決まっていない法線というのは、いつ頃決まるんですか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらにつきましては、以前より本市におきましても早期に決定して、こちらの道路の早期完成ということで要望はしておりますが、いつの時点までにこの道路法線が決定するということはまだ今のところは決まっていないということで聞いております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 県の事業ですので、あまり詳しいことは分からんでしょうけれども、先ほどから言うように、原の信号から九州国立博物館の入り口まで、できれば片側2車線ということで整備をお願いします。原の信号も結構朝夕等混んでます。特に帰りは古賀のほうからの下りですか、結構並んでますんで、あの辺の早めの整備をしていただくように進めていただければと思います。

次に、観世音寺・二日市線ですけれども、これは去年からやっとまた県事業に乗ったということなんですけれども、概算でもいいんですけれども、分かれば竣工というか、開通はいつぐらいになる予定なんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 観世音寺・二日市線につきましては、先ほども回答させていただきましたが、用地交渉を今後進められるということになっております。その関係地権者の方が9名いらっしゃいます。そちらの方々の用地交渉次第ということになりますので、完了時期というのは今のこの時点では明言はできませんが、ただこちらの用地協議が終わりましたら、この観世音寺・二日市線につきましては、工事区間の延長がそれほど長くありませんので、大体道路の工事着手しまして2年ほどで完成するのではないかとということで県の担当者からも聞いております。いずれにしても、こちら県事業ということでございますが、市の担当者も一緒になりまして地権者の方々のところに向いて、この事業の説明、それから用地協議等にも関わって、一日でも早い完成に向けて努力をしているような状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 最後になりますけれども、今近隣市をよく車とかで行くと、結構県道の工事ってあっていると思うんですけれども、太宰府自体はなかなか少ないんじゃないかなと思います。そのような中、予算的に幾ら配分がなっているのか分かりませんが、用地買収

ができるだけ早く終わるように、また部長ないし副市长、市長はもちろんのこと、県に掛けあってもらって、早期開通をしていただきたいと思います。県事業ですので市長にお伺いするのはどうかと思いますけれども、今後の県との連携、そういう道路の進め方、課題はたくさんあると思うんですけれども、細かくは言いませんので、考えがありましたらお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ご存じのように副市长も県出身ということもありますし、今県の職員との若手の人事交流も今年から始めておりまして、県とのパイプを強くするべく日々頑張っているところであります。

そうした中で、先ほど部長からもありましたように、県に出向く際はそうした内容もこちらから逐次お願いをするようにしておりますし、また那珂県土整備事務所などにも積極的に出向いたり、意見交換を行ったり、そういう中で信頼関係醸成しながら進めていこうと努力しておりますので、一刻も早くご指摘の件進められるようにこれからも努力していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ありがとうございます。今市長からの答弁ありがとうございます。なかなか先ほどから言うように、県の事業、大変進んでいないというのが、もう何回も言いますが、あります。市長に、コロナ対策も大変でしょうけれども、その辺の子どもたちの安全確保や県道、市道にかかわらず、またあと落合橋から下の河川も、これ通告していませんけれども、いろいろ県との取り合い工事がたくさんあると思いますので、本当非常に大変でしょうけれども努力していただいて、市民が住みよい太宰府やったということになるようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時40分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔7番 入江寿議員 議員発言席にて起立〕

○7番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました五条セブンーイレブン前交差点の安全・安心な取組につきまして一般質問をさせていただきます。

五条セブンーイレブン前の交差点は、ご存じのとおり時差式信号機が設置されています。信号機は交通の安全と円滑な往来を図るためのものです。当初は標準的な赤、青、黄色で対応さ

れていましたが、交通量の増加から、感応式、時差式、矢印、セパレート式など多くの種類の信号機が設置されて現在に至っています。私は、新しく導入された信号機は、車両の円滑な通行を優先する目的のものであり、交通の安全面は二の次となっているように感じています。特に時差式信号機は、安全面が欠如した危険な信号機と思っています。時差式信号機は、右折車両が多い交差点に設置されることが多いと言われていています。質問しています五条交差点は、君畑交差点から来る車両——これから先の質問は南側路線と言います——は天満宮側へ右折する車が多く、車両の円滑な運行という観点から見ますと、渋滞緩和の役に立っています。しかしながら、筑紫台高校方面から来る車両——北側路線と言います——は、時差式であるために信号機が早く赤となります。五条交差点の時差式信号は、南北路線に対して設置されている信号機です。したがって、北側路線から進入してくる車両は、時差式標示を見落として、南側路線の信号も同時に赤になっているという思い込みや、急いでいるときなどに右折しようとして南側路線の直進車両との事故が発生するのです。また、交差点を早く通過しようと急ぐことで注意義務を怠り、横断歩道上での人身事故が発生するのです。このようなことから、時差式信号機は極めて危険性の高い信号機と私は思っています。

1 項目めの質問をします。

時差式信号機の危険性について、どのようなお考えをお持ちであるか、お伺いいたします。

2 項目めの質問をします。

私は、五条交差点の信号機を時差式信号機から矢印信号機とするよう提案します。理由は申し上げなくてもお分かりいただけると思いますが、矢印信号とすれば、南北路線とも信号機が同時に赤となり、その後同時に右折矢印が点灯することになります。安全性が高まることは言うまでもありません。この五条交差点の信号機につきましては、平成25年第3回9月議会で、私と同じ会派・幸光の原田議員が矢印信号機の導入について一般質問をされています。当時の建設部長は、矢印信号機設置は専用の右折レーンが左右対称になっていることが設置条件であります。五条交差点は、一方のみにしか右折専用レーンがないことから、矢印信号機の設置は難しいとご回答されています。現在は道路拡幅により北側路線にも右折専用レーンが設置されましたので、矢印信号機設置の条件は整ったこととなります。矢印信号機の導入についてお考えをお伺いいたします。

3 項目めの質問をします。

五条交差点で過去に北側路線から右折しようとした車両が歩行者をはねた痛ましい事故が発生しています。弱者である歩行者がより安全に渡れる交差点とすべきです。私は、歩車分離信号機の導入を提案します。スクランブル交差点と言ったほうがなじみやすいので、これから先の質問はスクランブル交差点と言います。

スクランブル交差点については、警察庁交通局より各都道府県警察局に対し、平成31年3月20日にスクランブル交差点の整備推進を図り、交差点における歩行者の安全確保に努めるよう通達があつています。この指針の中で、スクランブル交差点の導入を検討すべき条件として3

点あり、いずれかに該当すれば導入を検討することとあります。その条件の一つに、公共施設等の付近または通学路等において、生徒・児童、幼児、高齢者及び身体障がい者等の交通の安全を確保する必要があり、かつ歩車分離制御導入の要望がある場合となっています。ご存じのとおり五条交差点は、太宰府小学校の児童及び太宰府中学校の生徒の通学路となっています。また、近くに公民館もあることから、高齢者の皆様の利用頻度も高い交差点です。スクランブル交差点への設置条件は整っています。スクランブル交差点導入についてお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 五条交差点の安全・安心な取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの時差式信号機の危険性についてですが、五条交差点につきましては、君畑交差点からの車両の流入が多いことから、君畑交差点からの車両が流れるように車両信号機が時差式信号機になっており、天満宮駐車センターから市役所方面へ右折する車両に対しては早めに赤信号になります。そのため、天満宮駐車センターから市役所方面へ大型バス等が右折しにくい交差点であることは認識をしております。

次に、2項目めの矢印信号機の導入についてですが、右折矢印信号機の設置につきましては、地元の五条自治会からの要望もあり、警察にも要望書を提出をしております。今後も信号機に関しましては筑紫野警察署と、右折レーン車線に関しましては那珂県土整備事務所などとも協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3項目めのスクランブル交差点の導入についてですが、確かに歩行者の安全対策として歩車分離式信号機は有効であると考えております。ただし、車両が多く、渋滞長、滞留長が長くなり、車両に関しましては今以上の渋滞を招くこともあり、また五条交差点だけでなく五条駅入り口交差点との連動も考える必要があることから、警察や地元自治会とも協議し、安全と渋滞のバランスを保ちながら交差点の在り方について検討する必要があると考えております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

では、1項めから再質問させていただきます。

まず、ご回答の中からこの信号機の危険性について、問題点等は共有できたかなと思っております。

ところで、太宰府市内管内に時差式信号機、どれぐらいあるでしょうか。これは通告していませんのでお答えいただかなくても結構ですが、分かればお願いいたします。

私を知っている五条交差点以外の時差式信号機なんですが、場所は内山になりますが、筑紫野・古賀線バイパスと国立博物館への取付けの道路が交差するところに時差式信号がございます。松川方面からは下り坂で、直線道路であるためにスピードが出ており、筑紫野方面から来

る車両が右折する際、事故に遭いそうになったという内山区民からよくお話は伺っております。時差式信号機は危険であるという観点から、太宰府市管内にある時差式信号機の現状調査を実施していただき、現場ごとに違う危険性をピックアップし、広報等を通じ市民の皆様への注意喚起をしていただきたいと思います。取組等についてお伺いいたします。

また、できるところから矢印信号機へしていただきますようお願いしたいと思います。お考えを併せてお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 時差式信号機の設置箇所につきましては、申し訳ありません、全部は把握をしておりますが、今議員がご指摘になられました松川のところにつきましては、確かに時差式信号機となっております。あと、水城三差路のところにも1つ時差式信号はあるということで認識はしております。

この時差式信号機につきましては、先ほどの回答でも申し上げましたが、どうしても早く赤信号になるほうの路線については右折がしにくいというところの弊害といえますか、そういうところはございますので、できましたら矢印の信号機を設置するのがこれはよろしいかと思いますが、ただこれにつきましては警察のほうの協議といえますか、ご判断という形になってまいりますので、そういった箇所につきましては、現状等を警察とも十分に情報共有いたしまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 時差式信号機の危険性については、インターネット上でございますが、警察も危険であることは認識しているようです。広報等を通じて安全・安心な交差点にしていきたいと思いますようお願い申し上げます。

2項目めに入らせていただきます。

私がお願いいたしております五条交差点の矢印信号機の導入につきましては、先ほども回答で警察に要望を出していると、那珂県土整備事務所とも協議を重ねてまいりますということの趣旨でオーケーいたしました。相手があることですから、近年中に、令和2年度中に矢印信号にしますとかということは言い切れないと思いますが、要望する側としては、覚悟や熱意があってからこそ物事は進むと私は思っております。矢印信号機への設置の条件はもう十分に整っておると思っておりますので、安全・安心な交差点となるように切に願っています。ここであれですけども、市長のお考えをお伺いしたいので、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ちょっと予期していなかったものですからあれですが、いずれにしても五条交差点の混雑状況といえますか、これからのシーズン、まさにそうしたシーズンに入ってきます。そうした中で、時差式信号の危険性というのをご指摘いただきましたけれども、その点は私も認識しておるところもありまして、いずれにしてもできるだけ安全な道路交通環境、こういうものをつくり上げていくことはまず必要だと思っております。その

上で、警察のほうにも私も逐一意見交換の機会もつくっておりますし、こうした地元の要望などは積極的に先方にもお伝えをし、そして実行してもらえるようにこちらも逐一お願いするように気をつけておりますので、何かしら結果ができるだけ早く出せるように努力していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。矢印信号機の導入をどうぞよろしくお願いたします。

続きまして、3項目めの質問に入らせていただきます。

スクランブル交差点について再質問させていただきます。

私は、弱者である歩行者を交通事故から守るという観点から考えますと、矢印信号機よりもスクランブル交差点のほうが大事だと思っております。交差点を歩車分離するわけですから、安心して交差点を利用できます。この欠点は、歩行者信号が青になった時間は車両の通行ができないわけですから、これが渋滞の原因になるという考え方もあります。太宰府天満宮周辺の交通渋滞はどこで起こっているのか。天満宮にお見えになる時間帯に都府楼方面と君畑方面から来る車両は五条交差点に集中します。五条交差点が渋滞の原因箇所のように見えますが、この先を見ますと、天満宮の大駐車場では進入口付近で料金を徴収していることが原因で、これがネックになって五条交差点まで車がつながっております。太宰府駅方面に行く車両は、梅大路の信号と天満宮周辺の民間駐車場への出入りがあることが原因で五条交差点まで車がつながっており、五条交差点が渋滞の原因でないことも分かります。帰りの際も同様のことで、君畑交差点、都府楼交差点、関屋交差点、朱雀大路交差点の渋滞が原因で天満宮周辺が大渋滞を起こしているのです。これも五条交差点が渋滞の原因とはなっておりません。このことから、五条交差点をスクランブル交差点にしても問題がないと私は思っております。このことをご理解いただき、いま一步突っ込んだ回答を期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 渋滞の箇所につきましては、市内いろいろなところございまして、こちらについては皆様のほうからもこれまでたくさんご指摘等もいただいているところでございます。そういったご指摘等もいただきながら、本市といたしましては、この五条交差点だけではございませんが、五条交差点も含めまして、平成29年11月14日に交通量調査、しかも流動調査ということでこういうことをやっております。その結果を簡単に申し上げますと、五条交差点につきましては、1日の通行量が当然ながらもう1万台以上ということで、相当な通行量があるということでございます。さらに、君畑交差点側からの右折車両については、これは12時間ですけれども、1日のうちの12時間で2,600台ほど、それから政庁前のほうからの直進車両が4,496台、さらに天満宮駐車センターから右折車両が1,010台ということで、先ほどから右折信号機の話が出ておりましたけれども、君畑交差点側、南側と北側のこちらの時差式信号機につきましては、どうしても南側の右折車両のほうが多いというのが数値的に分かっている

ような状況でございます。

それに合わせましてスクランブル交差点の導入ということで、先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、車両がこれだけ多いということでございますので、どうしても渋滞を招くということにはつながっていかうかと思いますが、そこは歩行者の方の安全・安心とのバランスを保ちながらということになると思いますので、こちらにつきましても警察だけではなく地元の自治会様のほうとも十分に意見交換、協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 先ほど控室の中で、また五条交差点の質問をするんだねというお話がございました。それだけ五条交差点というのは過去の先輩議員さんたちが質問されたと思います。されるということは、それだけ何かしら問題が今まであったんじゃないかと。そういった解決を今後ともぜひとも矢印信号かスクランブル交差点にさせていただくように切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 議員発言席にて起立〕

○5番（笠利 毅議員） 通告に従い2件質問させていただきます。

1件目、学校内無線LANの導入に伴う児童・生徒の健康への配慮について。

国が推進するGIGAスクール構想の実現のため、太宰府市も環境整備を行っています。タブレットが児童・生徒に1台ずつ配付されることになるでしょうが、既にその活用のための無線LANが整備されています。GIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを目的としています。6月には、このような学びには教育委員会として技術的にも独立性を持つことが必要ではないかなどの趣旨で質問を行いました。今回は誰一人取り残さないための質問です。

現在、学校では、食物アレルギーへの対応、何らかの障がいのある子どもへの対応など、常に努力と工夫が続けられています。一人一人の子どもが持っている、本人にはどうしようもない障がいと言われるものもその子どもの多様性として肯定し、障がいは社会の側から解決していこう、環境を整えることで解決していこうという考え方が根底にあると思われま

そこで、1つ、太宰府市もそのような姿勢を持って教育行政に取り組んでいるのか、まず確認させてください。

さて、電磁波過敏症と言われる症状を持つ人がいます。症状は多様で、その程度もいろいろです。診断基準が確立されているとは言えず、発症原因や発症のメカニズムにも分からない点が残っていますが、苦しんでいる人が確かにいます。Wi-Fiの電波に反応する人もいます。幼児や子どもの症例も報告されています。継続的な調査と研究の必要性が認められています。一般的には安全な環境や物質が当人にとっては深刻な問題となる一つの例として電磁波過敏症も捉えることができると思います。

今回、学校に無線通信環境が整備されましたが、もしも電磁波過敏症を持つ子どもが入校してきたら、その症状によっては、学校内の電波環境によっては、教室に、ひいては学校にもいられないということになりかねません。不必要な電波は飛ばさないようにすべきと考えられます。無線LAN環境の整備は必要なものであったとは認識しています。国策的な背景はありますが、これは市の判断で整えた環境です。その環境下で取り残されてしまう子ども、あるいは先生も含めてですけれども、が出ないように留意しつつ運用していくのは市の責務であると考えます。

2つ目、そこで無線LANシステムの運用に当たって、運用マニュアルを策定する予定はあるのか、そして不必要な電波を飛ばさないような運用をしていくことは可能なのかを伺います。健康観察なども大切になると思いますが、まず以上2つのことについて回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 続けて2件目の質問をお願いします。

○5番（笠利 毅議員） では、先に2件目も述べさせていただきます。

2件目、太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱についてです。

1件目の質問は、学校内という限られた空間に既存の技術に基づいて導入された電波環境をどう運用していくのかという質問です。対応もある程度は具体的に考えることができるでしょう。2件目は、電磁波に過敏な子どもが教育委員会の努力によって無事に充実した学校生活を送ることができ、社会に出たと想像しつつ回答をいただければと思います。

社会的には5Gというより進んだ技術による環境整備が始まりつつあります。6月に予防原則について伺うという形で市の見解を伺いました。市としては、1、国の設けている基準、規制については市独自の運用をすることはない。2、しかし、市民の心配や不安には可能な限り対応することが必要であると。このような考えであったかと思えます。一般的に妥当する回答であったと言っていいでしょう。1についての判断はここでは留保しますが、2は評価できます。今回取り上げた太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱は、このような市の姿勢が形になったものだということもでき、制定以来、運用に努めてこられたことに敬意を表しておきたいと思えます。

さて、技術は常に未知の領域に向けて進化し続けるわけで、それによってつくられる環境は

常に市民生活上は未経験なものです。科学的に明確になっているものですら心配や不安を生むことに不思議はないでしょう。科学的に明証的でないものについてはなおさらです。市はその部分への対応に努めていくということなので頼もしく思いますが、市民の心配や不安を可能な限り事前に取り除くためには、現状を常に正確に知ることができる体制をつくっておくことが市民にとっても行政にとっても必要であろうと考えます。

現行の指導要綱は、携帯電話基地局が新設される場合のみを想定した内容ですが、技術革新は当然既存の施設の更新と変更を予想させるものです。電波は周波数によって性質が異なるとされており、どこがどう変更されたかが把握できないままだと、誰も知らない間にいつの間にか生活環境ががらっと変わってしまったということになりかねません。行政にとっては、この段階で指導要綱が未然の防止を目的としている紛争というものが起きてしまうことは絶対に避ける必要があると考えられます。5Gのさらに先の技術革新も当然あると思いますが、それにも対応できるよう、現行の指導要綱を新設のみを対象にするものから、変更も含めたものに改定する必要があると思います。

そこで、2点伺います。

1つ、現状の問題として、今まで5Gに対応した携帯電話基地局新設の届けはあったのか、また要綱の対象外ではあるが、変更の届出や相談はあったのか、あわせて変更工事によって5G対応となった携帯電話基地局や指導要綱に定義する以外の施設で5Gの導入が市内で行われた例を把握しているのか、伺います。

2つ目、指導要綱を新設のみを対象にするものから変更を対象とするように変更することは可能であるのでしょうか。

以上2件についてご回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） それでは、1件目の学校内無線LANの導入に伴う児童・生徒の健康への配慮についてお答えします。

まず、1項目めの太宰府市の教育行政の姿勢についてですが、太宰府市教育施策要綱の中の教育の基本目標の一つに、他者を思いやり、共に生き、支え合う心と人権を尊重する市民の育成を掲げております。学校には、学習が苦手であったり、コミュニケーションが苦手であったり、ご質問にもありましたが、障がいがある、アレルギーがある、過敏症であるなど、子どもたちは自分だけではうまく解決できない多様な困り感を持っています。学校教育では、児童・生徒一人一人の実態に応じて、困り感を解消するための支援を行っています。過敏症につきましても、例えば音に過敏な子どもへの支援として、机や椅子の脚に緩衝材をつけて、引きずっても音が出にくくしたり、見える情報に過敏な子どもへの支援として、黒板周りや学習プリントなどをなるべくシンプルにすっきりとさせたりしています。これらの支援により、教室が落ち着いた雰囲気になり、音や見える情報に過敏な子どもだけではなくて、多くの子どもにとってよりよい学習環境となると考えております。このように、学校教育におきましては、多様な

子どもたちの困り感を解消するための支援を充実することで、全ての子どもが学校生活を送りやすい環境づくりに努めております。

次に、2項目めの無線LANシステムの運用マニュアルの策定予定、不必要な電波を飛ばさないような運用が可能であるかについてお答えします。

本年度、GIGAスクール構想の加速により、全国の小・中学校において無線LAN環境の整備、1人1台コンピューター端末の配備が進んでおります。本市は、来年度から1人1台端末を活用した授業を開始する予定です。

ご指摘いただきました電波による影響についてですが、国は、電波防護指針により、電波を発する機器や施設について電波の影響に配慮した基準を定めており、基準値を満足すれば安全上の問題はないと認識を表明しております。本市の小・中学校に導入する無線LANの機器や1人1台端末等についても、電波防護指針で定められた基準に準じて製造されていますので、安全上問題はないと判断しております。

一方で、総務省は、電波による人体への影響に関する研究を継続するとしておりますので、今後も総務省などから出される情報を注視するとともに、電波に過敏に反応する児童・生徒がいる可能性に留意して、学校における健康への配慮を十分に行っていくとともに、必要に応じて専門機関と連携しながら個別の対応を検討します。

不必要な電波を飛ばさないような運用が可能であるかについては、授業などにおいて1人1台端末を使用しない場面では、端末の電源を切ることを促します。このことについては、今後児童・生徒が1人1台端末を使用する際の使用方法や注意、持ち帰る際の決まりなどを運用マニュアルとして策定する予定でありますので、そこに1人1台端末を使用しない場面では原則として端末の電源を切ることを盛り込みたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。今回の質問は、私が議員になる前から関心は持っていたことで、当時の議員さんの努力によって2件目の質問の要綱等ができた経緯があるのですが、今回9月の議会、各地の議会でこうしたことに関する質問等が出ているんですけども、そうしたものを踏まえて質問を作成いたしました。要綱策定当時に比べると、世の中進んだものだなと思うところもありますので、それを踏まえて質問したいと思っています。

そこで、最初にお尋ねした市の教育に関する基本姿勢で、私はそれを誰一人取り残さないという言葉に集約させて伺わせていただいたんですけども、この文言は太宰府市がタブレット発注というか、入札にかける際の仕様書から直接だと聞いているんですけども、文科省の様々な文書であるとかが恐らく基になっているだろうとは思いますが。あわせて、この言葉はSDGsの一つの中心的な標語にもなっているので、それらを踏まえた、別途言えば障害者権利条約であるとか、障害者差別解消法とかといったものの趣旨も踏まえた上で含意しているというふうに考えているんですけども、ここは教育長にお尋ねするべきかと思うんですが、それも踏まえた上でのこの言葉をあえて選んで使っているというふうに理解しておいてよろしいで

しょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今、誰一人取り残さない教育ということでの私のお考えをお尋ねだろうというふうに思っております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、この誰一人取り残さないという言葉は、2015年に国連で採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダの中で宣言として明記をされております。学校教育にとっても重要なファクターでございまして、現在中教審も含め教育界の多くの場面で使われているところでございます。個人的には心に響くすてきな言葉だなというふうに考えているところでございます。背景にははじめの重大事態や児童虐待の増加、それから障がいのある児童・生徒、不登校や外国人児童・生徒の増加等があります。いわゆる社会的弱者と言われる子どもの中でも特に困り感のある子どもたちに目を向けたものだというふうに考えているところでございます。

実現に向けた具体策の一つとして文部科学省が提案しているのがG I G Aスクール構想でありまして、I C Tを活用した教育の推進でございまして。併せて個別最適化という表現も使われておりますが、I C Tを活用しながら、障がいのある子どもも、不登校状態にある子ども、そして日本語の指導を必要とする子どもなど、困り感を抱えていたり、取り残されがちである子どもたちにも個に応じた学びが提供できるものだというふうに考えているところでございます。そういう意味では、本市といたしましては、困り感を持つ子どもたちへの個別の配慮を欠かさずに、誰一人取り残さない、誰一人置き去りにしない、そういった教育の実現に向けて日々努力をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

市長にも確認しておきたいんですけども、教育は基本的には将来の社会人を育てる、社会的な倫理であるとか、価値であるとかといったものを一定程度以上に体現していかざるを得ないものだと思うんですけども、今教育長が言われたような内容、先ほどSDG sを踏まえましたが、ユニセフの表現によれば、最も脆弱な立場の人に焦点を当てるというそういう趣旨であったかと思うんですけども、市長としてもそのような気持ちというか考えは共有した上で、教育、総合教育会議もありますので、当たっているかということを確認しておきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、またこれも予期していなかったものですから、最も……。

（5 番笠利 毅議員「脆弱な立場」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） 脆弱なですね。すみません。ぜいたくなつて聞こえたんで、ちょっと違うなと思ったんです。

教育長から答弁ありましたことに尽きると思いますけれども、私も教育長に全幅の信頼を置いて基本的にはお任せしておりますので、それに尽きるんですけれども、おっしゃるように最も脆弱な弱い立場といたしますか、もろい立場の子どもたちに対して、どう一人も取り残すことなくということは、私ももちろん非常に重要な観点として持っております。例えばですけれども、最近も自殺対策会議というのを行いまして、今女性なり、子どもたち、受験などを控えてコロナで休校などがあった、そうした子どもたちが非常に不安な中で過ごしているという姿を意見交換などでつぶさに感じ取りました。そうした子ほど、しかしここを乗り越えれば非常にすくすくと伸びていく可能性も秘めている子どもたちであろうと、そうした思いで、私もそうした立場の子こそこれからの未来につながるようなそうした総合的な教育行政にも力を費やしていきたいと、その思いであります。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） あえて教育長と市長両方に大きな差はないだろうと思いつつ聞いたのは、これからのことになりまして、昨日堺議員の質問にもありましたが、いろいろな何を取ってもリスクがある状況を想定される中なので、基本的な考え方、どのようなものを持っているかというのは本当にどちらに転んでいか分からないときには極めて大切だと私はそう思っているんで、あえてお二方にお伺いしました。

その上で少し、急に何か個別化するんですけれども、入っていきますが、1点目はそのような姿勢で臨んでいただければいいなというふうに思っております。

2項目めなんですけれども、少し確かめさせていただきたいと思います。

過敏症というものは、必ずしも障がいというふうに言えるかどうか分からないんですけれども、化学物質過敏症は国会の予算委員会で障がいとして認め得るということでもあったようですし、また今のご回答からも、実質的には障がいの一種として障がい者の権利等にも根差しつつ対応が考えられるというふうに考えていいかと思えます。

そこで、今回詳細にどのようなものかとか、安全基準について論じるつもりはないのですが、少しご回答の中から確認しておきたいと思っているところがあります。

まず、電波に過敏に反応する児童・生徒がいる可能性に留意し、学校における健康への配慮を十分に行っていくとともに、必要に応じて専門機関と連携しながら個別の対応を検討しますということでしたけれども、ここで専門機関というふうに挙げているのは、具体的に何か念頭に置いているものがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどお答えしたとおり、総務省のほうで安全だと言われておるということをおまづ前提に考えてはおります。ただし、継続して研究を進めていく必要があるということで、当然今後検討していかなくてはいけないこともございますし、過敏症、いろいろな反応があると思えます。原因もいろいろあると思えます。恐らくその因果関係が今分からないということで、はっきりしないということではあると思うんですが、例えばその電波が直

接身体に影響を与えているのか、それとも心理的に影響を与えているのかということもあるかもしれません。ですので、症状を訴える子どもさんがいらっしゃった場合は、専門家というのがどこの専門家になるのか、だからその子の状況に応じて変わってくると思いますが、例えば恐らく日本全国で今からW i - F iのこの環境は整っていくわけですから、そちらのほうの専門的などところにアプローチをする、もしくは心理的などところであれば臨床心理士等に相談する等々、もちろんかかりつけのお医者さん等もいらっしゃると思いますので、そういった機関と状況に応じて連携を取っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 個別に対応をする必要があるということなので、その実情というか、その子どもをしっかり見た上で考えるという意味合いだろうというふうに理解しておきます。また、そのようにしていただきたいと思います。

次に、端末を使用しない場合には端末の電源を切ることを促していきたいと。子どもが使用するに当たっては、使用マニュアルといえますか、そういうものをつくり、その中にも逐一電源を切るというふうにしていきたいということでしたけれども、電波は端末がある一方でルーターのほうの存在も当然あると思うんですけれども、ルーターは学校サイドで管理することになろうかと思いますが、ルーター側と言えばいいのかな、学校設備のほうの電源についてはどのようなことが考えられるか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） ご質問いただいておりますので、もちろん端末もそうですけれども、こちらの無線LANを飛ばすほうの機械についても考えてはみました。現在、学校のほうのシステムのほうも当たってみましたところ、電源を一つ一つ各教室切っていくという方法もあるかと思いますが、現時点での構造上のところでいきますと、各フロアに電源を切る電源装置があるわけですね。それを切ってしまうと全部切れてしまうというような状況もあり、もしくは高いところにありますので、例えばLANケーブルを抜き差しというところもあるかもしれませんが、今のところ難しいところではあるかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 分かりました。いろいろ配慮はされているということなので、これは恐らくですけれども、来年の4月から全面的にW i - F iを活用した授業ができるとは正直思いませんので、もししばらく時間をかけてでも不必要な電波を飛ばさないような工夫というのを考えておいていただきたいですし、また学校サイドでその機械を管理する際にも留意事項として踏まえておいていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど個別に対応するということでしたけれども、他方でこれは別に太宰府市としての考えではなくて一般的に言われることですが、因果関係ははっきりしないと。それが安

全という理由に使われる場合もあるんですけども。因果関係が分からないということは、何らかの症状を訴える子どもがいたときに、周りの状況というのを十分に把握しておく必要があるかと思うんです。電波を使った授業だということであれば、例えばどの授業の後に保健室への訴えが増えるであるとか、どの科目の後にであるとか、様々なことがあると思います。また、学校生活の関連でのそういう検査とより日常的なものということの把握も両方必要になるかと思うんですけども、学校で通常行っている児童もしくは教職員の健康観察とか健康管理の上でどのようなことに留意していくことができるだろうと。私が今挙げたような例の範囲で結構ですから、少しお答えをいただければなと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） これからそういう新しい機材を入れまして授業をやっていくということで、変化があるわけです。さっき言われましたが、全て使っていくとは思わないと言われましたが、もちろん推進はしていきますけれども、この機材を全ての時間使うということではなくて、必要に応じて当然使っていく。授業で一番必要なときに使っていくということになると思いますが、それでもやはり授業自体が変わっていきますので、例えば先ほどの保健室に行く回数等々につきましても、毎時間子どもたちが保健室に行った記録も残りますし、先生たちの健康についても管理職のほうで把握はしていると思いますので、今後來年以降、堅調な変化が現れたということであれば、一つの可能性として考えていく必要はあるかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 少し個人的な経験を踏まえつつ言いますけれども、私はアレルギーは多分ないんですけども、色覚異常を持っているんです。2年前に人権講座ひまわりでそれが主題になったので、この中にも参加された方がいらっしゃると思いますが、自分の経験を言うと、小学生に入って検査が始まって、数字や文字が見えますかと言われて何も見えないんです。5年間ごまかし続けていたんですけども、適当なそれらしいことを言って。もう6年目に腹立てて、全くでたらめを言ったら色盲となったんです、その年は。それまで色弱だったんですけども。さすがに「盲」の字が使われたことはちょっとというか、結構ショックだったという経験を持っています。今では何とも思っていないんですけども、きっかけは中学で、一方では顕微鏡を見てもミクロの世界の色が分からないことには絶望していたんですけども、遺伝の法則のことを習って、男性であれば20人に1人ぐらいはいると。この中にも私のほかにいるかもしれないですね。もうそれで、あっ、私はこういうものなんだというふうに思えて以降はもう気にならなくなった。自分を知ることができたというのが非常に大きい。2年前の講座の話を知ると、併せて周囲が理解をするということが極めて大切だということをお話されていたかと思います。それは障害者差別解消法等の趣旨にも沿っていることだと思いますけれども、学校に場面を移すと、じゃあ理解をするというのは保護者であるとか、先生であると

か、友達ということになると思いますけれども、まずは先生に電磁波過敏症であるとか、あるいは化学物質過敏症であるとか、福岡市では香りの害、匂いに敏感な方ということがテーマで9月質問があったかと思うんですけれども、そうしたことがあり得るということをまずは教員サイドで共有していくというようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの色覚という話でいきますと、学校現場で黒板を使っておりま  
すけれども、緑の黒板に赤の色で書いたら、とっても見えにくい方がいらっしやると。これは  
若い先生方にそこはしっかり伝えます。自分では気づかないけれどもというところかもしれま  
せん。先ほどの困り感というところを私使わせてもらいましたけれども、子どもたちは自分じ  
ゃあ分からずに、そこに自分が困っているんだけれども、そのことにも気づかずに生活してい  
るという子どもがいるということも我々は考えなくてはいけないと考えております。

先ほどの電波の件につきましても、黒板なんかはそれこそ授業の練習するときに教えること  
ができるんですけれども、例えば市教委としては、先ほどの使わないときは電源を切るという  
ことのなぜそれをするのかということ、もしかするとそこで困り感を生じている子どもがいる  
かもしれないということを伝えることで、先生方にまず理解をしてもらうというところから始  
めていければと考えておるところです。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 細かいことはいろいろあるにしても、今までおっしゃっていただいたよ  
うな内容で一つ一つの出来事に対処していくことで、仮に病気のこの症状を持っている子がい  
たとして、それ自体は治らないかもしれませんが、いずれ学校生活、社会生活を送って  
いく上ではとても大切な要素を埋めていくことができると思うので、そこは期待したいと思  
います。

この点について、最後まとめて言いますけれども、教訓のようなものがあるように思ってい  
ます。2つあるんですけれども、一つは、よく聞かれるWHOではなくて、ヨーロッパの科学  
技術研究協力機構というのがこれに関してファクトシートというのを出しているんですけれど  
も、基本的な立場は総務省と一緒にです。原因、因果関係等は分かっていない。ただし、以下3  
つのことを念頭に置いて、体系的にアプローチしていく必要があると。1つは、その情報提供  
すると。今最後に言ったこともそれに関わると思うんですけれども、情報提供。2つ目、個人  
的にはこれがとても大切だと思っているんですけれども、初期の症状のある人に対しては援助  
を申し出ると。理由が何であろうと困っている人に手を差し伸べるという姿勢だと思いま  
す。冒頭、市長にもあえて聞いたのは、コロナ禍だからというのものもあるんですが、地方自治体にと  
ってはこの姿勢はとても大切だと思うので、初期症状の人には援助を申し出るという姿勢で臨  
んでいただきたいと思えます。そして、もう重篤もしくは長期の症状を持っている方につい  
ては、治療をします。これはもう当然かもしれませんし、先ほどで言うと専門機関という範疇に  
入っていくと思えます。この3つ、特に2つ目を市には留意していただきたいなと思っていま

す。

もう一つ、こうした国際的な機構での生体への電磁波の生体影響と申しますか、その評価に関わった日本人の方が書かれていたものがあるんですけども、2つ大切なことがあると。一つは研究、これは総務省も言っていることです。研究が必要だと。まだ分からないことが残っている。もう一つは、リスクコミュニケーション。リスクコミュニケーションというのは、簡単に言えば正確な情報を関係者がみんなで共有すると。その上で解決策、合意形成というのを図っていくと。これは私も本当に大切だと思います。このリスクコミュニケーションのことを最後に言ったのは、この考え方は2件目に太宰府市が持っている指導要綱にも生きているのではないかと受け止めていますので、最後にこれを述べといて、2件目のほうに移りたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 2件目の太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱についてご回答いたします。

携帯電話基地局は、昨年度に6件、本年度はこれまで4件の設置届が提出されていますが、5Gに対応した携帯電話基地局であるかは確認できておりません。変更届や相談につきましては、事業者1社から既存の携帯電話基地局を5Gに対応するための変更工事に関し、指導要綱による届出の要否についての問合せがあり、届出の必要はない旨を説明した上で、周辺住民の方から説明を求められた場合は必要に応じてご対応いただくようお願いしています。

変更工事により5G対応となった携帯電話基地局や指導要綱に定義する施設以外の施設での5Gの導入が市内で行われた例については把握できておりません。

また、携帯電話基地局の変更工事についても新設と同様の定めが必要とのことですが、5G電波に対応するための既存の携帯電話基地局の変更工事については、今のところ事業者による設置計画の周知及び説明を求める指導要綱の改正は予定しておりませんが、指導要綱第7条第7項に、事業者は、既存の携帯電話基地局について、近隣住民、周辺住民または区自治会の代表者から説明を求められた場合は、必要に応じてこれに対応するよう努めるものとする規定しており、これにより対応するところで考えております。

なお、現在、WHOを中心に国際的な取組として世界中で電波と健康についての研究が行われており、総務省から発表される情報と併せて引き続き情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

初めに、これ6月の続きという面もあるので、市長に確認しておきたいんですけども、最初質問を読み上げたときに、6月の予防原則についての市の見解を私が自分の言葉でまとめたんですけども、あえてもう一回言えば、国の設けている基準、規制については市独自の運用をすることはしない、しかし市民の心配や不安には可能な限り対応することが必要だということ

でしたけれども、このように理解してよろしいかということを確認したいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、私も先日の答弁全て覚えているわけではないんですが、基本的には予防原則について、先日いたした答弁は責任持っていたしておりますので、それで構いません。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。予防原則ということを確認させていただいたのは、先ほどリスクコミュニケーションという言葉を出した後でこちらに来たんですけれども、予防原則というのが、これ経営学の用語らしいんですけれども、リスクマネジメントというものの一つの策としてあるようです。一旦説明したほうがいいのか。リスクをどう管理していくか、あり得る危険をどう管理していくかという一つの方法ということですね。

先ほども私がまとめたとおりでいいのであれば、太宰府市としては市民の心配や不安には可能な限り対応していきたいということだと思うんですけれども、これは先ほど教育部のほうでは学校内のこととしては確認できた内容だというふうに考えています。その上で、実態をあえて聞いたので、そこで確認させていただきたいんですけれども、5Gに対応した携帯電話基地局等があるかについては、簡単に言うと把握していないということですね。単純にないかもしれないので、そのこと自体がどうという問題ではないんですけれども、逆に言うと、把握しようと思ったときには今の要綱では把握し切れないというふうに考えていいのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在の要綱では携帯基地局を設置する場合に届出をするということになっておりますので、5Gになったかどうかということの把握はできないような中身になっております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 他方で、第7条第7項で、近隣住民、周辺住民、自治会の代表者から説明が求められた場合にはという文言があるんです。これによって対応していきたいということでありましたけれども、これは説明が求められた場合にはということなので、これだけでは今のご回答の再確認のようなものかもしれませんけれども、全てを把握していくということではできないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） この指導要綱ができましたのが平成26年ですけれども、それ以降、設置につきましては全てを把握できるということになりますけれども、変更とか改造、そういったものについては把握ができないということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 要綱が制定されたのは、先ほどちょっと言いましたけれども、ちょうど

障害者権利条約であるとか、SDGsといったものが採択されるちょうどその前後の時期なんです。その頃にこういうものができたこと自体はとても評価していいことだと思いますけれども、その後5年、6年とたつ間にSDGsは非常に一般化しましたし、問題として考え得るのは、当時の要綱のままで今の状況に対応できるのかと。もっと言えば、最初に言いましたけれども、技術の革新が生活環境を変えていくというのであれば、それに対応していけるのかという問題。先ほど予防原則のことを確認させていただいたのは、その中に可能な限りという言葉が入っているんです。今回の質問でも、最後、要綱を変更することは可能なのかという聞き方をしていますけれども、現時点で要綱を変更までも対象にすることは考えていないということでしたけれども、それは考えていないだけなのか、不可能なのか、そのどちらなのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在つくっております指導要綱と申しますのは、市民の皆様、事業者の皆様、それぞれの立場を考えた上で定めております。制度的にできないかということではないんですけれども、現時点ですることは考えていないということでお答えをしたところで

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） これ議論し出すと時間かかってしまうんで、簡単に言うと、不可能というわけではないけれども、今やれる範囲ではそういう状況にあるというような理解でいいかと思うんです。ただ、問題と懸念する点は幾つかあるんですけれども、リスクコミュニケーションにしても、マネジメントというのにしても、どんどん状況が変わっていく中で対応し得るように、かつ電波環境が変わっていくことは予測可能な、それがどういう影響を持つかは分からないにしても、変わっていくこと自体はまず確実だし、かつ十分に予測できる。もう可能性どころか蓋然性、ほとんど必然性が高い。そういう世の中の流れの中で五、六年前に定めた要綱で把握し切れない部分が残るということをそのままに放置しておいて、放置という言葉が言い過ぎかもしれませんが、そのままでは残るところがあると。これは市長にお尋ねしたほうがいいのかと思うんですが、そのことに不安を感じることはないでしょうか、市長として。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、本当に予測していなかったもんですから、もう一回お聞きしますけれども、そのことにということでしたけれども……。

（5番笠利 毅議員「分からないことに対して」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） 分からないことなのか。

ちょっと長くなりますけれども、私自身もかなりいろいろ目に見えないものも含めていろいろ気になるほうでして、ちょっと話されるかもしれませんが、昔蚊に刺されたときに、どう考えても人より自分がかゆいんだと思い込んでいたんですけれども、周りにも説明できず、そういうことも含めて自分が分からないことに対して分からないことを、もう一回いいで

すか、すみません。分からない……。

(5番笠利 毅議員「分からないところが残る」と呼ぶ)

○市長(楠田大蔵) 分からないところが残る、ですからいずれにしても自分に置き換えても、何かこうしたことについて証拠がないとか、いろいろな目に見えないとか、そういう中で把握ができないけれども、自分自身が気になってしょうがないと。それがしかも分かってもらえなければ余計気になってしまうということはやっぱりあるんじゃないかと思っています。

○議長(陶山良尚議員) 5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 分からないところというのは、先ほどの文脈だと、電波環境、主観的なものというよりは客観的な市民生活を取り囲んでいる環境について分からないところが残らざるを得ないというような要綱の現状ということについてだったんですけども、生活実感で答えていただいたこと自体はそれはそれでよししたいと思います。

ただ、私としては、太宰府市、一つの地方自治体が、これからの社会環境の変化の中で、市民の暮らしと生活と命を守るために知っておかなければならないとまでは言わないにしても、知っておいたほうがよいだろうと思われる範疇に属することがどうしても知ることができないまま残るということを放置しておいていいのだろうかということなんです。先ほど教育の分野では、まずは先生には確実に知ってもらおうというような方向性で考えていただけると思っていますけれども、学校の外を出れば、それは仕組みとして何かしら生活環境の変化を把握するすべというのを持っとくにこしたことはない。それによって正確な状況を把握しないことにはリスクコミュニケーションもリスクマネジメントもできない。ここは部長に確認すればいいかと思うんですけども、指導要綱、目的としているものがあつたと思うんです、何をしたいか。それをもう一回言っていたらいいと思います。

○議長(陶山良尚議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(濱本泰裕) この指導要綱の目的は、一番最初に書いてあるんですけども、携帯基地局の設置に係る市民と事業者との紛争を未然に防止すること、これが目的でございます。

○議長(陶山良尚議員) 5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 紛争は望ましくないので、一種のリスクがそこにあるので、このような要綱を定めたと考えていいと思います。

未然に防ぐためには、あらかじめ予測して動かなければならないと思うんです。今日、最終的な結論をここで出していただこうとは思いませんけれども、変わり行く生活環境、現在幸いにして太宰府市はこの件について言えば指導要綱というものを持っていて、常に古くなっていく情報でしかないかもしれないけれども、それをつかむすべを要綱という形で持っている。それをこれから世の中の変化に合わせて常に最新の情報をもつかんでいけるように工夫していかないかということを考えていただきたいと思っています。趣旨が伝わっていればいいのですが。

最後に、予定ではあと10分間しゃべるんですけども、今回このテーマを取り上げたのは、私自身がずっと気にしていたというのもあるんですけども、昨日来の一般質問を通じても感じたことですけども、コロナのこの一年の中で、ちょっと言えば、国というものが地方自治体にとってはリスク要因であるということが、何らかの意味では、人それぞれ受け止め方はあろうかと思えますけれども、明らかになったという面はあろうかと思えます。逆に言うと、県であれ、市町村であれ、自分たちでできることを自分たちでしっかり把握して、自分たちで判断していくということが強く求められるし、期待されるようになってきたと思えます。

今回2つの似たようなものを別々に取り上げる中で言いたかったことは、一つは、困っている人に目を向けてほしいということ、そのためには周りが知ることと周りの様子をしっかりと把握するというを常に心がけていただきたいと、そのことを強く思っています。市長に対しては、そうした先が読めない中で決断せざるを得ない。これは市長に限らず、例えばG o T o キャンペーンについてもそうです。エビデンスはないと言いながら予防的な措置を取るとして、最初に札幌と大阪を除外したと。論理的にはむちゃくちゃです。むちゃくちゃですけども、間違った判断かという、必ずしもそうではないかもしれない。緊張感の高いまた来年になろうかと思えますけれども、職員の皆さんには一人一人への視線としっかり正確なことを事務員自ら知って、市民に伝えることを気をつけていただきたいし、市長には何かのときにはしっかりした考えに基づいて判断できるようにということを心がけていただきたいと思っています。いい方向に、まずは学校の授業がきちんと始まることを祈りつつ、質問を終わりたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月18日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（5日目）

〔令和2年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和2年12月18日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第59号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第2 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第61号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第62号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第63号 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第64号 福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について（分割付託）
- 日程第8 議案第66号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第67号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 議案第68号 令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第11 議案第69号 令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第12 議案第70号 財産の取得（太宰府市立小中学校大型提示装置）について
- 日程第13 発議第1号 太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 舩越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |

13番 長谷川 公 成 議員

15番 門 田 直 樹 議員

17番 村 山 弘 行 議員

14番 藤 井 雅 之 議員

16番 橋 本 健 議員

18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市 長 楠 田 大 蔵

教 育 長 樋 田 京 子

総 務 部 理 事 五 味 俊 太 郎

都 市 整 備 部 長 高 原 清

観 光 経 済 部 長  
兼 国 際 ・ 交 流 課 長 吉 開 恭 一

健 康 福 祉 部 長 友 田 浩

教 育 部 長 菊 武 良 一

副 市 長 清 水 圭 輔

総 務 部 長 山 浦 剛 志

市 民 生 活 部 長 濱 本 泰 裕

公 営 企 業 担 当 部 長  
兼 上 下 水 道 課 長 百 田 繁 俊

観 光 経 済 部 理 事  
(V 字 回 復 担 当) 東 谷 正 文

健 康 福 祉 部 理 事  
兼 高 齢 者 支 援 課 長  
兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 田 中 縁

教 育 部 理 事 堀 浩 二

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議 会 事 務 局 長 阿 部 宏 亮

書 記 井 手 梨 紗 子

書 記 岡 本 和 大

書 記 平 田 良 富

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第59号から議案第63号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

本議案は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点からの措置を講じるという改正である。主な改正内容は、使用者を所有者とみなす制度の拡大及び現に所有している者、相続人等の申告の制度化の規定の整備であるとの説明を受けました。

委員からは、基本的に全部登録していくという姿勢で臨むと理解して良いのか。本来の土地所有者の相続人がそれを分かったときにトラブルが起きないのか等の質疑がなされ、執行部から、全部を登録するというのが第一原則であり、市としてはそれを目指しているが、所有者を見つけるのに困難な場合もある。今回の改正で使用者を所有者という形に変更できるため、課税業務が軽減されるとの回答がなされました。

さらに、委員から、本市における所有者不明土地は何件あるのか。三月经過後の罰則規定はないのか等の質疑がなされ、執行部から、今年度の納税通知発送件数は約2万4,000件で、そのうち実際に相続登記まで行われていないものが1,300件ほどで全体の約5%である。また、

罰則規定というのは特に設けていないとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、10月22日付で税制審議会より3年継続することが望ましいとする答申内容を尊重し、適用期間を3年延長し令和6年5月22日に改正するため、太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正するものであるとの説明を受けました。

委員からは、税制審議会でも争点となった点はその質疑がなされ、執行部から、税制審議会でも7年間の取組を振り返っていただき、一定の評価をいただいたものと受け止めているが、一方で用途について充当すべき事業を精査すべきではないか、また制度的な見直しを含めた内容の検討を行う必要があるのではないかと指摘されてきたところである。このような意見については真摯に受け止め、検討に当たっては過去の審議経過等を踏まえて慎重に行っていきたいとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第60号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、令和3年1月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないように規定の整備を行うものである。主な改正点としては、税制改正の影響で被保険者の担税力に変化がない場合でも7割、5割、2割の軽減措置に該当しにくくなることから、保険税軽減判定基準額の見直しを行うことでその影響を遮断するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第61号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に準じて規定の整備を行うものである。主な改正点としては、今までの「特例基準割合」という名称を「延滞金特例基準割合」という名称に改めるものであり、加算した割合が年0.1%未満となった場合でも0.1%の割合とするよう下限を設けたとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」。

本議案は、平成28年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律を受け、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する新たな状況の変化が生じていることを踏まえ、本市の責務を明確にし、部落差別の解消に努め、もって部落差別のない

社会を実現することを目的に制定するものである。既に令和2年5月現在で、福岡県内60市町村のうち31の自治体で新規に制定、または既にあった条例の改正が行われている。昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法、昭和57年に制定された地域改善対策特別措置法、そして昭和62年からは地対財特法が制定されたが、これらの3法は主に地域の生活環境の改善や社会的基盤の向上に対するものであり、今回の条例は市民一人一人の意識にアプローチするものであるとの説明を受けました。

委員からは、市の責務が抽象的だが、具体的にはどういうことを想定しているのか、またこの条例を今制定する具体的な必要性がどういったところにあるのかとの質疑がなされ、執行部から、相談体制とか実態調査、それから教育、啓発を進めていくことが市としての責務であろうかと思う。また、制定の必要性は情報化の進展に伴い状況の変化が生じているということが1つ。インターネットを利用しての様々な差別的な書き込みや同和地区であるかの問合せ事象など、まだまだ部落差別というのが現存している。そういった中で、太宰府市という基礎自治体、市民に一番直結している公共団体として、こういった条例を制定して部落差別を早く解消していくという主体的な姿勢を示すことは大切なことだと思っているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、条例制定の根拠となっている部落差別解消法の制定過程の中でも国会においては附帯決議が上がっている。その附帯決議において、過去の民間団体の行き過ぎた言動等を踏まえ、これに対する対策を講じることを併せて総合的に実施すること、教育及び啓発を実施するに当たっては新たな差別を生むことがないように留意すること、実態に係る調査を実施するに当たっては新たな差別を生むようなことがないように留意と慎重な対応を厳しく求めている。部落差別の解消に逆行するという議論のある中で可決をされた法律に基づき制定される条例であると考え、以上の附帯決議の点も踏まえた対応をきちんとしていただくよう太宰府市に求め、反対討論とするとの反対討論が1件ありました。

討論を終え、採決の結果、議案第63号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第59号から議案第63号までの報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第61号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第62号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」、反対の立場で討論いたします。

私たち日本共産党は、平成28年部落差別の解消に関する法律の制定がされた際に、部落問題の解決は民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進したと強調しています。国の特別対策の終結から14年を経て、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあると表明し、反対をしています。法律制定後、福岡県内で条例改正、新規制定された自治体は半分程度です。筑紫地区では、制定をしていない自治体もあります。地域住民が条例制定することによっていつまでも地域としての差別が続いてしまうことを危惧している声により、条例制定に至らなかったと聞いています。太宰府市の現状はどうでしょうか。実態調査によって地域住民の方は、地域外との収入、経済状況が厳しいということから扶助費を支援し、子どもたち、高齢者には余暇や学習環境を保障していますが、実際に地域住民の方でそのような対応を拒否されている、また避けられている方もいると聞いています。地区限定の支援を行うのではなく、一人一人の経済状況、学習到達度を見て市内で同じような環境にある子どもたちと

ともに必要な一般施策、制度の中で支援していくことに転換していくべきだと考えています。また、条例制定をせずとも、歴史的な学習は十分に人権学習の中で学ぶことは可能です。私自身もひまわり人権講座の中で、当事者の方の話を聞いて学ぶことが多かったです。

日本共産党は、関係者の取組によって基本的には社会問題としての部落差別は解決し、政府も2002年これ以上の特別対策は問題の解決に有効とは言えないとして同和対策事業を終結させたというのが歴史の到達点だとしています。このようなことから、本条例制定については同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」、賛成の立場で討論します。

部落差別の解消の推進に関する法律が2016年、平成28年12月16日に成立、施行されました。部落差別解消法が成立した背景の第1は、日本の人権運動史にも特筆すべき幅広い国民的運動の成果があったということです。第2の背景には、ネット上での差別横行、挑発的な全国部落調査復刻版出版事件など、部落差別の増大と悪質化がありました。第3の背景には、日本も世界人権宣言をはじめとした人権の世界基準に追いついていくべきという国際的な潮流です。

この部落差別解消法の意義は、部落問題に関する法的空白が解消されたことです。特措法失効後は、法的根拠がないかのごとく同和行政の後退の口実にされてきました。しかし、この法律では、部落差別の存在を認知し、被差別部落があると公式に認知したことです。

太宰府市は、同和問題をはじめとした様々な人権問題解決に向けて取り組み、大きな成果を上げてきました。今回の条例制定は、部落差別を決して許さないという太宰府市の確固たる信念と姿勢の表明と受け止めています。この条例により、さらに同和問題解決の具体的かつ実効性のある施策を前進させることが重要です。そのためには、全ての市民の方に理解と支援をいただけるよう、関係機関、関係団体ともに協力、連携することが差別を許さない、見逃さない、誰もが笑顔にあふれた人権の町太宰府市の始まりにつながると考えます。

以上の理由により、本条例制定に賛成であることを表明し、私の賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第64号 福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第6、議案第64号「福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第64号「福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告します。

これは、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い規定の整備及び字句を整理するもので、附則第3項はこれまで「特例基準割合」であった名称を「延滞金特例基準割合」に定めるもの。また、附則第4項で追加する規定は、加算した割合が0%にならないよう、最低でも0.1%とするためのものと説明を受けました。

委員から、延滞金の発生状況について質疑があり、執行部から、延滞金が発生している事例は起こっていないと回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について**

○議長（陶山良尚議員） 日程第7、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしてですが、まず今回の補正予算においては人件費に関連する補正項目が多く計上されており、その内容は人事院勧告に伴う給与改定により、さきの臨時会において可決、施行された太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、特別職、市議会議員、任期付職員及び一般職の12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引き下げるようになったことに伴う予算の減額であり、冒頭に一括して説明を求め、質疑を行いました。

人件費関連以外の主なものとしては、2款2項1目総合企画推進費の310万2,000円の増額補正について。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって昨年度に中止となった、新元号令和の考案者とされる中西進氏を招いての令和イベントを開催するための費用であると説明がありました。昨年度と同じく実行委員会を組織し、市内各団体にも協力をいただきながら、現在のところ令和3年2月14日に開催予定としており、その実行委員会への補助金として310万2,000円を計上するとのことでした。

次に、10款1項2目学校教育運営費1,070万円の増額補正について。これは、学校が再度臨時休業になった場合に、全ての児童・生徒の自宅オンライン学習を可能にするために、貸出用のWi-Fiルーターを購入する費用であると説明がありました。1台1万円を上限として国庫補助金の対象となっており、1,070台を購入する予定であるとのことでした。

委員から、GIGAスクール構想に伴う設備が現場に整う目安はいつ頃になるか、1,070台の台数の算出の根拠、電磁波等に関する過敏症という問題について対応はどういうふうと考えているかなどの質疑がなされ、執行部より、現場に整う目安は2月末ぐらいをめどに調達を進めている。台数の算出の根拠は準要保護の児童数を目安に決定した。過敏症については、採用する機種は総務省におけるWi-Fi等の電波の大きさ等に関する基準を満たすものと聞いている。過敏症は様々なケースがあり、国の機関も研究を進めていくべきであると言っているこ

とから、ほかのケースも含め、子どもたちの様子や健康観察の状況等も気にしながら必要に応じた対応を検討していくように考えているなどの回答がありました。

次に、10款5項2目スポーツ施設管理運営費816万2,000円の増額補正について。これは、松川運動公園体育館のPCB含有安定器について、令和3年3月31日までに処分することが義務づけられていることから、廃棄処分するための手数料であるとの説明がありました。

委員から、施設内全て再度点検はなされたのかなどの質疑がなされ、執行部より、松川運動公園体育館内の全ての照明器について調査を行い、50基の照明のうち17基のナトリウム灯にPCBが含有されているという確認が取れたなどの回答がありました。

次に、歳入の主なものとして、19款1項1目財政調整資金繰入金1億6,295万1,000円について。これは、今回の一般会計補正予算（第7号）の調整財源として財政調整資金を繰り入れるものであり、これによる令和2年度末の残高見込みは、予算ベースで30億7,501万6,000円となる予定であるとの説明を受けました。

次に、債務負担行為補正の主なものとして、施設予約システム構築委託料及び施設予約システム使用料の変更、施設予約システム使用料（延長分）の追加について。これらは、令和3年3月31日で契約期限を迎える現公共施設予約システムについて、令和3年4月1日からの新システム稼働に向けたプロポーザル方式による業者選定を今年度当初から行うよう準備をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、業者選定事務を予定どおりに進めることができなくなったことにより、新システムへの移行を1年先送りするための債務負担行為の追加と変更をするものであるとの説明がありました。追加分は、新システム稼働までの1年間延長分であり、変更分については限度額の変更はなく、債務負担行為の期間をそれぞれ1年間延長するものとなり、それぞれ今年度中に手続を行う必要があることから補正を行うとのことでした。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

初めに、今回の補正予算においては人件費に関連する補正項目が多く計上されており、これらはいずれも人事院勧告に伴う給与改定に伴うもので、11月27日に招集されました第5回臨時会において太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が可決、施行され、一般職の12月の期末手当を0.05月分引き下げ、本年12月期の期末手当を現行1.3月分から1.25月分に改定することとなったことに伴う人件費の予算減額及び関連する予算の増額補正であるとの説明を受けました。

次に、当委員会所管分の主なものとしましては、令和元年度の国庫負担金、県費負担金等の精算返還金、追加交付金が多くあり、款項目ごとに説明を受けました。

その他では、2款3項2目賦課徴収費350万円の増額補正について。これは、新型コロナウイルス感染症による影響で企業の業績が悪くなり、法人市民税の還付金額が増加していることにより、過誤納金還付金が不足するものとの説明を受けました。

次に、3款1項4目の障がい者自立支援給付事業費6,920万円の増額補正について。これは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用であり、昨年度の上半期と比較し、介護・訓練等給付に係るサービスの利用件数が増えていることによるものである。主な内容として、行動援護及び就労継続支援関係のサービスの利用が増えているとの説明を受けました。

次に、同目の障がい者地域生活支援関係費11万円の増額補正について。これまで聴覚障がいの方が病院に行かれる際に、必要に応じて本市の手話通訳者が同行していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により病院への同行が制限されることが多くなり、聴覚障がいの方と手話通訳者、もしくは医師と手話通訳者との意思疎通を図るためにタブレットを購入するものである。この事業の財源は、国庫補助の10分の10となっているとの説明を受けました。

次に、同目の障がい児通所支援給付関係費4,500万円の増額補正について。これは、児童福祉法を根拠とした障がい児の方々に対するサービスであるが、民間事業者やNPO法人等の運営による障がい児通所支援事業所の利用者数や利用者1人当たりの利用回数が増加しており、当初予算では不足が見込まれるためとの説明を受けました。

委員から、施設が増えているから利用者も増えているという相関関係があると理解してよいのかなどの質疑がなされ、執行部より、昨年度から1か所増えており、太宰府市内に放課後等デイサービスといわれる事業所が全体件数として15か所あるとの回答がなされました。

次に、同項8目の後期高齢者医療費3,581万1,000円の増額補正について。後期高齢者医療保険制度における医療費の負担は、医療費総額の約1割を被保険者の保険料で、約4割を74歳以下の現役世代の後期高齢者支援金で、残り5割を国、県、市が4対1対1の割合で負担することとなっており、市負担分がこの福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金である。この負担金については、当該年度に広域連合から通知される概算額で支払い、翌年度に広域連合

からの精算通知に基づき精算することとなっている。このたび令和元年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴い、広域連合から不足額の精算通知があり、増額補正をするものであるとの説明を受けました。

次に、4款1項2目の成人健康診査費550万円の増額補正について。市で実施しているがん検診は乳がん、子宮がん、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんであるが、そのうち胃がん検診について、特に胃内視鏡健診の受診者数が前年度の1.32倍で推移している関係で不足が見込まれるとの説明を受けました。

次に、第3表務負担行為補正の追加については、診療報酬明細書等点検業務委託料、令和2年度から令和5年度まで、限度額264万円とする債務負担行為補正。これは、生活保護受給者の医療レセプトを点検し、医療扶助の適正化を図る目的で実施している委託業務の令和3年度分に係るものである。当該業務は、委託開始時期を令和3年4月1日とするため、本年度内に入札、契約を行う必要があることから、今年度は予算を伴わないゼロ債務負担と業務の委託期間である令和3年度から令和5年度までを併せて、令和2年度から令和5年度までの期間を設定するものとの説明を受けました。

次に、保育業務委託料（南保育所）、令和2年度から令和5年度まで、限度額4億458万2,000円とする債務負担行為補正。これは、平成21年度から公設民営で運営している南保育所における入所児童の保育を委託するもので、令和2年度中に契約を行う予定であり、契約期間は令和3年4月からの3年間を予定しているとの説明を受けました。

その他の審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告します。

補正予算の審査については、歳出から審査を行い、歳出に関する歳入予算については併せて

説明を受け、審査を行いました。

初めに、当委員会所管分の職員手当等の減額補正につきまして。これは、人事院勧告に伴い、本年12月期の期末手当を現行1.3月分から1.25月分に改定することによるものと説明を受けました。

次に、7款1項4目観光費を444万6,000円増額する補正について。これは、年末年始から観梅の時期まで、感染症予防対策の一つとして、太宰府に来訪された方のうちマスクを着用していない方を対象に、西鉄太宰府駅や駐車センターなどで配布するマスク1万枚の作成費用が31万4,000円、また来訪される方が体調をセルフチェックできるよう太宰府駅前や駐車センターなどに設置する予定のサーモグラフィー8台の購入費が160万円、そのほか本年3月に完成した特別史跡客館跡にW i - F i 機器を整備する費用が253万2,000円であると説明を受けました。また、事業の財源は歴史と文化の環境整備事業基金繰入金と県からの宿泊税交付金であると説明を受けました。

委員から、太宰府駅等の混雑する場所でサーモグラフィーが邪魔になったり倒れる危険性はないのかと質疑があり、執行部から、背面に支柱等がある場所を選定しており、その支柱等にサーモグラフィーを固定すると回答がありました。

また、W i - F i 整備の工事金額が大きい理由について質疑があり、執行部から、客館跡はかなり広く、W i - F i 機器は高出力タイプのを2基設置する必要があると回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画総務費の歴史的風致維持向上計画推進費を170万円増額する補正について。これは、古代の客館のイメージを陶板に焼き付け、客館跡にある便益施設の展望スペースに設置する費用と説明を受けました。また、事業の財源は県からの宿泊税交付金であると併せて説明を受けました。

委員から、今回の便益施設の改良計画について質疑があり、執行部から、客館跡の整備については、開設広場及び便益施設の設置、そして今回の陶板を設置することで完了となると回答がありました。

次に、11款2項3目農地災害復旧費を193万6,000円増額する補正について。これは、令和2年7月豪雨により、御笠二丁目地内の農地のり面が長さ約9mにわたり崩落したことから、現地確認を行うとともに、地権者から工事費の一部を個人負担することに同意を得たので復旧工事を行うものと説明を受けました。なお、財源については、国庫補助金等の活用をするということです。

委員から、大雨による崩落のおそれのある農地の調査状況について質疑があり、執行部から、市内全体を計画的に見て回ることは行っていないが、過去に崩落があった箇所付近については注意していると回答がありました。

その他項目及び繰越明許費補正につきましても、執行部から説明を受け、質疑を行いました。

すべての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の建設経済常任委員会所管分につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8と日程第9を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第8、議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第9、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号及び議案第67号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」。

本議案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,910万5,000円を増額補正するもの。主な内容としては、人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う減額で、財源としては一般会計繰入金と同額計上している。そのほか、令和元年度保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金として、普通交付金8,035万7,000円と特別交付金64万円、介護給付費支払準備基金として、差額の1億4,830万1,000円を積立金とする。また、債務負担行為で、診療報酬明細書等点検業務委託料として本年度から令和5年度まで限度額2,112万円を計上しているとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054万8,000円を増額補正するもの。歳出の主な内容としては、本年4月、7月の人事異動に伴う人件費の増額と人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う減額分との差額を追加するものであり、財源としては一般会計繰入金を同額計上しているとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第66号及び議案第67号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時45分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時46分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第10、議案第68号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第11、議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第68号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」、その主な内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第68号水道事業会計予算の収益的支出を346万9,000円、資本的支出を111万4,000円増額する補正について。これは、年度当初に再任用短時間職員2名が配置される見込みで職員給与費を計上していたところ、一般職員2名が配置されることにより増額補正するものと執行部から説明がありました。また、人事院勧告に伴う給与改定により12月期末手当の0.05か月分を減額補正していると併せて説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号下水道事業会計予算の収益的収入を2,063万3,000円、収益的支出を2,003万8,000円増額する補正について。収入については公共下水道使用料の増加によるもの、支出については下水道排水量の増加による流域下水道維持管理負担金の増加などによるものと説明を受けました。また、人事院勧告に伴う給与改定により12月期末手当の0.05か月分等を減額補正していると併せて説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第68号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第69号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第70号 財産の取得（太宰府市立小中学校大型提示装置）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第12、議案第70号「財産の取得（太宰府市立小中学校大型提示装置）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和2年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、財産取得1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号「財産の取得（太宰府市立小中学校大型提示装置）について」ご説明申し上げます。

内容は、GIGAスクール構想の実現に向けて学校のICT環境の整備を目的に、大型提示装置を187台購入するものです。

令和2年12月1日に一般競争入札を行いましたところ、2者が応札し、再度の入札を行いました。落札者がなく、最低価格業者からの見積書提出の結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約により、株式会社オフィスステーションカジワラと12月8日に消費税を加えた4,467万8,150円で仮契約を締結したところであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 発議第1号 太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第13、発議第1号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

〔13番 長谷川公成議員 登壇〕

○13番（長谷川公成議員） 発議第1号「太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

今回の条例の改正に当たっては、市内で大規模災害が発生した場合における議会及び議員の対応に関することを明確にし、迅速かつ的確な災害応急対策や災害復旧・復興に寄与することを目的として設置いたしました、太宰府市議会災害対応調査特別委員会におきまして、本年3月に本市議会の災害対策対応指針、災害対策会議要綱、業務継続計画がまとまりましたことから、太宰府市議会基本条例第15条の規定により実施いたしました検証の結果、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、同条例中に第11条として災害時の対応を加えるものであります。

以上が太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例の趣旨及び内容でございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきましてご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 閉会中の継続調査申し出について

○議長（陶山良尚議員） 日程第14、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年2月15日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 柳 原 荘一郎

会議録署名議員 船 越 隆 之